

第百八十九回
国会

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第十五号

平成二十七年九月二日(水曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

八月二十八日

辞任

島村 大君
吉田 忠智君

補欠選任

大沼みずほ君
福島みずほ君

九月一日

辞任

那谷屋正義君
小野 次郎君
片山虎之助君
山口 和之君
水野 賢一君
福島みずほ君

補欠選任

藤田 幸久君
清水 貴之君
室井 邦彦君
田中 茂君
中西 健治君
又市 征治君

九月二日

辞任

藤田 幸久君

補欠選任

前川 清成君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鴻池 祥肇君

委員

石井 準一君
佐藤 正久君
塚田 一郎君
馬場 成志君
堀井 巖君
北澤 俊美君
福田 哲郎君
荒木 清寛君
清水 貴之君
愛知 治郎君
石田 昌宏君

委員以外の議員

猪口 邦子君
大沼みずほ君
北村 経夫君
上月 良祐君
高橋 克法君
豊田 俊郎君
三木 亨君
三宅 伸吾君
森 まさこ君
山下 雄平君
山本 一太君
山本 順三君
小川 勝也君
小川 敏夫君
大塚 耕平君
大野 元裕君
小西 洋之君
白 眞勲君
広田 一君
藤田 幸久君
前川 清成君
蓮 舫君
谷合 正明君
平木 大作君
矢倉 克夫君
室井 邦彦君
井上 哲士君
仁比 聡平君
田中 茂君
和田 政宗君
中西 健治君
又市 征治君
山本 太郎君
荒井 広幸君

国務大臣

外務大臣 岸田 文雄君
国防大臣 中谷 元君
国務大臣 菅 義偉君
(内閣官房長官)

大臣政務官

防衛大臣政務官 石川 博崇君

政府特別補佐人

内閣法制局長官 横島 裕介君

事務局側

常任委員会専門員 藤田 昌三君

政府参考人

内閣官房内閣審議官 前田 哲君

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官 土本 英樹君

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官 植道 明宏君

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官 別府 充彦君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官 下川眞樹太君

外務省北米局長

外務省北米局長 富田 浩司君

外務省中東・アフリカ局長

外務省中東・アフリカ局長 上村 司君

外務省国際法局長

外務省国際法局長 秋葉 剛男君

外務省領事局長

外務省領事局長 三好 真理君

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長 黒江 哲郎君

防衛省運用企画局長

防衛省運用企画局長 深山 延暁君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)

○在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外一名発議)

○合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外一名発議)

○国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外一名発議)

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(小野次郎君外一名発議)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまから我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、吉田忠智君、島村大君、小野次郎君、片山虎之助君、山口和之君、水野賢一君及び那谷屋正義君が委員を辞任され、その補欠として又市征治君、大沼みずほ君、清水貴之君、室井邦彦君、田中茂君、中西健治君及び藤田幸久君が選任されました。

○委員長(鴻池祥肇君) 理事の補欠選任について

お諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと思ひます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（鴻池祥肇君） 御異議ないと認めます。それでは、理事に清水貴之君を指名いたします。

○委員長（鴻池祥肇君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

去る八月二十八日に趣旨説明を聴取いたしました武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案外四案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めることとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（鴻池祥肇君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長（鴻池祥肇君） 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案、武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案、在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案、合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案、国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案、以上七案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○佐藤正久君 自民党の佐藤正久です。

まず、今日は、維新の党提出の法案を中心に質問させていただきますと思ひます。

維新の党におかれましては、日本を取り巻く環境が厳しくなつたという認識の下に法案を提出されたことについては敬意を表したいと思ひます。また、維新の党から要望がありました政党間の修正協議、これ、私もメンバーですので真摯に対応していきたいということをまず申し上げたいと思ひます。

その上で、やはり私、法案を見させていただきまして、確認したい、すべき点が多々ございますので、それを中心に今日は質問させていただきますと思ひます。

まず最初に、国際平和人道復興支援関係でございます。私も国際協力の現場に立つた人間として、読ませていただいて、幾つか疑問点がございまして、それについて質問させていただきます。

概要ペーパーも維新の党さんからいただきました。その中に、人道復興支援活動はその実施を暴力により妨げる勢力その他のその実施に著しい支障となる勢力が存在しないと認められる場合に限り実施をするものというふうに書いてあります。

この概要ペーパーだと、残党勢力による組織的、継続的な抵抗の意思がない場合というふうに説明されておりますけれども、そういう、存在ではなくて、この不存在、これを証明することは極めて実際現場では厳しいと思ひます。

この規定には誰がこの不存在を認定するか不明確で、誰がどのような形でこの残党のような勢力が存在しないことを証明するのか、これについて御答弁をお願いいたします。

○委員以外の議員（小野次郎君） お答えいたします。

お尋ねは、人道支援実施要件のうち、そうした勢力が存在しないことをどうやって確認するのかというお尋ねだと思いますが、当該勢力が存在しないことは、人道復興支援活動の実施についての基本的な原則であると考へます。その点の確認がしっかりと行われる必要があると考へております。

維新の党の案では、この基本原則を満たしているかどうかについて、自衛隊による活動の実施までに幾重にも判断がなされる仕組みとなっております。まず、基本計画において活動を実施する区域の範囲及び区域の指定について定める。外国の区域については当該外国等との協議が必要でございます。また、基本計画の国会承認を行う。さらに、防衛大臣が基本計画に従い実施要領において実施区域を指定し、これを内閣総理大臣が承認するといった手続が定められております。

こういった判断が行われる過程において、そうした活動をするのに支障がないという条件を確認していくことを想定しております。

○佐藤正久君 私の質問は、その手続ではなくて、どうやってこの勢力の不存在、法律の方にそういう、存在しないことと、意思がないことと、確認の規定がありますので、これはどういう形でそういう不存在を確認するのかと、この質問です。

○委員以外の議員（小野次郎君） お答えいたします。

お尋ねの件は、どうやって不存在を確認するのかということだと思ひますが、なかなか、それはケース・バイ・ケースでいろいろ状況があると思うので、それを一概にどうやって確認するのかということについてはこの国会の場でお答えすることが適当かどうかは分らないんですけれども、私どもは、実施を暴力により妨げる勢力その他のその実施に著しい支障となる勢力が存在しないと認められることが人道復興支援活動を行うための土台になることだと考へております。このような基本原則を遵守できるかどうかという観点から、その活動を行うケースごとの状況に応じてこの点の判断をすべきものとして考へております。

したがって、そうした勢力を一律に定義することは難しいわけですが、例えば、ある国の政権の崩壊後に旧政権の再興を目指して抵抗活動が続ける旧政権の残党勢力があるのか、残っているのか残っていないのかなど、我が国による人道復興支援活動の実施について、そういった組織性

を持った襲撃を実行する勢力があるかどうかということを確認して、この条件が満たされているかどうかを判断してまいるのが筋だろうと、そう考へております。

○佐藤正久君 この法律の一つの一番のポイントがここなんです。法律に明確にそういう勢力が存在しないと認められる場合に限り実施すると書いてある以上は、存在しないことを証明しない限りはできないんですよ。これ、存在を認めるのと存在しないということを認めるのと、これはかなり大きな違いがあつて、不存在を証明する、これは実際上極めて困難です。これは法律上そう書いてあるので、これは存在しない場合に限り行うと。では、これを証明しない限りはできないわけですよ。

さらに、そこには、抵抗の意思がないことと、抵抗の意思がない場合行つと書いてあるんですよ。どうやって意思を確認できるんでしょうか。意思を確認するということは極めて難しい。私もイラク等は現場へ行きました。事前の調査で何回か政府の調査団も行きます。調査団行くときに、じゃ、どうやってその意思を確認するのか。これ、提出者にお伺ひします。どうやってこの意思で確認するんですか。かなり難しいと思ひますよ。

○委員以外の議員（小野次郎君） お答え申し上げます。

そうした判断というのは、常にケース・バイ・ケースであるということと慎重に行つべきだということとは繰り返して申し上げておるところでございます。当該勢力が存在しないことは人道復興支援活動の実施についての基本原則でありますから、この点の確認がしっかりと行われる必要があると考へております。

○佐藤正久君 これ、極めて実は難しく、私が派遣されたイラクにおいても、事前の調査、調整等で外交官も亡くなつておるんですよ。これ、かなり実際に、その意思を確認するとか、あるいはその不存在、確認するというのは極めて難しく、

例えば今回の政府の案は、現に戦闘が起きている現場ではやらないと、これは分かりやすい。現に戦闘が起きている現場は分かりやすいけれども、こういう不存在を証明する、意思がないことを証明する、これは極めて難しい。これは警察出身の小野先生も分かつと思うんですよ、現場の関係で、不存在を、存在ではなくて存在しないことを証明する、これはかなり難しい。

さらに、これは、さつき手続で言いましたけど、NSCなんかもかねで、実際、手続の方ではこの不存在とか意思確認とかこういうのもやるという認識でよろしいんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) 一般的に申し上げれば、そういった一般的な判断を政府としてする際にNSCが関与する部分については、この問題についても関与するということになるんだらうと思います。

○佐藤正久君 この法律読ませていただきましたし、今、そういういろんな要件を証明する、あるいはその手続のときにNSCというものが多分、今答弁で関与するという形になっていますけれども、今回、法律にNSCの法案が出ていないんですよ。NSCの関連の法案、これについては、「別に法律で定める。」と書いてあるんです。別に法律で定める、これはいつ定めるんですか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。

この点だけではないんですけども、別に法律で定めると書いてある趣旨は、これいろんな法律、膨大な法令があるので、その中で、成立して施行を待つ状態になった、その状態の中で統一が取れた形になるように、施行までに別に法律で定めるとしておくことの方が、今書いてしまつて、どの法律がどのように成立するか分からない状態です。たそこという食い違いが生じてはいけなくて、別に法律で定めるといふに書いたわけでございます。

○佐藤正久君 今、明確な答弁がございましたけれども、要は、どういう形になるか分からないか

ら取りあえずNSC法案は別に法律で定めると。ということとは、まさに政府の方は、そういう形だと、認定、例えば事態認定を含めてNSCでやること、いろいろなあります。維新の案は、全て、今回法律を見ますと、NSCに関する事項は別に法律で定めると。ということ、パッケージでないために、極めて全体の法律としては完結していないんですよ。別に法律で定めると。

でも、維新の案を見ると、この成立後、六か月以内にこれが施行になっているんですね、全て。六か月以内。六か月以内に別のNSCの法律が成立する担保というのは、これはないわけですよ。その六か月の間にその法律が通る担保がない。ばらばらにしたおかげで、結果的に、パッケージでないためにこのNSCの部分がすばと抜けているんですよ。その部分をどうやって、六か月以内に成立する担保、取れるんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) 佐藤議員もよく御存じの上でお聞きになっているんだと思いますが、閣法と議員立法の差がございます。今回の場合は議員立法として提出しておりますので、関係省庁との協議などもする機会がございます。ですから、国会で可決、成立した場合には、施行までに改めてまた政府の方において、これをどのように施行するかということについて別に法律で定めるといふにしておくことの方が現実的には調和が取れた法執行ができるのではないかと、そのように考えております。そういった政府の閣法でない中で、全て議員立法の形でそういった佐藤議員の問題意識の部分まで規定することが適当かどうかということについては、我々は、改めてこの法案が成立した際には施行までに別に法律で定めるとの方々が調和のとれた法執行が可能なのではないかと、そう思ったわけでございます。

○佐藤正久君 今、明快にもうお認めになったように、これはまだ法律上完結できないんですよ。ほかの、これから質問します存立危機事態についてもそうですけども、その事態認定もNSCでやるという部分も今のNSC法案にはありません。

ん。

全て今回、政府提出の方はなぜパッケージでやったかというところ、いろいろなところにまさにNSCが関与するわけです。今回、しっかりと法的安定性を担保する、あるいはいろいろな情勢認識をしつかり政府の方で統一する、閣議でそれを押さえる前にしっかりとそういう専門部署で押さえる、いろんなものが関係するわけです。これを、それについては後回し、後回し、後回し。これでは法律として完結しない。実際、実行できないわけですよ。

さらに、今言った不存在とか意思がないことを証明する、これは極めて困難です。その要件を、今回の法案、私、見させていただきましたけど、誰がどういう形でこの存在しないことを確認する、そういう部分も法律上何にも明記していないんですよ。そういう不在の場合に実施するというだけで書いてあつて、どういう形でこれを法律上担保するか、これは書いていないんですよ。申し訳ないんですけども、このままだと法律上の要件を満たしていない部分があるかと。議員立法の限界があるというお答えになるかもしれないけれども、これで法律で現場に実行を命ずるといふのはかなり、今までの経験からしても、実際に事前の調査、これは極めてリスクを伴うものです。そこで実際に外務省の方も亡くなっている。そういう中で、この不存在を確認する、あるいは意思がないことを確認する。じゃ、どこからどこまで確認するんですかという部分にもなります。申し訳ないんですけども、このままではこの法律はなかなか機能されるのは難しいということとをまず指摘をさせていただきたいと思つています。

次に、武力攻撃危機事態、これについて何点か確認をさせていただきたいと思つています。この法律を読ませていただきますと、武力攻撃危機事態の定義、これには「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つた事態」とありますけれども、これは、明白な危険があるということは、危険が切

迫ではなく、ということは、切迫よりも我が国に対する攻撃が発生に近い段階という認識でよろしいんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

我々の法案にあります武力攻撃危機事態は、改正後の自衛隊法七十六条一項二号において二つの要件を満たすというふうに定義しています。

一つは、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国軍隊に対する武力攻撃が発生していること。そして、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する、今先生がお尋ねになった明白な危険があると認められるに至つたことというのを要件にしています。

その意味で、我が国の防衛に参画しているという活動している外国軍隊に対して攻撃がもう既に行われているということとでございますので、そういった意味では、先生のお尋ねに対しては、更に我が国に対する安全保障に対する危機はもう明白になっているというふうにお考えいただいて構わないと思つています。

○佐藤正久君 端的にお答えください。

この危険があるというのは、危険が切迫よりも更に事態が進んで、我が国に対する攻撃が発生に近いということでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

日本語の表現について言えば、私どもは短い方が明確であるというふうな基本的な考えです。つまり、明白な危険が切迫しているというよりも、明白な危険があるという方がより強い表現だと私どもは考えております。

○佐藤正久君 つまり、これは切迫と同じ意味だということですか、それとも切迫よりも発生に近い概念、どつちでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

明白な危険が切迫しているということの表現に

については私よりも内閣の方が解説ができるのかもしれないませんが、明白な危険が切迫しているというのは解釈のしよによってはまだ明白な危険に至っていないというふうに解することもできますけれども、我が党の案では明白な危険がそこにあるということでございます。

○佐藤正久君 要は、今の答弁を聞くと、やっぱり切迫よりも発生に近いと。

武力攻撃の事態と、その法律は今現行ありますけれども、武力攻撃事態等における切迫事態とこの武力攻撃危機事態、この関係はどうなんだろう。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

先ほど既に御説明申し上げましたとおり、私どもの想定している事態では既に条約に基づいて我が国の防衛のために活動している外国軍隊が攻撃を受けているわけでございまして、その意味では、単なる武力行使が行われていない切迫事態よりも我が国の安全保障に対する危機はもう目の前に迫っているということだと御理解いただければと思います。

○佐藤正久君 今明確に答弁いただきました。その辺りがはっきりしないと、これからやっぱいろんな協議するときも出発点が分かりませんので、今明確に、武力攻撃事態等における切迫事態よりも発生に近いという明確な答弁をいただきました。

では次に、この武力攻撃危機事態という新しい事態ですけれども、これはやはり憲法上の適合性と国際法上の適合性、これは両方必要だと思ふんです。これは国際法上の適合性という観点で、国際法上の根拠、これはどこに求めることになるんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

昨年七月一日の閣議決定、佐藤議員、ございまして。その中で私どもが共有できると思ふたの

は、ちよつと説明が長くなりますけれども、これまでの個別的自衛権と集団的自衛権の言わば解釈の境界線みたいなものが常に憲法適合性と違憲性の境界線とは限らないということについては私どもも共有しているところがございます。

それによつて私どもは自衛権の再定義が可能になったということございまして、私どものこの法案で自衛権行使として考えていますのは、自国防衛のために徹頭徹尾最小限度であり必要不可欠なものというのには憲法上容認されていると、そのように考えてこの法案は作っております。

○佐藤正久君 私が聞いているのは国際法上の関係なんです。当然、こういう事態認定のときは、国内法の特に憲法上の適合性も必要ですし、国際法上の適合性、両方必要なんです。国際法上違法なルール違反を行うわけにいきませんから。

この武力攻撃危機事態、この国際法上の根拠、どこに求めるんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。

自衛権の行使でございます。

○佐藤正久君 国際法上の根拠、自衛権の行使じゃなく、根拠はどこですかと聞いているんです。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

国際法上、武力の行使が一般に容認されるケースというのは自衛権の行使と集団安全保障のケースとあると思いますが、私どもの法律は自衛権の行使を考えております。

○佐藤正久君 ということは、今、自衛権の行使というのは、国連憲章第五十一条の個別的自衛権、集団的自衛権、これは認められていますよね、そこに根拠を求めると。集団安全保障に求めないという今の答弁と理解してよろしいでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。

国連決議に基づき集団安全保障というものを容認しないわけではありませんけれども、この法律で定めているのは我が国の自衛権行使でございます。

○佐藤正久君 明確に答弁をお願いします。根拠は、自衛権行使であれば国連憲章第五十一条が根拠ということではないですか。

○委員以外の議員(小野次郎君) それ以外には思いつくものがないので、それであろうと思います。

○佐藤正久君 それであろうと思います。困るんです。一応これは法律ですから。国内法の憲法上の関係の定義も大事です。でも、国際法上の定義も、これも整理も大事ですから。

じゃ、五十一条だと思ひますと、五十一条というふうに理解した上で進めますけれども、これ、衆議院の質疑の方で維新の党の小沢議員が、この武力攻撃危機事態というのは国際法上は集団的自衛権の行使であるという評価を受け得ることを否定するものではございませんというふうに答弁されています。この認識は同じでよろしいんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。

先ほどちよつと閣議決定の話に触れましたけれども、私どものこの法律案は、政府案が法律専門家から違憲であるという厳しい指摘を受けている、あるいは法制局長官経験者からも違憲の疑いがあるという指摘を受けている中で、憲法適合性のある対案ということで私どもはこの法案を作りました。

お尋ねの国際法上の話については、今憲法適合性のことを、私たちは適合する形の法案を作ったわけでございますが、国際法上の問題については、そもそもこの集団的自衛権というのは他国防衛説というのが国際的には通説でございます。ですから、その意味で、そういう立場に立つならば、これは私、自国防衛の規定にしております。他方で、外国軍隊に第一撃があったということで、形式説に立つてこれが集団的自衛権だと判断する方もおられると思います。

は見られないだろうし、形式説に立てば集団的自衛権に見られるかもしれません。その意味で、衆議院における同僚議員の答弁というのは、そういった国際法上のあるとかないとかという議論は排除されないということをお願いいたします。

○佐藤正久君 極めて曖昧なんです。要は、他国防衛説で個別的自衛権を認めるということをや、そういうこともあり得るということですか、今は。

○委員以外の議員(小野次郎君) 他国防衛説では、我々が作っている法案は立っておりません。

○佐藤正久君 ちよつと意味、先ほどの答弁と何かそこがあるような感じがするんですけど、これも一回確認します。

これ、国際法上は、小沢先生は、国際法上これは集団的自衛権の行使であるという評価を受けることを否定するものではございません。それにについては否定はされないという今答弁だったと思います。最初の答弁で。ただ、そのときに、他国防衛説に立てばこれは自国防衛という答弁をされたので、外形的なものと目的で、そこで使い分けているので、ただ、目的的に含めて他国防衛だから自国防衛だという理屈なんです。そこを明確に、我々とこれ議論をする上にそこを明確にしないといけない。

国際法上は、これは集団的自衛権ということではないんですか、それとも個別的自衛権と、どっちですか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

衆議院での我が党の同僚議員の答弁はそういった議論が排除されないという意味で言っているんだと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、我々の出しております法案は自国防衛ということ徹頭徹尾考えておりますので、それを個別的自衛権だという説もあります。国際法上。他方で、形式的に外国軍隊に第一撃があったケースだから集団的自衛権ではないかという議論もあり

ます。

私どもの案は、憲法適合性を満たす法律案として作りまして、法制局長官経験者からも憲法学者からも合憲であると認められておりますので、国際法上の議論についてはそういった議論を排除するものではありませんということと同僚議員はお答えしたものとします。

○佐藤正久君 極めて不明快なんでしょうね。今言ったのは、国際法上、集団的自衛権というふうに見られることを否定をしないと言いながらも、これを目的が自国防衛ということなので、今、個別の自衛権というふうに見られる場合もあるという話、両方言っているんですよ。でも、普通に考えて、自国防衛と他国防衛という概念があつて、他国防衛、他国、日本が攻撃されていないにもかかわらずほかの国を守るということは、国際法上これは個別的自衛権とは言えない。

これは政府の方に、外務省の参考人に確認します。我が国が攻撃されていないにもかかわらず、ほかの国の軍隊というものを武力をもって守る場合、これは国際法上、目的があるいは自国の防衛ということであつても、これは集団的自衛権と言わざるを得ないんじゃないでしょうか。

○政府参考人(秋葉剛男君) お答えいたします。

国際法上は、集団的自衛権と個別的自衛権とは、自国に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において明確に区別される権利として確立されている次第でございます。御指摘のような、目的が自国防衛か否かという点で区別されるわけではございません。

したがいまして、我が国に対する武力攻撃が発生していない状況において外国に対する武力攻撃に対処するために武力を行使するということがあれば、これは個別的自衛権で正当化することはできず、集団的自衛権又は武力行使を容認する安保理決議に基づく集団安全保障措置によって正当化する必要があると考えております。

○佐藤正久君 まさにこれは明快な答弁なんです。

これからいろいろ修正協議をやるという上においても、その出発点で、これが他国防衛を、外形的にも目的的にも他国防衛をもってこれを個別的自衛権と言ふのはこれは極めて危険で、それは、個別的自衛権の拡大解釈というのはまさにいつか来た道で、これは絶対やっちゃいけない。これは限定的とはいえ集団的自衛権と言わざるを得ないんであれば、それは集団的自衛権と言ふべきなんです。

だから、政府の方はそういう形で、今回は、これは目的が自国防衛であつてもそれは日本が攻撃されていない段階で他国を守るという場合は、これは集団的自衛権と言わざるを得ない。ここを明確にしないと、他国防衛でありながら個別的自衛権、これを使うと、これは絶対やっちゃいけない。これは明確にそこは指摘をしていきたいと思ひます。

さらに、今回のこの武力攻撃危機事態、これに基づいて武力の行使をするときに、これはその国からの要請、同意、これは要るんじゃないか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。

なかなか答弁というのはどのページだったか見付けるのが難しく、急に変わりますと難しいところがあるというところを改めて感じているところでございますが、我が国は、条約に基づいて日本周辺において我が国防衛に従事している外国軍隊ということで、現在の日本においては安保条約を結んでいる米軍だけでございます。その意味で、アメリカと日本との関係においては、この法案がもし可決、成立して施行されることになれば、これまでどおり、日米間において、この法施行までの間に、どのような形で、どのようなケースにおいて、どのような、日本の自衛隊が米軍に、共同の反撃に出る、応援に行くという形について定めることになると思ひますので、そのことにおいて要請があつたとかなかったとか、同意があつたとかなかったとかじゃなくて、共同で対処することになると私どもは考えております。

○佐藤正久君 要請がなくても行うことがあり得るという今答弁なんでしょうか。要請とか同意がなくても、この武力攻撃危機事態においては自ら武力を行使する場合もあるという答弁だったんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。

舌足らずの答弁で御理解いただけていないのかもしれませんが、そういった佐藤議員のような質問については、我が国と密接な関係を有する他国がと書いているような政府案については重要な問題だと思ひますけれども、先ほどから申し上げましたとおり、日米安保条約の下で日米の自衛隊とアメリカ軍がどのような連携を取るかということについては、この法案がもし可決施行されることになれば、それまでの間に、当然のことですけれども、こういった場合に応援を要請してくる、場合によっては、先生も現場を御存じだと思ひますので、言わば、しばらく原因を調べるから手出しをしないでくれ、応援しないでくれと、応援の必要はないという連絡が来るとあると思ひます。様々なケースをケースごとに、当然、日米の安全保障当局同士で打合せをしますので、そういったことについて、要請がなかったのに日本の自衛隊が勝手に手を出したなという批判を受けるということとはあり得ないと私どもは考えております。

○佐藤正久君 ということは、政府の方は、存立危機事態においては国際法上集団的自衛権と認められるということから、これは要請、同意を認定の要件としています。

じゃ、維新案の場合の武力攻撃危機事態、これについては、アメリカの要請、同意は、これは要件じゃない場合もあるということではないんです。ね。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。

何度かお答えしているつもりですが、既に安保条約を結んでいる日米当局間においては、この法

案が可決、成立して施行を待つ段階になれば、どのような場合にどのようなアメリカ側からの要請が行われる、それに対して日本の自衛隊はどのように対応するというかについては、いわゆる内閣とアメリカ政府という間でも取決めが行われるでしょうし、また、いわゆる自衛隊のレベル、現場レベルでも様々な取決めを行うこととなりますので、そういったことについて、米側からの要請がないのに我々がアメリカ軍が攻撃された事態に手出しをしようというときには絶対ならないと思ひます。

○佐藤正久君 ということは、要請、同意はこれも同じ前提条件だと。これから取決めはあるにしても、もう政府と同じだと。非常にこれが大事なポイントなので、これはいづれにせよアメリカから要請なり同意があるというのが前提条件だということではないですか。じゃ、これは政府と同じだということではないですか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。

何度もお答え申し上げているつもりですが、佐藤議員の質問は、外交上の要請というものが要件になるのは、どの国との関係でそういった集団的自衛権の行使をするかというのが明確に定まっている政府案については該当する質問だと思ひますけれども、日米間においては、安保条約に基づいてアメリカ軍が日本のために防衛に従事していることで攻撃を受けた場合に、日本の自衛隊がそれに対して反撃に共同で参加する、撃退に参加するという点については、この法案が可決、成立して施行するまでの間に、日米のいわゆる安全保障というか、いわゆる軍事担当の部門、当局レベルでも取決めが行われることが当然必要になりますし、また、政府間においてもどのような場合にはどのような要請をするかというところは細かく決めることができますから、そのときが起きたときに、事が起きたときに要請するかしないかという問題ではないということをお願いしております。

○佐藤正久君 これはまだ、日米安保条約に基づいてアメリカが武力行使するというのは、日本の方が主権国家ですから、やっぱり個別的自衛権を発動した後に通常、武力行使というレベルになるわけです。その前はあくまでも警戒監視とかそういう、要は日米協力の分野はまだ武力行使の段階じゃないわけです。これは御案内のとおりだと思います。

日本が武力攻撃事態等に基づいて攻撃が発生する前に武力行使を行うわけです。そういうときに、要請、同意というのは、これはなくてやってしまうと。今の場合は多分、ないということをやっていると思うんですけれども、この部分を明確にしない。

これ何回も言いますが、これは実際は、衆議院の段階では、今井議員は、日本国に要請というものは来ているというふうな答弁もしているんです。だから、向こうの衆議院段階からちょっとこの部分は曖昧になったという認識なんですよ。衆議院段階では、これは要請はもう来ているという前提でやるという話をされているんですよ。そこは若干、参議院の方に来た段階で、議論した結果、そこが少し曖昧になった、後退になったというふうに理解してこれからいろいろお話をさせてもらえばいいんじゃないでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。安保条約を結んでいる米国のことだけを想定した法律案になっていますので、政府案についての質疑を聞いておられます。そういう要請、同意というのはある程度、事前にとか類型的にと行うことができるという答弁をされておりますので、日米間においては、いわんや日米間においては、そのようなことは、実際にこの法律が施行されるまでに十分な様々な取決めの行いになります。すので、何かそういった、アメリカ側からの要請がないのに、日本の自衛隊が頼まれもしないのに手を出すというような事態が起きるかというお尋ねは余り当たらないんじゃないかなと思っております。

ます。

○佐藤正久君 要は、この部分を明確にしないと、これいわれる違法な先制攻撃とみなされる場合もあり得るわけです。だから、非常に、政府の方も多分維新案の方も、こういう日本が攻撃されている前の段階で武力を行使するという場合においてはやはりこの要請、同意というものが無いと、いわゆる違法と見られる先制攻撃というふうな批判を浴びないとも限らない。これは非常に大事な要件なので、そこはアメリカといえどもそこは明確にしないといけないと思います。

次に、国際法上でもう一点だけ確認しておきたいことがあります。維新案のこの武力攻撃危機事態、これは、仮に国連安保理において国連憲章七章に基づく決議、これが採択された場合、また集団安全保障の世界に入った場合、これは根拠とならないというふうな認識でしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) まず、先ほどの佐藤議員の質問に私として補足させていただくならば、日米以外の第三国から見ても、日米間には安保条約があり、アメリカ軍が日本の防衛のために従事するということは第三国との関係でも明らかにしているわけですから、しかも、日米間のそういうった、この法案が可決、成立したときの施行に向けての様々な取決め、ガイドラインとか、いろんな形になると思いますが、それについても第三国に対しても明らかにすることが可能ですので、そういうった不意打ちとか先制攻撃とかいうことを第三国から言われる事態はちょっと想定し難いというのが私どもの認識でございます。

さらに、今のお尋ねについて、先ほどちょっとお答えしましたとおり、この法律案は我が国の自衛権行使について定めた、その要件を定めたというふうに理解しております。ですから、国連の集団安全保障については、それをもちろん存在を、そういうった安全保障という措置を認めないわけではありませんが、我が国として可能な限りの例えば後方支援などを行うことは当然だと思いますけれども、我が国が行う武力行使は自衛権行使に限

られるべきだと考えております。

○佐藤正久君 自衛権行使じゃなく、当然そこは理解はしますけれども、今度それが集団安全保障の世界に入った場合、国連が決議をして日本のために、日本有事のために来る、まさにこの武力攻撃危機事態等に来るといふときに、集団安全保障措置になったからやめるといふことは無いと思うんですけれども、今回、国際法上の根拠が個別とか集団的自衛権じゃなく集団安全保障措置、こういうものに移った場合はこれはやめるといふことにはならないと思うんですけれども、要はこれが国際法上の根拠になり得るといふことでよろしいですか。(発言する者あり)

○委員以外の議員(小野次郎君) 厳しい御質問をいただいております。

一つは、国連憲章の考え方においては、個別の国がとる自衛権の措置といふのも自衛権の行使といふのも、国連が有効にその集団安全保障の措置をとるまでの間というふうになっていきますよね。ですから、我々が自衛権の行使として行う措置も必要不可欠、最小限のものでなきゃいけませんし、その措置をとり続ける必要があるのであれば我々はとることができ、とるべきだと思いますけれども、いずれにしても、国連が集団安全保障の措置を開始した後は、それと矛盾するような単独行動といふのは慎むべきだろうと私どもは考えております。

○佐藤正久君 今のであれば、今の答弁で明確に、集団安全保障措置になったからといってやめるといふことではないという答弁がありました。これは、小野先生がこの前の外交防衛委員会では、集団安全保障が根拠になるなんて初耳だとか、ああいう、答弁とちょっと違いますので、これはしっかりと、これは大事な問題なんです。憲法上で自衛権の再定義をしたと、これは御党の理屈だと思えます。

ただ一方で、国際法上の整理もしないといけないんです。この部分が極めて曖昧だと、これはいろんな協議をするときに、法的安定性を含めても

極めて曖昧なんです。国連憲章五十一条という部分もあれば、七章もあるんです。今、両方で担保しておかないとこれはいけない。これはまたいろんな協議の場で議論をしたいと思えます。

最後に一点。この米軍行動関連措置法等で後方支援がございます。そこで保管とか修理、整備というのものも入っておりますけれども、この保管とか修理の方に、輸送とか書いてあるような除外規定はありません。これ、輸送には核兵器とかそういうものを除くとか政令で定めると書いてありますけれども、保管とか修理、整備の方にはそういう除外規定ないんです。これは、非常にこれが曖昧で、片や除外規定がある、同じような整備とか修理、保管にはそのような核兵器とかの保管とか修理、整備は行わないという除外規定がない。これはちょっと整合が取れないと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

先ほど、私がお尋ねした外交防衛委員会で行った質疑についても言及がありましたので、まずそれについてお答えさせていただきますが、それは、政府側から、政府案の存立危機事態による武力行使が国連の集団安全保障を根拠にして行うことがあるというから、それはおかしいじゃないかということとを申し上げたのでありまして、先ほどの私の答弁は、よく聞いていただくと明確なんですけれども、我々の法律案は自衛権行使を規定したもので、すよと。国連の集団安全保障が行われれば、それと矛盾しない形で行うことはできるけれども、別にそれを根拠にして行うわけではないということには明らかに政府の答弁とは違いますが、佐藤議員にはよろしく御理解をいただきたいと思っております。

そしてまた、今、最後に保管と整備のことについてお話がありました。私もそれについては考えましたけれども、保管とか整備というのは、当然、どういふものを保管しているのか、どういふものを整備するのかとい

うのが確認できなければできない業務ですけれども、輸送については何も聞かずに運んでしまうということがありますので、それについてはきちつと政令で、大量破壊兵器など、我が国が保有もしないし使用もしないと言っているものについては運ぶべきじゃないということを明確に規定するわけでありまして、業務の性格からそれをあえて明記する必要があるもの、つまり、頼まれたから運んだだけだという理屈は通らないよという議論を現にしていますので、それについては明確に除外しますけれども、当然のことながら、業務の性格上そのようなことはあり得ない業務については書いていないということで御理解いただければと思います。

○佐藤正久君 政府の方も、あり得ない、想定し得ないことを書いていないと同じなんです。もう例外規定がどんどん広がる、こういうことではなくて、想定し得ないことは法律に書いていないというだけの話で、これは同じなんです。最後にもう一回言いますけれども、維新案の武力攻撃危機事態、これは極めて、やっぱり定義からして、これは国際法上どうなんだという部分をもう少し詰めていただかないと、今の議論を聞いても極めて非常に曖昧なんです。これを本当にやらないと、これからの協議を含めて大きなそこになりますから、しっかりと整理をお願いして、私の質問を終わります。

○白眞勲君 民主党の白眞勲でございます。まず、八月二十九日、三十日ですか、この前の土曜日と日曜日、国会前も含め全国三百か所以上で安保法案デモが行われた件につきまして、防衛大臣にお聞きしたいと思います。

私も国会周辺のデモに行っただけですけども、今までで最大規模とも言われているわけで、本当に驚きました。この法案の批判が国民の間で沸き起こって、特に感じたことは、若者や若いお母さんが子供連れで参加されたということなんですね。

防衛大臣はこのデモに関して、昨日、記者会見でこうおっしゃっているんですね。この法案の目的は紛争を起こさせないようにすることを目指しております、是非このことが理解できるようにこれから努力してまいりたい、参議院の審議におきましてもできるだけ分かりやすく丁寧に審議を続けてまいりたいと思っております、こうお話しになったわけなんですね。

防衛大臣にお聞きしたいのは、今回、なぜこの安保法案反対という市民のうねりが今までで最大級のデモとなって様々な世代に広がっているのか、その理由について防衛大臣はどのように分析をされているのか、それをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) 国民の皆様方に様々な御意見があるということは承知をいたしているわけでございます。

政府といたしましては、新たな安全保障環境に對して国をしっかりと守り、国民の命、平和な暮らしを守っていくための必要な政策としてこの法案を提出をし、そして国会で審議をいただいて、答弁も、いただいているわけでございますが、できるだけそういった趣旨が国民の皆様方に伝わるように努めているわけですが、まだ十分に伝わっていない方もいらっしゃるということで、これから更に丁寧に分かりやすく、そういった皆様方にも説明を続けていきたいというふうに思っております。

○白眞勲君 いや、私がお聞きしたいのは、これだけいろいろな方々が何でこれだけ集まっているんだろかということなんですね。それについてお答えください。

○国務大臣(中谷元君) それぞれ皆様方、お考えがございまして、それぞれの自らの考えを表現をする、またそういう行動をする、そういうことはこの自由主義、民主主義の国におきましては認められたことでございますので、そういう趣旨の下に行動されているものと認識をいたしております。

○白眞勲君 なかなかお答えされていないようなんですけれども、今まさに防衛大臣がおっしゃいました、自らの表現をしているということですよ。

以前、ある防衛大臣経験者は、デモはテロと同じだと言って批判を浴びて撤回したことがありましたが、今までにないこういう形での日本のデモが起きているというふうな報道もありますけれども、中谷大臣は、今議会制民主主義とデモとの関係についてはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(中谷元君) 国民の立場といたしましては、表現の自由もありますし、そういった活動をするということはこれは当然のことでございます。

一方で、議会制民主主義というのは、選挙で選ばれた議員がそれぞれ国会活動を通じて、審議、質疑を行いつつながら国政の重要事項を決定していく上におきまして、与党と野党の区別もございまして、国会におきましては、政府とまた議会の関係で、政府としては国政上必要なことに對して提案をし、そして議会におきまして真摯にそれを議論を続けていくというふうな機能があるというふうな思っております。

○白眞勲君 そういふ中で、八月五日に私がこの委員会、法文上、核兵器の運搬の可能性についてお聞きしたことは中谷大臣も御記憶にあるかと思いますが、そのとき大臣は、法文上は排除をされていながら、そういうことは全く想定もしておりませんし、非核三原則がございましてあり得ないということとございましてと答弁されました。

ここで、お手元配付した資料一ページ目を御覧いただきたいと思います。これは衆議院予算委員会の議事録なんです。ちょうど広島、原爆の祈念式、折ると念じるですね、の式が終わった後の委員会でしたが、この核兵器の運搬の可能性について衆議院民主党の山井議員が総理に質問されたんですね。

二ページ目の最初の部分、安倍総理はこうおっしゃっているんですよ。そもそも、政策的選択肢としてないものをどうだという議論をすること自体私は意味がない、このように思います。

この部分、これ、発言ちよつと問題だと思えますよ。政策的判断というのは、これ、政府が決めるものではないですか。自分たち、つまり政府としては選択肢としてあり得ない話は、だからといって国会で議論すること自体意味がないんでしょうか。私は、これ、国会、ひいては国民を愚弄していると思えます。我々は、それぞれ立場は違つても、国民の代表として真摯に議論しているのが国会なわけですから、俺たちはやりつこないんだから議論する意味ないと言ったら、国会なんか要らないということじゃないですか。

中谷大臣にお聞きいたします。この特別委員会でも毎日のように議論している担当大臣として、この総理の御発言をどういふふうに思われますか。

○国務大臣(中谷元君) 私個人といたしましては、国会は言論の府、発言の自由がありまして、現に国会でこの問題も自由に御発言をいただいておりますので、そういう自由闊達な言論の場であるというふうには認識しております。

○白眞勲君 いや、大臣はそういうふうにおっしゃっていただつて、総理は、このページの二つ目の段落に、総理、こう答えています。起こり得ないことをまるで起こるかのごとくそういう議論をするのは間違っている、私が何回も申し上げているとおりであります。

つまり、政府としては、政策上やらないと言っているのに、それを議論するのは間違っている。これ、国会無視じゃないですか。独裁なんじゃないですか。きちんとお答えください。

○国務大臣(中谷元君) これは、質疑でありますので、御質問されたことに對するお答えで言われたと思ひますが、政府といたしましては、核兵器を運んだりまた提供したりすることは全く考えておりませんし、あり得ない、想定をしていないということとございまして、総理としてはそう

いう趣旨をお答えされたのではないかと思っております。

○白眞勲君 いや、ですから、議論自体を封殺するようなことを総理がおっしゃっているから議論が先に進まないんじゃないんですかということをおっしゃるは申し上げておきながら、私は、この核兵器を輸送することなんかやらないに決まっています。だから議論をするのは間違っている。たいていなることを総理から言われたら、参議院としては審議なんかできませんよ、これは。

それで、中谷大臣は昨日の記者会見でも、今参議院の審議におきましても、できる限り分りやすく丁寧に審議を続けたい、今もおっしゃいましたよね、と話しておきながら、総理大臣が議論するのは間違っている、まるで後から鉄砲を撃っているようなものじゃないですか、これ。審議も何もあつたもんじゃありませんよ。

私、まさにこれが安倍政権の傲慢さが露呈した議論だと思ふんですね。総理のやじだつて、早く質問しろよ、あるいはいいじゃないか、そんなこと。今回のこれと全く同じ乗りなんです。私も言葉尻を押さえてどうのこうのということは言いたくはないんだけど、今回の議事録を見るのは、議論するのは間違っていると何回も申し上げていると自分でお認めになっているわけなんです。

ここで、資料の五ページ目を御覧いただきたいと思ひます。

これは我が党の小西議員に対する政府の理事会提出資料なんですけれども、この数字の四の一番下の部分、「米国が我が国に核兵器の輸送を要請することはない旨確認している。」と書いてあるんですよ。つまり、総理は、日本の国会では核兵器の輸送することを議論することは間違っていると書いておきながら、アメリカとは議論しているじゃないですか、これ。

防衛大臣にお聞きいたします。これ、いつ確認したんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) いつ確認したかという

質問ですが、今般の参議院平和安全特別委員会での審議を踏まえ、外交ルートで国務省及び国防省に照会したところ、国務省日本部を通じて米国政府としての確認があつた次第であります。

○白眞勲君 ですから、私は、資料の二ページ目の一番下の最初の部分で、「そもそも、そんな弾頭自体を日本に運んでくれと米国が言うこと自体は一二〇%あり得ませんよ。」と答えているんですよ、総理が。また、次の三ページ目の下の部分、二つ目の段落には、「それはそもそも全くない話でありまして、」と書いておきながら、なぜ確認するんですかということなんです。確認する必要なんかないんですよ、これは元々。

それにもかかわらず、今確認したということですから、いつ確認したんですか、お答えください。

○国務大臣(岸田文雄君) おっしゃる通りに、改めて確認した日については、今般の参議院平和安全特別委員会での審議が行われました。この審議を踏まえ、我が国として米国政府に対して確認を行いました。タイミングについては、そのようなタイミングで確認をいたしております。

○白眞勲君 いや、だから、いつかですよ、それを聞いているんです。つまり、この八月七日以降かどうか。それはどうなんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 改めて確認したのは八月七日以降であります。

○白眞勲君 つまり、八月七日以降にこの確認をしたと。

確認の経緯というのを私聞きたいんですけれども、確認して二通りしかないんですよ。つまり、こちらから核兵器の輸送はありませんよというふうに話し始めたのか、あるいは向こうから核兵器の輸送をしてくれないか、しないかということをお願い出したのか。どっちが言い出したんですか、これは。こちらから言ったんですか、向こうから言ってきたんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国から米国の国務省及び国防省に照会をいたしました。

○白眞勲君 これは書面で照会したんでしょうか、口頭ででしょうか、その辺はどうなんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 済みません、具体的に文書なのか口頭なのか、ちよつと具体的な形については、ちよつと事前通告なかつたものですか、今ちよつと確認できておりません。

○白眞勲君 それでは、理事会でこれ、後ほど御討議願いたいと思ひます。

○委員長(鴻池祥肇君) 後の理事会に諮ることといたします。

○白眞勲君 この核兵器の運搬が念頭にないって総理はおっしゃっているんですよ、念頭にないって。そうおっしゃっているにもかかわらず、念頭になれば全く聞かないわけじゃないですか。それを総理も認めているわけなんです。つまり、政府は、国民に対しては核兵器の運搬は一二〇%あり得ないと説明しているが、もう一回アメリカにそれを確認しているということですよ。それだけやっぱ心配なんじゃない。

だから、私、もう一回聞きます。政府は核兵器の運搬についてアメリカと話し合っていたということよろしうございます。

○国務大臣(岸田文雄君) 米国との間においては、安全保障を始め様々な分野で絶えず意思疎通を行つております。その中であつて、我が国として、我が国が米国の核兵器を運ぶことはあり得ないと認識しております。そして、その上で、今回こうした議論が行われました。改めて我が国として、米国に対して先ほど申し上げました照会を行つた次第であります。

こういった形、こういった経緯をたどりながら、米国が我が国に核兵器を要請するようなことはあり得ない、このように認識しております。

○白眞勲君 今おっしゃいましたように、これ要請することはないと確認したということなんですけれども、そもそも今までの御答弁で大臣は、防衛大臣は、どのような物品を輸送するかどうかはこちら側が主體的に判断することであつて、相手

から頼まれてもしないということではなかつたんじゃないんですか。そうでしょう。

つまり、要請をしてくださいとか、しないんですよということ自体を確認する必要はないんですよ。お伺いする必要はないんですよ、これは。我々が主體的に判断すればいいんじゃないんですか。それを何でわざわざ確認するのか、それは何ででしょうか、お答えください。

○国務大臣(岸田文雄君) おっしゃる通りに、この核兵器につきましては要請もないと認識してありますし、我々が主體的にこの判断するわけでありまして、しかし、その中で今回、この特別委員会での議論がありました。この議論を受けて、改めてこれを米国側に確認をしたということでありまして。

○白眞勲君 いや、ですから、一二〇%あり得ないですよ、だから机上の空論ですよということを総理おっしゃっているんですよ。にもかかわらず、念のために確認したと言つたつて、要請するかどうかは関係ないんですよ。今までの防衛大臣の答弁では、どのような物品を輸送するかどうかはこちらが主體的に、こちら側が主體的に判断するといふふうになっているわけですから、一々確認する必要もなかつたのに、それでも念のためですから確認しておきましたというのは、どうしてそこまでアメリカにお伺いを立てなきゃいけないのかというのが私はよく分らないんですよ。

それで、今回の法案に関して、劣化ウラン弾の輸送についてちよつとお聞きしたいと思ひます。

中谷大臣は、八月三日の当委員会、共産党の井上委員、こうお聞きになつていらっしゃるんですね、井上議員が。アメリカから依頼をされれば、劣化ウラン弾も日本は輸送することができると聞かれたわけなんですけれども、八月三日に大臣はこうお答えになつております。我が国としては、保有したことがない弾薬でありますので、劣化ウラン弾の輸送の安全性については承知していないために、現時点において、他国の劣化ウラン弾を自衛隊が

輸送することができるとか、確定的に申し上げることはできませんと答弁されました。ところが、この件について、今度は八月十一日、当委員会、大塚耕平議員への答弁で、こう答弁されているんですね。劣化ウラン弾を運ぶようになります、相当自衛隊、危険でありますので、事実、そういうものは運ばないという前提の輸送支援になるということでございます。これ、答弁変わっているんですよ。最初は確定的でない、八日後には運ばない。

この答弁、もう一つあるんですね、二つ矛盾な点があるんですね。もう一回指摘させていただきますと、八月三日では安全性については承知していないという答弁が、八月十一日には相当自衛隊、危険でありますと言っているんですよ。それともう一点、八月三日は劣化ウラン弾を運べるかどうか確定的に申し上げられないと言っていたのが、八月十一日には当然運ばないに変わっちゃったんです、これ。この二つの答弁、全く正反對の答弁ですよ。これ、何で変わったんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 運ばないということについては一貫性があると思いますが、この劣化ウラン弾についても、そもそも我が国はこれを保有したことがなくて、その取扱いについての知見等を有していないものである以上、今後とも保有する予定もございません。

したがって、他国のクラスター弾また劣化ウラン弾を自衛隊が輸送することは想定していませんというところでございまして、運ぶことに関しては想定していませんというところでございまして。

○白眞勲君 いや、それは八月十一日の答弁をそのままなぞただけでして、何で変わったんですかと。確定的に申し上げられないとおっしゃっているんです、八月三日には。つまり、そこから違うんですよ。

つまり、この辺がどうして、確定的に申し上げられないところから、運ばないというふうに変ったのか、それをお聞きしているんですよ。確定的に申し上げられないから、何で当然運ばないに変わってきたんでしょうか。

いに変わってきたんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) るる政府の考え方、これ質問を受けて述べてきたつもりでございまして、この劣化ウラン弾につきましては、今お答えをしたとおり、そもそも我が国はこれを保有をしたことがなく、その取扱いについても知見を有していないということである以上、今後とも保有する予定もないということで、自衛隊が輸送することを想定していませんというところでございまして。

それぞれの御質問に際して政府の考え方を述べたつもりでございまして。

○白眞勲君 いや、全然私の質問に答えていらっしやらないんですよ。それぞれの質問に対して、それぞれ変わった答弁されたら困っちゃうんですね。

確定的に申し上げられないから、運ばないというふうになったその理由は何ですかということ、それともう一つは、安全性については承知していないということから、相当自衛隊、危険でありますというふうに変った、その二つの理由を教えてください。もう一回お聞きします。

○国務大臣(中谷元君) 今お答えしたとおり、これまで劣化ウラン弾は自衛隊は保有したこともございせんし、その取扱いについての知見、これを有していないわけでございます。また、今後とも全くそういったことも考えていないということとで、自衛隊が劣化ウラン弾を輸送するということは想定しないというところでございまして。

○委員長(鴻池祥肇君) どうぞ質問を続けてください。

○白眞勲君 是非、答弁が変わっていることは、もう大臣、お分かりいただけたと思うんですよ。分かっているのに、何で最後の八月十一日の答弁しか言わないんですか。

もう一回聞いていきますよ、私。

二つあると言っているんですよ。相当自衛隊、危険でありますというふうに言った前には、安全性については承知していないとおっしゃっているんですよ。違うじゃありませんか、これ。そして、

確定的に申し上げられないと言った後は、当然運ばないに変わってきている。この二つの答弁について、これ、どうなっているんですかということなんです。

○国務大臣(中谷元君) その安全性を承知していないということは、これまで保有したこともないし、また取扱いについての知見も有していないというふうなことで、安全性は承知していないということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君) 最初の質問に関しましては、これ、突然の質問でございました。クラスター弾につきましては、藤田委員と私は、クラスター弾の条約、これ、廃止条約、日本は締結しましたけれども、自民党の側としては、私、中心的にこれの推進を努めた人物でありまして、この危険性につきましては従前から知っておりますし、また非人道性、これも知っておりますので、藤田議員らとともに、このクラスター条約、これを国会で批准することに私は行動いたしました。

そういう意味で安全性のことについて言及をいたしました。その後、防衛省内でもいろいろ整理をいたしまして、その後、答弁をしたように、これまで保有したことがない、また、その知見も有していないということとで、今後とも保有する予定もないし、また、輸送することは想定していませんというふうなことで答弁をいたしているわけでございます。

○白眞勲君 私、今、井上議員はちゃんと事前通告されたというところらしいですよ。それが突然の御質問ですがというのは、ちよつとそれは失礼なんじゃないんでしょうか。もう一回、それはきちつと御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) この点につきまして、クラスター弾につきましては私の知見を申し述べたわけでございます。劣化ウラン弾につきましては、

私の所見、また考えを述べたわけでございます。井上議員が事前に通告をいただいたということとでございましたら、その点はおわびをいたして訂正をいたしたいと思っております。

○白眞勲君 ちよつと一回、今までの防衛大臣の御答弁を整理させていただきますと、要は、八月三日の委員会で劣化ウラン弾を輸送できるのかということについて確定的に申し上げられないというの、その時点から、そういうふうにはそのときは答えたけれども、その後、整理をして、そして防衛省で整理をしたと今おっしゃいましたね、その後、防衛省で整理をして八月十一日の答弁になったんだということよろしゅうございませうか。ちよつと確認なんですけれども。

○国務大臣(中谷元君) 累次御質問をいただきました、その都度答弁させていただいておりますけれども、八月の十一日、また二十六日ですか、そして本日答弁をしたとおりでございます。

○白眞勲君 そうしますと、またちよつと矛盾が出てくるんですね。

この八月の二十六日にこうおっしゃっているんですよ、防衛大臣は。他国のクラスター弾、また劣化ウラン弾を自衛隊が輸送することは想定をしております、このような大量破壊兵器などの輸送を行わないことは当然でありまして、そうした現実を考えられないことまでを全て法律に規定する必要はないと考えておりますというふうにおっしゃっているわけなんです。

つまり、現実を考えてないならば、考えられないことであるならば、八月三日の時点で現実には考えられないんだから、当然これはあり得ないというふうには言わなきゃいけなかったんじゃないんですか。今は、八月三日から、今の御答弁では、その後検討を重ねてと言ったけれども、だって、法文上にはあり得ないことだから書かなかったんだと言ったら、最初から、現実には八月三日の時点でもうあり得ないということになるんじゃないんですか。この今の御答弁、矛盾しませうか。どうなんですか。

○国務大臣(中谷元君) 八月三日の時点におきましてはその安全性を承知していないということ、これを運ぶことについては否定的な考えを述べたわけですが、その後、部内でこの答弁等も調整をした結果、事実として、我が国はこれを保有したことがない、また取扱いについても知見を有していないということで、この劣化ウラン弾を自衛隊が輸送することは想定していないということでございます。

○白眞勲君 いや、ですから、これは矛盾している、と私は申し上げているじゃありませんか。

つまり、二十六日には現実には考えられないと言っているんですよ、劣化ウラン弾運ぶこと自体を。何で、八月三日にそれだったら確定的には申し上げられないと言うんですか。現実的に考えられないことが、なぜ八月三日の時点では確定的に申し上げられないとおっしゃっているんですかと、その矛盾がおかしいんじゃないんですかと言っているんです、私は。

もう一回お答えください。分かっているでしょう、その矛盾なことは。

○国務大臣(中谷元君) 八月三日の時点では安全性を承知していないということでございますが、その後も質問をいただきまして、確認をした結果、やはり安全性にも問題がありますし、またまた、その知見も有していないということで、想定、輸送することは想定していないとお答えをしたわけでございます。

○白眞勲君 つまり、そうすると、三日の答弁、撤回されなきゃおかしくなるんですよ。確定的に申し上げられないということ自体おかしいじゃないですか。

だって、その後にですよ、もうこんなものはあり得ないんだ、あり得ないから最初から書かなかったんだと言っているのにもかかわらず、八月三日は確定的に申し上げられないと言っているんだから、矛盾しているんですよ。どっちか撤回しなきゃいけませんよ、大臣。

承知していないということで確定的に申し上げられないと申し上げましたが、その後、検討、確認をした結果、自衛隊が輸送することは想定していない。その理由といたしましては、これを保有もしておられませんし、知見も有していないというようなことで、まさにその安全上の理由もありまして輸送することは想定していないということでございます。

○白眞勲君 いや、とても矛盾しているんですけれども。

ここで、もう一度、八月十一日の当委員会の大塚耕平氏への答弁で、大臣こう答えているんですよ。劣化ウラン弾を運ぶこととなりますと、相当自衛隊、危険でありますので、それは当然運ばないということ、で相手先とも協議をしておりますと答弁されました。

ここでお願いいたします。この協議は、いつどこで誰と協議をしているのでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) これは、劣化ウラン弾について保有をしないというような認識におきまして、これまで日米間でも協議をしておりますけれども、そういう中で我が国の考え方を伝えていくことがあるということでございます。

○白眞勲君 いや、ちょっと私、もう一回聞きますよ。これ、「当然運ばない」ということで相手先とも協議をしております」なんです。現在進行形なんですね。だから、これ輸送対象から除外する旨の、するための調整を日米間で行っているということじゃありませんか、これは。

協議をしている、その、いつどこで誰と協議をしているのか、それをもう一度お答えください。

○国務大臣(中谷元君) 現時点におきまして、クラストー弾にしても劣化ウラン弾にしても、現実には我が国に輸送してくれというような事実はないということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 質問が継続できるようにしたら、質問を継続してください。

○白眞勲君 じゃ、もう一回、明確に聞きます。いつどこで誰と協議をしているのか、協議をし

ておりますとおっしゃったんですから、当然どこかの、対象がありますよね。いつどこで誰と協議をしているのか、それをお答えください。

○国務大臣(中谷元君) この意味につきましては、当然我が国としては、劣化ウラン弾とかクラストー弾、こういうものは運ばないということでありまして、そういうことにつきまして協議はしてきていないということでございます。

協議をしておりますということにつきまして、この協議をしておりますので、不正確な私の答弁であったということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君) 日米間におきましては、日米協力ということであるんな協議もいたしておりますが、法案等の中身等につきましても協議はしたことはございますが、一つ一つ、この劣化ウランを明示して協議をしたことではないということ、包括的には、包括的にはやっておりますけれども、一つ一つということでお話をしたということではないという意味でございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君) 不正確に捉えられかねないという発言の意味は、まず、法案の中身について包括的にはお話をいたしております。この不正確というものは、劣化ウラン弾について、一つとして協議をしていなかったということでございます。

○白眞勲君 今、大臣、私たちが何か不正確なようなことを言われちゃったら、それはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。私はただ聞いて

ちよつとその辺をもう一回、じゃ、答弁してください。

○国務大臣(中谷元君) 私が答弁をした意味は、法案の中身について包括的に議論はいたしましたけれども、劣化ウランについて、のことについては話してはなかったという意味で不正確であったということでございます。

○白眞勲君 そうしますと、この議事録を見ますと、いいですか、これ、ちゃんと読みます、僕。

「劣化ウラン弾を運ぶこととなりますと、相当自衛隊、危険でありますので、これは当然運ばないということ」と、「これは」は、当然これは劣化ウラン弾は運ばないということで相手先とも協議をしておりますと言っているわけなんです。

だから、今の御答弁ですと、包括的に劣化ウラン弾はやっていないと言ったら、これはおかしい、虚偽答弁になりますよ、これ。どうなんですか。

○国務大臣(中谷元君) 包括的な議論はいたしております。

劣化ウラン弾につきましては、数年前に日本での米国の劣化ウラン弾は全廃をいたしておりますので、それ以降、我が国としては輸送もしていないというようないことでございますが、いずれにしても、法案の中身につきましては包括的に話をしているということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) じゃ、速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君) 劣化ウラン弾のことにつきまして、日本は国内的に持っているという話でございます、その点におきましては、アメリカがという部分につきましては訂正をさせていただきます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 中谷大臣。

○国務大臣(中谷元君) その上でございしますが、これまで日米間で包括的に法案の話をいたしております。その際に、この大量破壊兵器などの輸送

を行わないということは当然のことであるということを確認をいたしまして、そういう認識の話はいたしました、クラスター弾において個別にお話をしたということは、あつ、訂正します、劣化ウラン弾について個別にお話をしたということはないということでございます。

○白眞勲君　ということは、これ今の私が申し上げた、何度も何度も申し上げるのはあれですけども、これは当然運搬しないということで、つまり、劣化ウラン弾は当然運搬しないということは相手先と協議をしておりますのでというのは虚偽ということではよろしゅうございますね。

○国務大臣(中谷元君)　包括的な話として、全体的に大量破壊兵器などの輸送を行わないという話はいたしました、この劣化ウラン弾につきましては個々に挙げていなかったわけでありまして、そういう点におきましては不正確であつたということでございます。

○白眞勲君　今、不正確という言葉がありまして、た。ということは、これは議事録訂正ということ、撤回するということではよろしいですね。

○国務大臣(中谷元君)　包括的に法案の話の中で大量破壊兵器などの輸送を行わないということは当然であるという確認はいたしておりますが、そういう認識の下で発言をいたしまして、その劣化ウラン弾について個々に挙げたことではないという意味におきましては不正確と取られるかもしれませんが、全体としましては大量破壊兵器などの輸送は行わないということは確認をいたしております。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君)　速記を止めてください。

○委員長(鴻池祥肇君)　じゃ、速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君)　劣化ウラン弾については名前を挙げて協議はしてありませんので、この点につきましては撤回をさせていただき、また理事会で御協議をいただきたいと思います。また理事会で御協議をいただきたいと思います。(発言する者あり)

この点につきましては撤回をいたしまして、修正をさせていただきたいと思ひます。

○委員長(鴻池祥肇君)　ちょっと待つてくださ。白君、ちょっと待つてくださ。

ただいまの大臣の発言につきまして、議事録の件に関しては正確な答弁ではございませんけれども、後の理事会で協議をして、その訂正等を含めて皆さん方にお諮りしたいということをごこで申し上げておきたいと思ひます。

○白眞勲君　委員長、ありがとうございます。まさにこれ、非常に大きな部分なんです。これ、自衛隊員の命も懸かってくる部分ですよ。それについて非常に誤った答弁をされているということになりますと、これ大変な大きな私は問題であるというふうに思ひます。

ということで、是非理事会で御協議をお願いを私からしたいと思います。

○委員長(鴻池祥肇君)　ただいまの件は、今申し上げましたとおり、後の理事会で協議をすることをいたします、お諮りいたします。

午前の質疑につきましてはこの程度にとどめたいと思ひます。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時開会

○委員長(鴻池祥肇君)　ただいまから我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案外六案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○白眞勲君　午前中に引き続きまして、あと四分残っておりますので、早口で少しさせていただきますと思ひますけれども。

自衛隊がこの法案で任務が広がると様々なケ

スが想定されると考えております。その一つが、市街地でテロリストと間違えて民間人を自衛官が撃ってしまったというケースで、誤想防衛、誤想というものは、ゴは誤るにソウは想像の想で、誤想防衛について、この前、衆議院で少しやりました。その中で防衛大臣はこのようなお答えになってい。ます。その撃ってしまった自衛官は、派遣国との地位協定などにもよるけれども、現行の一般の刑法が適用されるということでございますとお答えになっております。つまり、自衛官個人が処罰の対象というふうに御答弁をされたわけですよ。そういう中で、これは自衛官個人で撃つ場合もあるけれども、普通は、大体上官の命令で撃つのが普通の対応だと思ひます。上官の命令でもし発砲した場合に、その命令した上官というのは刑法の処罰の対象になるんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君)　御指摘のような事件が起こった場合には、個別具体的なケースに即して事実関係を調査の上で法的責任の有無を検討する必要があると思ひます。

その上で、あえて一般論として申し上げれば、発砲した隊員が仮に民間人を死亡させたという認識があつた場合は殺人罪の故意の存在が認められ、他の構成要件を満たす場合には刑法の規定により殺人罪の適用が考えられます。

その場合に、隊員は法令を遵守して厳正な規律を維持することを基本としておりまして、こういった民間人に危害を加えるという事態は想定しにくいものでございますが、上官によりましていかかということでありまして、これも一般論でございますが、御指摘のような場合につきましては、殺人罪の故意の存在が認められ、他の構成要件等を満たす場合には刑法の規定により殺人罪の適用が考えられるということでございます。

○白眞勲君　そうしますと、次に、上官の上、派遣部隊の司令官など、隊長、隊長よりも上官ですね、つまり司令官、そういった人たちは処罰の対象になるんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君)　御指摘のような事件が起

こつた場合に、具体的なケースに即して法的責任の有無を検討する必要がありますが、上層の上官、これが命令を出した上官とどのような関係があるかなど、いわゆる共同して犯罪を実行したと評価をされるか上層の上官、これが刑法の適用を受けるか否かが判断されることになるため、一概にお答えするということは困難でございます。

○白眞勲君　つまり、今非常に驚くようなことがあつたわけですよ。つまり、自衛官個人、撃つ個人は殺人罪の適用だと、その上官ももしかしら殺人罪になるかもしれない、しかし、その上の上の段階になるとそれは個々のケースによって変わる、つまり無罪のケースがあり得る話になってくるということは、私、これおかしいと思ひますよ。

つまり、一般の個人、だつてこれ自衛隊として組織でやっているわけですから、自衛隊として組織でやっているんだけれども、撃つたらこれは殺人罪だと、民間人を誤つて殺してしまつた場合には、場合によっては殺人罪になつてしまふんだという中で上官は何の罪も問われないということになつたら、これ本当に隊員かわいそうですよ。

ですから、そういったものについて私はすごい違和感を感じるんですけど、防衛大臣、その辺はどうでしょうか。

○国務大臣(中谷元君)　これもあくまで一般論として申し上げれば、部下に殺人罪が成立する場合に、仮に上官、これが手を下さないとしても、法的には、上官と部下の行為がいわゆる共同して犯罪を実行したと評価されるか上官が刑法の適用を受けるか否かが判断をされるということでございます。

○白眞勲君　まとめますけれども、私、これまるで旧日本軍のシステムと同じなのかなと思つたんです。私は「私は貝になりたい」という映画があるのを御存じだと思ひますけれども、要は、末端の隊員が責任をおぼせられて上司は大したとがめを受けない法律体系というのは、私は戦前と変わらないんじゃないのかなというふうに思ひます。

今回、私、この前の議論でもやりましたけれども、部隊の隊員がやられた場合、撃たれた場合にも注射を打つこともできない、衛生兵はですね、という、やられてもひどい目に遭うのは現場の隊員。そして、万が一民間人を撃ってしまったらこれはまた殺人罪で、当然これは民事訴訟で今度は多額の賠償金も請求される可能性もあるという、非常にこれは問題がある。私は、それを最後に申し上げまして、今日の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○藤田幸久君 民主党の藤田幸久でございます。

今日も、前回に引き続き、ホルムズ海峡機雷封鎖に関して主に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、資料に書きましたが、ホルムズ海峡封鎖に関する主な経緯を書いてみました。

それで、二〇二二年の九月でございますが、アメリカが主催した国際掃海訓練に海上自衛隊が参加をしております。それに関して、外務省が「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」という資料を作成しております。

この資料に関しては、七月十日に衆議院の特別委員会において、共産党の穀田議員が質問をした際に、その資料を使いながら安倍総理に質問をいたしました。非常に重要な委員会であったわけですが、その資料そのものを私は請求しておりますが、先週から、で、七月十日に穀田議員が使ったということは、もう二か月近くたっておりますけれども、昨日も外務省に請求をいたしました。資料が出てきておりませんけれども、

まず、その資料を出していただきたいということを外務大臣にお願いしたいと思いますが、今、出していただけませんか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の資料ですが、先週も、二十七日の日ですが、藤田委員の方から提出する要求があり、そして参議院の外務防衛委員会での理事会で協議いただくことになっていると認識をしております。

そして、この委員会においても、本日、今配っていたいただいたこの資料、三枚目に示していただいているようなこの資料、この資料を示した上で、理事会におきまして要求をされたというふうに承知をしております。外務省としては、引き続き今これ鋭意調査をしています。

それで、この御指摘、理事会で示したいただいたこの資料ですが、この資料と同一のものは今外務省として確認はできておりません。そして、更に申し上げますと、この資料に取扱厳重注意というこれ文言が入っていますが、外務省の中でこういった書類の取扱分類は存在いたしません。そのことも含めて同一のものが、今、外務省、今引き続き調査、確認はしておりますが、今のところまだ確認をできていません。引き続き確認努力をしたいと考えています。

○藤田幸久君 事実の違いがあると思います。

私がこの資料をこの委員会に請求したのは昨日でございます。今日の理事会じゃないということ。それから、外交防衛委員会、理事会でこの資料については話し合はされていないということですから、二つの点で事実関係が違っておりますので、訂正をいただきたいと思っております。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、二十七日の外務防衛委員会御指摘いただいたのはそのとおりだと思っておりますが、あのとき委員の方から、理事会の資料の要求を続けられたと、要求されて、その資料について要求があり、そして、あのとき委員会において、委員長が理事会取扱という判断をされたとは記憶をしております。

そして、要求、先ほど理事会で今日これをお示しいただいたと申し上げました。それは説明が不十分だったと思えます。委員が要求したのは昨日であり、そして、理事会において今日この資料をお示しいただいて、要求されたと承知……（発言する者あり）ああ、そうですか、お示しをいただいたと聞いております。そして、今日この委員会にもこれをお配りいただいて、私に出せないかという御質問をただいまいただきました。

それについては、先ほど申し上げたとおり、引き続きこれ確認をしておりますが、これと同一のものは外務省としてまだ確認できておりません。先ほど御指摘させていただいた点も含めて、同一のものがまだ確認できておりませんが、引き続きこの確認、調査は続けたいと考えています。

○藤田幸久君 まず、外交防衛委員会、私は前日、資料請求をいたしました。答弁は、外務大臣自身が現在調査中であるというふうに答弁してありますから、その日じゃないということが一点、この委員会においても、昨日、資料請求をしました。昨日、外務省から返事があって、そういったものは出せない、調査中だということでございますが、事実関係が違っております。

それで、私の質問は、この資料と同一のものを探せと言っているんじゃないかと、七月十日に使われた資料を出してくださいと言っているわけですから、昨日今日の話じゃないと。

したがって、これは、今の答弁の訂正を含めてしっかりと調査をしていただきますように、委員長にお願いを申し上げます。

○委員長(鴻池祥肇君) 後の理事会で協議をいたします。

○藤田幸久君 その上で、この資料でございますけれども、お読みいただければ分かりますように、要するに、当時、外務省は、この真ん中の黄色の部分でございますけれども、イランが封鎖をするということは非常に可能性が少ない、経済的に得策でもない、これは自分の首を絞めるようなことだということに外務省自身が認識をしていたというところが一つと、それから、下の方ですね、これまた、二〇二二年の九月にアメリカが主催の国際掃海訓練に参加することに対して、これは米国の敵と見ているイランとしては相当強い反応を惹起するので、むしろこれは慎重であるべきだということを外務省自身がこの資料で明らかに言っているということでございます。

したがって、そういう経過があったわけでございますけれども、その後、今度、二〇二三年に、

前回も質問いたしましたけれども、岸田外務大臣自身がイランの外務大臣と一緒に共同声明を出して、ペルシャ湾から太平洋に至るシーレーンにおける貿易及び航行の自由が重要であると、だから海上安全保障と航行の安全を確保することの重要性を強調したということがあるわけです。

にもかかわらず、昨年、ここに書いておりましたけれども、政府が十五事例の一つにホルムズ海峡の機雷掃海活動を入れた。そして、今年の五月のこの平和安全法制に、この集団的自衛権行使の二つの事例の一つとしてホルムズ海峡を入れた。だから、こういう経緯があるにもかかわらず、具体的事例としてホルムズ海峡を入れたという経緯があります。

これに対して、毎日のように国会でホルムズ海峡、ホルムズ海峡と事例が出ていますから、ナザルバハリ大使がやむにやまらず外務省に行ったというのが前回も質問した六月八日でございます。

この六月八日と、それから前回も確認をいたしました六月十五日の日本とイランの局長協議、これは二回とも上村局長が相手をとられたわけですが、上村局長、イランの大使の方からは、要するにホルムズ海峡を機雷封鎖する意図がないという発言があったというふうに聞いておりますけれども、そういう発言があったということを上村局長が聞かれたということで間違いありません。

○政府参考人(上村司君) お答え申し上げます。六月八日と六月十五日、それぞれイランの在東京の大使と、それからテヘランから出張されましたアジア局長と協議をしている、これは事実でございます。

その際、累次お答え申し上げておりますとおり、ホルムズ海峡に関してお話がございました。私の方から、日本は特定の国を想定して今議論して、国会で議論されているのではありませんかということをお答えをした、それが全てでございます。そして、向こうの方からは抗議の意あるいは遺憾の意というのが表されなかったということは御

説明をしておりでございます。

○藤田幸久君 質問に答えてください。イランは、ホルムズ海峡を封鎖する、そういう意図はないという発言があったかどうか、それについてのみ答えてください。

○政府参考人(上村司君) お答え申し上げます。今申し上げましたとおり、この二つの事案のときに、先方からホルムズ海峡の問題についてお話がしたいということはございました。それで、私の方から先ほどのような御説明をしたと、こういうことでございます。向こうの方の、先方のそういう意図がないということにつきましては、大使の記者会見の場で述べられている、あの発言と同じようなものがあつたのは事実でございます。

○藤田幸久君 つまり、イランの方で、そういうホルムズ海峡の機雷封鎖ということは意図がないというふうにおっしゃったということで間違いないですね。

○政府参考人(上村司君) イランからそういう意図がないということについては、確かに御説明が記者会見と同様のものがございました。

○藤田幸久君 それで、そうすると、今そういう意思表示があつたということで、ということは上村局長は、向こうは特命全権大使でありますから、上村局長がそういう話を聞いたということは、日本政府として特命全権大使のその意思表示を聞いたということではないですね。

○政府参考人(上村司君) そういう御理解で間違いないと思います。

○藤田幸久君 そうしますと、外務大臣は、八月の五日ですか、白議員が質問したときには、報告を聞いていないとおっしゃった。しかし、その後私が聞いたときには、六月のこの十五日の局長協議に關しては後で報告を聞いた。私が実は大使に会って、六月八日に、実は既にその前に上村局長と会っていた、それについては報告聞いていないとおっしゃった。

ただし、今、上村局長は政府として特命全権大使の意向を聞いたというふうにおっしゃっていま

すので、外務省として、そのイランの特命全権大使の、つまりイランは機雷を敷設する意図がないということをお政府として、外務省として聞いたということではないですね。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘のような趣旨の発言をイランが行って、イラン政府あるいは大使を始めとする関係者が発言していることは、日本政府としても承知をしております。

○藤田幸久君 八月の五日に、これは白さんの質問に対して、御指摘の自身、具体的なものについて今承知はしておりませんとありますけれども、ということとは、その段階では、イランのつまりそういう機雷封鎖の意図はないということは、その段階では承知していなかった。しかし、その後、実はそういう局長協議があつた、あるいはイラン大使が上村局長に会つたという経緯を踏まえて、日本政府としては、イランがそういう意図を持っていると、それが外交の考え方だということ、後でそういったことに触れたということですか。

○国務大臣(岸田文雄君) イランがそういった趣旨のことを発言したことを知っているかという御質問でありました。そうした報告、さらには記者会見、様々な場でそうした意図はないという発言をされていることは承知をしております。

またさらに、御指摘になりましたが、一昨年十一月、イランの外相との間の共同声明においても、航行の自由、航行の安全、こういったものが大事だという発言をしている、これは当然承知をしております。そうしたことを承知していると申し上げたわけでありました。

○藤田幸久君 今までの大臣の答弁の中で、六月十五日の日本、イランの局長級会議については、前回の質問に対して、聞いていないと、報告を、おっしゃって、今は、ただしそういった話があつたということを政府として実は受け止めていたとおっしゃって、それでこの八月五日の答弁では、会議の自身、具体的なものについては承知し

ということとは、この少なくとも八月五日の段階ではイランがそういう意図を持っていたということとは知らなくて、後になって、実はイランの特命全権大使がそういうふうにおっしゃっている、つまりイランはそういう機雷封鎖の意図がないということをお今は承知しているということで、いつの段階になって、じゃ、イランの意図というのを承知したということになるんでしょうか。記者会見というのはその後ですから、七月の二十三日です。

○国務大臣(岸田文雄君) ですから、六月のその大使との協議に於いての内容についての報告は後ほど受けたということをお申し上げました。そして、併せて七月に記者会見も行われています。そういったことを受けて、今現在、イランがそういった発言をしていることは承知をしております。

○藤田幸久君 では、二つお聞きします。六月の八日のアフリカ局長とイラン大使との会谈の報告及び六月十五日の日本・イラン局長協議の自身の報告、それぞれ、いつ、誰から報告を受けたか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(岸田文雄君) 報告を受けたのは上村中東局長からであります。

そして、いつということについては、今たちまち手元がありません。ちょっと確認してお答えしなければなりません。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 藤田君、質問を続けてください。

○藤田幸久君 では、いつ報告をしたのか、局長。つまり、この二つの会谈内容について、いつ外務大臣に報告をしたのか、その日にちを教えてください。

○政府参考人(上村司君) 申し訳ございません。ちょっと調べさせていただきます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(上村司君) 申し訳ございません。お答え申し上げます。

八月五日以降に御説明をしておりますが、ちょっと具体的にこの日ということにつきましては、ちょっと調べさせていただきます。

○藤田幸久君 外務大臣は、つまり八月五日以前は、この二つの、六月中の駐日イラン大使が外務省で日本政府にお話をしたこともしたが、報告がなかった。それから、先週も岸田大臣が、イランが機雷封鎖をしないということはイラン大使のこの七月二十三日の記者会見等で知っているとおっしゃっていたわけですから、つまり八月五日以前はイラン政府が機雷を敷設する意図がないということとは外務大臣は知らなかったということですね。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の六月の二つの会合の自身について報告を受けたのは八月五日以降であります。先ほど申し上げたとおりであります。しかし、イランがこうした機雷に關して何か意図を持っているというようなことは全く承知をしておりません。

そもそも、御審議をお願いしているこのホルムズ海峡においては、これは特定の国を想定して議論しているものではありません。あれ、沿岸国からいまでも、イランもあればオマーンもあります。そして、アメリカの第五艦隊の拠点を始め様々な拠点もあります。毎日多くの船舶が通過しています。

これ、ホルムズ海峡における事態について説明をし、存立危機事態との關係について説明をさせていただいているわけですが、それは、そもそも特定の国、イランとか特定の国を想定して議論をしたことではないと思ひます。これはあくまでも、ホルムズ海峡を例に挙げておりますが、これは特定の地域や国を想定して議論をしているのではなくして、ホルムズ海峡においてこういった事態が発生した場合に存立危機事態に当たる場合があるのではないかと、こういったことを説明させていただいているわけでありました。

○藤田幸久君 資料の四ページにこの記者会見のイラン大使の言葉が出ております。

つまり、イランは、機雷を敷設する意図がない、イランを想定しているなら全く根拠のないことだというふうに記者会見をおっしゃいますけれども、この内容について大臣はどういうふうにと取っていらっしゃいます、この記者会見について。

○国務大臣(岸田文雄君) その記者会見の前から、我が国としてホルムズ海峡の例を挙げて議論をさせていただきませんが、イランについて想定して議論をしているということは全くないと、特定の国を想定して議論しているものでないということとをイランに対してもずっと説明をしてきている、こういったことでもあります。その中でこの七月の記者会見があったわけでもあります。

そもそも我が国として、イランが機雷を敷設する、そういったことを想定して議論をしていないということ、このことについて引き続きしっかりと説明をしていきたいと思っています。

○藤田幸久君 今大臣はイランが機雷を敷設することを想定していないとおっしゃいましたが、イランは機雷を敷設する意図がないとおっしゃっています。イランがそうおっしゃっているということとは間違いありません。

○国務大臣(岸田文雄君) イラン側がそういった発言をされていることは承知をしています。そして、我々の議論は特定の国を想定して議論をしているものではない、これをしっかりと説明をさせていただいております。

○藤田幸久君 七月二十三日の会見というのは、七月十日に安倍総理がこんな発言をしているから七月二十三日に会見したんですね。それがこの二枚目の資料であります。安倍総理自身が、これ前もほかの委員会でも出しましたけれども、イラクが機雷を敷設……(発言する者あり) 失礼しました。イランが機雷を敷設、それからイランの、掃海をと。具体的に安倍総理がこうやってはっきり明示をしているわけですね。

先ほど来確認をしましたけれども、局長からの報告は八月五日まで大臣に届いていないわけですから、大臣はそういった報告を受けて、ですから、政府として共有していないから安倍総理がこういった発言をするんだらうと思いますけれども。

そもそも、今、国会において最重要事案であるところのこの法案の二つしかない事例のホルムズ海峡について特命全権大使が外務省に報告に来たにもかかわらず、あるいは意思表明にも来たにもかかわらず、局長が外務大臣に報告をしなかったのはなぜですか。局長に聞いています。局長がなぜ六月のこの二つの事例を八月五日まで大臣に報告をしなかったのか。これだけ大事な、国会で毎日行われている大変な事例のことを、特命全権大使のそうした外務省に來ての直接のそういう会見に対して、なぜ大臣に報告をしなかったんですか。

○政府参考人(上村司君) お答え申し上げます。中東アフリカ局は、イランとの関係を、例えば岸田大臣がイランに訪問されて以降ずっと、一三年秋に訪問されて以降、フォローしております。その共同宣言で、先ほどまさに藤田先生御指摘になりましたように、海運、海の自由、法の安定、こういったものを共同宣言で高らかにうたつておられます。

したがって、我々は、イランがそういう意図を持っていないし、共同宣言にそういうことを書いてあるということにつきましては、もう一年半以上前から、二年近く前から、この中で大臣にも御報告をしておりますし、そういう意図を持っていないということにつきましては、常に大臣の勉強会においても御報告をしております。

○国務大臣(岸田文雄君) 八月五日以降に報告を受けたのは、六月のこの御指摘のこの会合についてのの中身、具体的な中身であります。しかし、イランとの関係においては、ただいま局長から答弁がありました。イランのそうした考え方については情報を共有し、そして逆に、我が

国としてイランに対して、我が国が今議論している平和安全法制は特定の国や地域を想定して議論しているものではないということ、これを再三説明をしてきた、こうしたことはしっかりと行っている中にあります。

そして、この七月十日において総理がどうしてイランを挙げたのか、これはこういった御指摘がありました。このことにつきましては、これ、この議事録、是非御覧いただきたいと思いますが、これは……(発言する者あり) いや、これはそれを、その七月十日、どうして総理はイランについて触れたのか、こういった質問がありました。

これをちよつと答えさせていただきますが、これは、質問者側からイランという国を挙げて質問がありました。質問の方から、ましてや戦時下の機雷掃海となれば、イラン側から無用な反発を招きかねない、こういった仮定の質問がありました。それに対して、総理は「いわば」とか「例えば」、これ、例えば三回も使って、御質問、仮定の質問があったから、それに例えばという形で、仮定の形で答えているわけでもあります。

これはもう、質問者とのやり取りの中でこれはイランというものが出てきたわけでありまして、これ、これ、そもそも政府として特定の地域や国、これを想定して議論しているものではないということ、これは間違いのないことだと思っています。

○藤田幸久君 質問していないことについて、外務大臣、時間を使わないでください。

上村局長、さっきの答弁でなぜ大臣に報告しなかったというところについて答えていないので、もう一度答えてください。答えていないですよ、さつき。

○政府参考人(上村司君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、イランの懸念、ではありません、イランの発言、この立場、これにつきましては政府内部で広く共有をされております。大臣にも常々御報告をしております。そういう中で意見交換の環境でございます、私の方からそういう意図はないということを丁寧に御

説明をした、これも政府全体の方針の中で六月に対応しております。そういう中で対応しておりますので、六月八日の分、それから十五日の分につきましては個々には御報告をしております、そういう趣旨でございます。

○藤田幸久君 前から申し込んでいるように、これ非常に中身が不透明であります。ですから、議事録の提出を、これは八月の初めから要求しているわけですが、まず、なおさらこれ議事録提出していただきませんとこれ審議が進まないと思いますので、是非、議事録の提出を再三にわたって委員長の方で取り計らいをお願い申し上げます。

○委員長(鴻池祥肇君) この件に関しましては継続となっておりますので、これも後の理事会において再度お諮りしたいと思います。

○藤田幸久君 局長、答えていませんよ、私の質問に。

なぜこれだけ重要なことを大臣に報告しなかったかについて、個々にかか形容詞は入れておられますけれども、基本的に述語として報告はしていないので、なぜ報告をしていないのか、それについて答えてください。

○政府参考人(上村司君) 何度も御答弁して申し訳ございませんが、大臣にはイランのこの基本的な立場、これについては常々御報告をしております。個々の事態については御報告をしております。けれども、イランがこういう海峡の自由に対してちゃんと約束している、これはもう明々白々のことでございますが、これについては御報告をしております。

したがって、個々の状況につきまして御報告をしていないということについて御答弁を申し上げた次第でございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。それでは、上村局長の答弁を……(発言する者

その前に、お互い不規則発言につきましては十分注意して、この議場がスムーズに重要法案審議できますようにお取り計らいをお願いをいたしたいと思えます。

○藤田幸久君　つまり、イランは機雷を敷設する意思がないということを外務省全体で共有している、したがって報告をしなかったということですよね。それを確認お願いします。

○藤田幸久君 にもかかわらず、つまり、共有しているにもかかわらず、こうした事例としてホルムズ海峡を挙げた。そして、七月十日には安倍総理がこういった答弁をしている。

先ほどの外務大臣の答弁はおかしいです。これは、例えばというのは、これは最後の方で言っているんで、安倍総理は「いわばイランが機雷を敷設」と言っているんです。しかも、今までのイランの立場を共有しているならば、イランは機雷を

敷設しないと言っているわけですから、事例としてこれを挙げることは、安倍総理自身が断定をして挙げているわけです。例えばということは想定ですから、想定として、事例としてホルムズ海峡が入っているわけですから、今までの答弁と、つまり意思がないイランを例示している、想定しているということ自身が矛盾しているわけですかというら、これは、イランがそういう意思がないということとを共有していると、政府として。ならば、こうした安倍総理自身がイランを例示として出すことと自身がこれはむしろ避けなければいけない。

それからもう一つ。仮にホルムズ海峡で機雷敷設するならば、これは領海国であるイランの許可が必要だろうと思うんですけども、それは必要ないんですか。ホルムズ海峡において掃海活動行かならば、ホルムズ海峡が領海であるところのイランの許可が必要ですね。

そして、機雷の掃海は武力の行使として位置付けられるわけでありますから、その武力の行使と評価される行為をする際にどのような事態が発生するのか、それによって領海国の了解ということについても扱いは変わってくるかと考えます。

○藤田幸久君 六月一日の玄業委員の質問に対して、領海を領有している国になると思いますとはつきり答弁しています、岸田外務大臣が。ですから、それと違う答弁でした。

要は、先ほど来、今日はずきりしたことは、日本政府として、イランが機雷を敷設する意図がないということ、を政府として共有していたということとでございますので、イランが機雷を敷設するということについては立法事実がないということの確認でよろしいですね。

○國務大臣(岸田文雄君) イランとして機雷を敷設する意図はない、考えはない、こういった発言をされていることは我が政府として認識を共有しております。

ただ、そもそも、ホルムズ海峡を挙げた時点から、これは特定の国や地域を想定して議論をお願いしておりません。これは、領海国についてもイラン以外にもオマーンもあるわけですし、それ以外のアメリカの第五艦隊を始め様々なプレゼンスも存在するわけですし、そして多くの船が毎日通航しております。この武力の行使が誰に向けて行われるのか、これは様々なケースが想定されます。元々、特定の国を想定してこういった議論をお願いしているものではないわけでありまして。

○藤田幸久君　ホルムズ海峡を領海とする国、オマーンとイラン、二つしかございませぬ。そうすると、少なくともイランに関しましてはこの敷設をする国として想定に入れないということですね。

○国務大臣(岸田文雄君)　まさに特定の国を想定しておりません。イランが機雷を敷設する意図はない、こうした発言を公にしていることは、我

「あつたということは承知しているとおつしやいまして、先ほど来確認したことは、外務省としてイランがそういう敷設する意図がないということを確認したというふうに確認をしていただいていますので、今の答弁は違うと思います。」

それからもう一つは、特定する。つまり敷設をする特定の国を想定していないとおっしゃっていますけれども、特定していない国の中で、当然イランは特定する対象から除外されますね。イランはそういう敷設しないということを言っているわけで、それを外務省は情報として共有しているわけですから、イランがその特定しない国の中には入らないということでしょうですね。

○國務大臣(岸田文雄君) イランが自ら機雷を敷設する意図はないという発言を公にしている、これは承知しております。そのことは、我が国政府としてしっかりと認識を共有しております。

その上で、この議論は特定の地域や国を想定してお願ひしている議論ではありません。ですから、どの国を排除してどの国を入れる、そういったことは全く考えておりません。

○藤田幸久君 イランの意図を確認をしなからこ
うしたイランという特定の名前を挙げる総理、そ
して、そのイランという国を特定していない国か
ら排除していないということは矛盾だろうと思
いますし、いずれにいたしましても、イランが意図
がないということを外務省が確認をしているとい

うことは、イランが敷設をするという立法事実はないと。したがって、このホルムズ海峡の事例というものの立法事実がないということを確認を、そして、二つ資料請求をいたしましたので、資料二つの取り計らいについては是非委員長の方で、計らいをいただきますようお願いいたします。

たたいま 藤田幸久君が委員を辞任され、その
補欠として前川清成君が選任されました。

○前川清成君　前川清成でございます。

谷大臣、夜はぐっすり眠れておられるでしょうか。中
二度目の質問に立たせていただくんですが、中
参議院で昨日までに六十三時間議論をいたしました。
した。昨日までで既に七十七回止まっています。
今日もさつきからずっと止まっています、今日
の私の質問も五十分遅れで始まりました。衆議院
では百十六時間三十分の議論で百十一回止まっ
ていると。

防衛大臣がお答えになれなくて委員会が止まってしまう、このまま法案が通つたら適法に適正になってしまふ。法律が執行されるのか、国民の皆さん方が疑問に思うのは私ほもつともだと思ふんですが、どうしてこんなに止まつてしまふんですか、中谷大臣。

○国務大臣(中谷元君) 参議院におきましては

与野党の議員の方から御質疑をいただいているわけですが、非常に国際情勢、また政策の必要性、そして幅広い観点からいろんな御質問をいただいております、私としては誠心誠意お答えをしているわけでございますが、参議院の皆様方からいろんな御質問が出ているわけでございまして、その都度都度説明に努めているわけでございますが、今後とも、引き続き御質疑をお願いいたします、質問にお答えをさせていただきます、と思っております。

○前川清成君 私、止まってしまう理由いろいろあると思うんですが、例えば、一つはお答えが道理に合っていないと。自衛隊が出ていって集団的自衛権を行使する、にもかかわらずリスクは増えなない。やっぱり世間の皆さん方はおかしいよねと、こうなりますし、あるいは答えが変わってしまう、前と後ろと答えが違っていたらどっちかはうそを言う

長い割には理由がない、結論だけおっしゃっているという事例も多いと思います。

今、これから私がお尋ねするのは、結論は何度も何度もおっしゃるけれども理由付けのない答弁について、ちょっと議論させていただけたらと思います。徴兵制に関してであります。

私は、まず徴兵制に対しては絶対反対でありますし、根拠のない不安をおおりたいとも思っておりません。しかし、与党の皆さん方の質問でも再三再四徴兵制について議論されております。質問に立つたび、毎回徴兵制についてお尋ねになる自民党女性議員もいらっしゃいます。

やっぱり今、世の中のお母さん、お父さんたちは、この安保法案が成立したら、自衛隊が中東の砂漠へ出ていく、地球の裏側まで出て行って戦争をすることになる、そうなれば残念ながら戦死者も出てしまうと。我が国を守るためであつたら自衛隊の勇士の皆さん方、危険も顧みず戦ってくれるかもしれないけれども、日本から八千キロも離れたホルムズ海峡で戦死するのは嫌だ、こう思っても当然であります。その結果、自衛隊員が集まらない。集まらなくても日本を守るために自衛隊は必要。自衛隊を維持するために、自衛隊員を確保するために徴兵制がしかれてしまう。これがもしかしら徴兵制かと、多くのお母さん、お父さんが心配されている理屈であります。

これに対して、これまで総理も、あるいは大臣も、安保法案が成立しても徴兵制は採用しない、憲法十八条が禁止していると、こういう答弁をしてこられました。

そこでお尋ねをいたしますが、我が国の憲法で明文で徴兵制は禁止されているのでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 明文では、徴兵制という言葉をもつて禁止はされていません。

○前川清成君 ついては、徴兵制が憲法に違反する理由、これまでの答弁を前提にお尋ねするならば意に反する苦役に当たると、その理由をお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) これまで、徴兵制は憲法

十八条が禁止をする意に反する苦役に該当するなど明確な憲法違反であるというふうに答弁をしております。

○前川清成君 いや、私がお尋ねしているのは、なぜ意に反する苦役に当たるとするか、その理由をお答えくださいと、こう申し上げています。理由をお答えください。

○国務大臣(中谷元君) このように憲法解釈をしているということにつきましては、いかなる安全保障環境の変化があろうとも、徴兵制が本人の意思に反して兵役に服する義務を強制的に負わせるものという本質が変わるものでないということ、今後とも徴兵制が合憲になるという余地は全くないということでございます。

○前川清成君 意に反する苦役というのは、苦役という名詞と意に反するという修飾語とから成っているんですけれども、大臣のお答えは、徴兵制、つまりは国を守るということは苦役に当たると、こうお答えになつていらっしゃるんですか。解釈をお答えください。

○国務大臣(中谷元君) 十八条に規定するその意に反するという苦役は、一息に読んで、強制的な役務の提供と解しております。苦役という用語のみを取り出して議論をするということには特段の意味はないと考えておりますが、その上で、その意に反する苦役というのは、その意に反する役務のうち、その性質が過酷なものや苦痛を伴うもののみに限られず、広く本人の意思に反して強制される役務をいうものと解しておるということで、たとえ通常の役務であっても本人の意思に反して強制される以上、その意に反する苦役に当たるということでございます。

○前川清成君 大臣、今のは法学部の答案としてはゼロ点だと思います。

例えば、裁判員。これも裁判員という役務を提供するわけですが、意に反して抽せん当たったやらなければならない。しかし、それは意に反する苦役だから憲法違反だという議論はありません。意に反する苦役に当たるとおつ

しやるけれども、根拠が全くこれまでの議論でも示されていないと思います。

少し私の方から解釈論をお話しさせていただきたいので、早く質問しろとかやじらずにお聞きいただきたいと思います。

まず、資料のページ目です。意に反する苦役に当たるといふことについて、防衛庁長官でしたっけ防衛大臣でしたっけ、お務めになられた石破現大臣は、日本の国において徴兵制は憲法違反だと言つてはばからぬ人がいますが、そんな議論は世界中どこにもないのだから私は思つていません。徴兵を取る取らないは別にして、徴兵は憲法違反、なぜだか聞くと、意に反した奴隷的苦役だからと。国を守ることが意に反した奴隷的苦役だということ、私は、国家の名に値しないだろうと、こういうふうにおっしゃっています。

それで、私は押し付け憲法論には立ちませんが、今の憲法がアメリカ憲法の強い影響を受けている、このことは争いが無いだろうと思っております。今の憲法改正草案もGHQから英文で示されております。

それは資料の二枚目を見ていただきたいと思つた。マッカーサー草案の十七条が、その後、今の憲法の十八条になつております。意に反する苦役、「Involuntary servitude」、こうなつております。じゃ、このインボランタリー・サービチュードというのはどこから出てくるのか。

三枚目を御覧をいただきたいと思つた。これはアメリカ合衆国憲法の修正十三条であります。ここに「Involuntary servitude」と。修正十三条のインボランタリー・サービチュードがマッカーサー草案のインボランタリー・サービチュードになつて、現行憲法の意に反する苦役になつたわけですが、岸田大臣、英語お詳しいと思つた。このサービチュードというのは奴隷状態あるいは隷属という意味であります。修正十三条というのは改正されていますよという意味で、アメリカ憲法の十三条は、一八六五年、南北戦争が終わつたときに奴隷制度を禁止する趣旨で改正されました。

た。つまり、インボランタリー・サービチュードというのは奴隷制度を禁止する趣旨であります。徴兵制は射程に入れておりません。

そこで、中谷大臣、通告させていただきました一九一八年の連邦最高裁判決というのはどのような事案で、どのように判決しておりますでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) このアメリカの連邦最高裁判決、アーバー対ユナイテッドステーツということで、これは一九一七年に成立した選抜徴兵法の合憲が争われた事件でありまして、選抜徴兵法は、本人の意思に反する苦役を禁じるアメリカ合衆国憲法修正第十三条と、国教を定め、また自由な宗教活動を禁止する法律の制定を禁じる修正第一条の規定には反しないと判示されたものであると認識しております。

○前川清成君 要するに、アーバーさんというアメリカ人がアメリカ政府を相手に徴兵制度は修正十三条に違反する、憲法違反になるということ、裁判に起こしたわけでありまして。

資料の四枚目を御覧をいただきたいと思つた。その判決の結論部分をここに紹介させていただきます。国家の防衛に寄与するという義務の遂行が意に反する苦役であるなどという主張は、単にその文言において論破されていると、こういうふうにはアメリカ最高裁も述べているところあります。

したがつて、今の憲法十八条の沿革あるいは文に照らせば、大臣は、何の理由も示さずに徴兵制は意に反する苦役だ苦役だとおっしゃるけれども、解釈論として言えば、意に反する苦役は徴兵制を禁止していいことになりません。

そこで、資料の五枚目を御覧いただきたいと思つた。昭和四十五年当時、当時の内閣法制局長官が徴兵制に関して、憲法十八条、つまりは意に反する苦役ですけれども、当たるか当たらないかということ、私どもから言いますと確かに疑問なんですと、こういうふう述べておられます。六枚目を御覧をいただきたいと思つた。これは、この安保法案が憲法違反ではないとおつ

力が掛かるわけでありまして、短期間で隊員が入れ替わる徴兵制では精強な自衛隊はつくれないと、こういうふうにおっしゃっています。

ところが、先日三十八度線を挟んで砲撃戦も起こりました。北朝鮮と緊張が高まった韓国、これは徴兵制かと思うんですが、韓国の軍隊というのは精強な軍隊ではないんでしょうか、防衛大臣。

○防衛大臣(中谷元君) 私は精強な軍隊だと思っております。

○前川清成君 そうであれば、総理の御答弁の前提として、徴兵制では精強な自衛隊はつくれない、これが崩れてしまうわけでありまして、それともう一つ、軍事的な緊張が高まったから、かつて廃止していた徴兵制を最近になって復活させた、そういう例は、防衛大臣、あるでしょうか。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こして。

○防衛大臣(中谷元君) 私の知る限りにおきましてはすぐに浮かんできませんが、確認をしなければお答えできないということです。

○前川清成君 これほど今のハイテクな装備を前提とした徴兵は取らないんだ取らないんだと、こうおっしゃっている以上は、これ新聞記事のニュースですので、是非御確認いただきたいと思

います。
二〇一四年に、ウクライナ、ロシアの軍事介入に備える措置として徴兵制を復活させました。二〇一五年の九月、今日現在復活されているかどうかは確かめていませんが、やはりウクライナに対するロシアの軍事介入を受けて、リトアニア、これも徴兵制を復活させています。したがって、ハイテク装備なんだと、だから徴兵制は取らないんだと、取っても仕方ないんだというお答えも実は正しくないということは御指摘を申し上げたいと思います。

その上で、残念ながら法制局長官にたっぷり時間を取られてしまつて私の質問時間が少なくなつ

てしまいましたけれども、集団的自衛権行使の要件についてお尋ねをしたいと思ひます。

集団的自衛権の行使の要件としては、法律に書かれております我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が云々、に加えて、被援助国からの要請あるいは同意が必要だといふにこれまで再三再四答弁しておられます。そこでお尋ねしますけれども、被援助国からの要請というのは、いつ、どのような形で確認をするのでしょうか。

○防衛大臣(中谷元君) 集団的自衛権の行使に当たっては、武力攻撃を受けた国の要請又は同意であるということが国際法上必要でございます。その存立危機を認定する際におきましても閣議決定を行う必要がございますが、この閣議決定を行う際に対処基本方針、その中にその理由として明記をする必要がございますので、その中にこの要請又は同意、これが必要になってくるということでございます。

○前川清成君 そんなことをお聞きしております。例えば戦争が始まったときに、例えば総理大臣が、あるいは防衛大臣が、その攻撃を受けた国、例えばアメリカの大統領に電話を掛けて聞くんですかと、その要請というのはどういう形で返事してもらうんですかという質問です。

○防衛大臣(中谷元君) 外交ルートを通じて正式な連絡があるということでございます。

○前川清成君 その外交ルートを通じて正式な要請というのはどういうことですか、お答えください。

○防衛大臣(岸田文雄君) 外交ルートを通じての正式な伝達、これは具体的に様々な形が想定されます。首脳同士の意思疎通もあれば、外交当局同士の意思疎通も考えられます。これは、そもそも国際法の要件として具体的にこうした形とは決まらないうと考えるべきです。

○前川清成君 これ、集団的自衛権を行使するというのは、戦争するかしないか、若い自衛隊の皆さん方が死ぬか死なないう事態です。それにもかかわらず、その手続が決まられていない。場合によっては、総理大臣と大統領の電話で決まっちゃうんですか。それは私は手続として瑕疵があると思ひます。もっと厳格な手続を法律で定めおくことがむしろ当然ではないかと思ひます。その上で、要請がなかったら、同意がなかったら集団的自衛権は行使できないということで間違ひありません。

○防衛大臣(岸田文雄君) 被攻撃国の要請、同意は国際法上要件とされております。それがなければ集団的自衛権の行使はできないと考えます。

○前川清成君 その上で、昨年七月一日の閣議決定についてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

去年七月一日の閣議決定は、憲法九条は自衛の措置は禁じていない、しかしその一方で、無限定ではない、無限定ではないが、国民の生命、自由、幸福追求の権利を守るため、必要最小限度、この基本的な論理は変更していない、しかし、パワーバランスの変化があったと。

八月二十五日の岸田大臣の御答弁によりますと、我が国の存立、国民の生命、自由、幸福追求の権利が脅かされる明白な理由が存する、こういうときに自衛の措置が認められると。言わば、自衛のための集団的自衛権なんだと。

自衛のための集団的自衛権、我が国を守るための集団的自衛権なのに、どうして攻撃を受けている国の同意がないと行使できないんですか。

○防衛大臣(岸田文雄君) 我が国が武力行使を認められるのは、憲法との関係において新三要件が満たされた場合のみであります。そして、それを国際法で正当化する理由をしっかりと確認しなければなりません。国際法違反にならないために、我が国が憲法上認められるこの武力の行使を国際法上正当化する理由をしっかりと求めなければならぬ、そういうことでこの限定された集団的自衛権と評価される部分があり得ると説明をさせていただいております。その部分について攻撃を受けた国からの要請、同意が求められる、これが国

際法上の論理であると考えています。

○前川清成君 岸田大臣、誰かが、例えば私が岸田大臣を殺そうと思つて襲いかかったわけですよ。当然、正当防衛として我が国を守るべきであるわけですよ。これは言わば自然権だとかこの前の議論でも申し上げました。自分の身を守るというのに、例えば隣に座っている小野さんの了解を取らないと自分の身を守れないんですか。これ、論理的に破綻していますよね。自衛のための集団的自衛権と言いつつ、しかしながら、被援助国の要請なり同意が要ります、これは自衛のための集団的自衛権とは言えないんです。他衛のための集団的自衛権が昨年七月の閣議決定だろうと思ひます。

その上で、法制局長官に時間取られたから、最後にお尋ねしたいと思ひます、今日、官房長官も来ていただいているので。

司馬遼太郎さんの絶筆、「街道をゆく 濃尾参州記」、その書き出しは、智者は、その性、臆病と考へていい、その人の中の臆病が、敵の意図をそんたくさせ、情報を集めさせ、事態の本質を察しさせるかのようなものである、若い頃の健康は露骨に臆病だった、で始まります。

集団的自衛権を行使したら、日本はアメリカと一緒に日本を攻撃していない国を攻撃することになります。やられた国からすると、先制攻撃を受けたわけですから、当然日本を恨む。しかし、アメリカは世界一の軍事大国です。アメリカと正面から太刀打ちできる国などありません。アメリカと日本の連合軍から先制攻撃を受けた、しかし正面から太刀打ちできない、その恨みはテロとして表現されないでしょうか。

例えば、スペイン、イギリスはイラク戦争に参加しました。その結果、二〇〇四年、マドリッドで列車爆破テロが起こつて百九十一人がお亡くなりになって、約二千人がけがをされました。二〇〇五年、ロンドンで地下鉄の爆破テロが起こつて五十二人が亡くなつて、約七百人がけがをされました。

集団的自衛権を行使したら、やられた国から恨みを買います。その結果、テロを企てる者が現れるかもしれない。国民の命を守るためにはこれの備えを怠らない、これが私は国民の命を守るべき政府の役割ではないかと思えます。これまでの政府の答弁は、テロのリスクはない、自衛隊員のリスクも減ると、この繰り返しですけれども、私は、この対応は智者の対応とは言えないのではないかと、今日、政府案と、閣法と対比をする形で何点か質問したいと思えます。

○荒木清寛君 維新の党が対案を提出をされましたので、今日は、政府案と、閣法と対比をする形で何点か質問したいと思えます。

閣法の自衛隊法改正案第七十六条一項二号、いわゆる存立危機事態、これは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」でありまして、この場合にも武力行使が認められると、こういうことでございます。そこで、存立危機事態、すなわち、他国に対する武力攻撃をきっかけとする場合であっても自衛の措置をとることができる具体的な事態というのはどういうケースを想定しているのか、中谷大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(中谷元君) これまで政府は、どのような事態が存立危機事態に該当するかはあらかじめ包括的に申し上げることは困難としつつも、存立危機事態に該当し得る事例を分かりやすく説明するための一例として、我が国近隣の公海上で弾道ミサイル警戒に当たっている米国艦船の防護について説明してきております。

この事例は、他国の弾道ミサイル攻撃から我が国を守り、これに反撃する能力を持つ同盟国である米国の艦艇への武力攻撃を未然に止めるに、我が

が国に対する武力攻撃の発生を待つて対処するのではなく、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しの付かない甚大な被害を被ることになる明らかな危険があれば、これはまさに国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況に該当し得ると考えているところでございます。

このような場合には、我が国の存立を全うし、国民の命を守るため、すなわち、我が国を防護するための自衛の措置として限定的な集団的自衛権を行使する必要があると考えております。

○荒木清寛君 私も、この弾道ミサイル防護について、日米が共同で対処している場合の米艦防護ということが、この存立危機事態として最も想定できるのではないかと、このように理解をしております。

ところで、昨日も、当委員会理事會に米国イージス艦が通常単独で行動するか否かについての政府統一見解が提出をされまして、私も拝見いたしました。

そこで、この委員会でも何回か、そういう弾道ミサイル防護においては、この米艦は隊列を組んで行動するわけで、自前で防護できるわけだから、自衛隊による防護の必要はないという、こういう指摘もなされたわけでありまして、こゝは、そういうことなのか、改めて説明を求めます。

○国務大臣(中谷元君) 日米は従来から、我が国の武力攻撃事態においては、弾道ミサイル対処等に際しては海上作戦を共同で行うことを想定しておりまして、日米の艦艇が相互に防護する状況は、現行法下におきましても、想定し得るものであると考えております。

また、先般公表した日米ガイドラインにおきましても、自衛隊と米軍は適切な場合にアセットの防護において協力をするということを明記をいたしております。

今般、平和安全法制の整備によりまして、例えば、日本の近隣で紛争が発生をし、我が国に対する武力攻撃が発生したとは認定はされないものの、

の、公海上で米国の艦艇がミサイル攻撃を受けた場合に日本の艦艇がその米国の艦艇を守ることができるといふことになれば、日頃からそのような事態を想定した訓練、また運用上の協力もすることができると考えております。

このような協力を通じて、日米間のきずなや信頼は強くなっている、日米の共同対処能力も一層向上していくものと考えております。

○荒木清寛君 確かに米軍が独自で防護できる場合もそれはあると思いますが、しかし、これは我が国を弾道ミサイル攻撃から防護する場合でありますから、そもそもそういう防護をする一団といひますか、グループの中に自衛隊が入っていないこと自体が私はおかしいと、こう思うんですね。

今大臣が言われたように、また、そういうことを前提として共同訓練ですとか協力をすることによって自衛隊の対処能力も高まるわけですから、私はそのことを理解をしております。

そこで、次に維新の党にお聞きをいたします。日本を取り巻く安全保障環境が特に冷戦崩壊後大きく変容し、また今も変化し続けているということについては、維新の党も政府と同様の認識を保持しているということでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) 御質問いただきまして、ありがとうございます。

我が党も、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化し厳しさを増していると認識しております。そして、こうした現実を踏まえて、日米同盟を基盤としつつ、自国防衛を万全にするために新たな安全保障法制の整備が必要だと認識しております。

【委員長退席、理事塚田 郎君着席】

○荒木清寛君 ということは、維新の小野先生に聞きますが、そうしたことを前提にして現行の安全保障法制を見直しまして、これまでできなかったことについても日本防衛のために新たな対処ができるようにしよう、こうしたことについても当然共通の認識をお持ちである、このように理解しておりますか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

です。

できなかったことと荒木議員おっしゃいましたが、できなかったことにも二種類あると思ひます。法律上整備されていなかったことについて整備することについては我々も積極的に取り組んでいきたいと思ひますが、それはあくまでも憲法に適合している必要がある、憲法適合性の範囲内で、憲法上の許容性も厳しく精査した上でそういった新しい法制に取り組むべきだと考えております。

○荒木清寛君 今の点は当然、公明党、与党も、あくまでも現行憲法九条の範囲内での基本原理を守った上での見直しでなければならぬ、このように強く思っております。

そこで、維新の党の案によりまして武力攻撃危機事態、維新の党の自衛隊法第七十六条第一項第二号の改正についてお尋ねいたします。

これによりまして、まず武力攻撃危機事態の要件といたしまして、条約に基づき我が国の周辺の地域において活動しているということが要件になっております。ということは、事実上、現時点ですと米軍に限られるわけでありまして、しかし、同盟関係にはないけれども、現に我が国の防衛に協力している外国の軍隊、あるいは米軍とともに我が国の防衛のために共同対処をしている他国の軍隊ということについても我々は防護する必要がある、そうした事態においては防護する必要があると思ひますけれども、この点はどうか考えなんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) 我々の法案の条約に基づき活動しているという表現は、我が国と締結した条約に基づく我が国防衛の義務の履行をしているということの意味でしております。そうした活動を行う外国軍隊は、言わば我が国の自衛隊と分担して我が国の防衛を行っている存在であり、その軍隊に対する武力攻撃であるからこそ、我が国に対する武力攻撃と同視できるということが考えられるわけでございます。

我が国は、憲法上、他国防衛を目的とした武力行使を行うことは許されておりません。そうした制約があるにもかかわらず、あえて我が国防衛のために従事していただくのは、条約に基づき我が国を防衛する義務を負う国、すなわち、現状では日米安保条約に基づく米国だけであると考えられます。

こうした観点から、武力攻撃危機事態については、条約に基づき活動している外国軍隊に武力攻撃が発生した事態に限定しております。

○荒木清寛君 次に、同号では我が国周辺の地域において、活動範囲が限定をされておりますが、これはいわゆる周辺の地域というのは地理的概念なのか、もしもそうであると、どういう地域を解釈したらいいのか教えてください。

○委員以外の議員(小野次郎君) この武力攻撃危機事態における我が国周辺の地域とは、周辺事態法の考え方と同じく、日米安保条約の極東条項に関するこれまでの政府の統一見解で示された地域を基本的には想定しています。

すなわち、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び台湾を含むというこれまでの考え方に従っております。南シナ海については極東周辺ということですが、我が国防衛と密接に関連している場合にはこれに当たると考えています。しかし、常識的には、それ以上遠くの地域、つまり中東とかアフリカなど、いわゆる地球の裏側までは含まれておりません。

○荒木清寛君 了解しました。

次に、現行の事態対処法第二条の武力攻撃事態等と、この維新の党の言われる武力攻撃危機事態の関係について、午前中も佐藤委員からありましたが、私も改めて確認させていただきます。

この対処法の第二条第一項第二号は武力攻撃切迫事態という概念がありまして、これは当然、維新の党の改正案でもこの概念自体は維持をするわけでありまして。切迫事態というのは、「明白な危険が切迫している」と認められるに至った事態、このように定義をされております。一方、維新案

の武力攻撃危機事態というのは、「武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態」ということですね。切迫事態の方は危険が切迫している、武力攻撃危機事態は明白な危険があると認められている、こういう定義になっております。

私が聞きたいのは、どちらがより緊迫した事態なのか。午前中の佐藤委員への質疑の中で、答弁は、切迫事態よりも更に緊張が高まっているのが武力攻撃危機事態だと、こういう整理であると聞きました。それでよろしいんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。午前中の質疑で、この明白な危険があると認められるに至るということ、明白な危険が切迫しているということ、どっちが上なんだという趣旨の質問をいただきましたので、表現だけを捉えて言うならば、明白な危険が今そこにあると言っている我が党の案と比べると、明白な危険が切迫しています、まだなっていないと言っている表現とでは、比べれば、明白な危険がそこにあると言っている我が党案の方がより軍事的な危険はもう少し明白であるということの意味しているということをお答えいたしました。

別の表現をしますと、我が党の提出しております法案では、より具体的かつ外形的にこの危険を構成要件に取り入れていまして、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国防衛のために現に活動している外国軍隊に対する武力攻撃がもう既に発生したという事態を捉えて、それが我が国への攻撃に至るという波及する明白な危険があると認められるということですので、その根拠、なぜ明白なんだ、なぜ危険があるんだという根拠は、具体的、外形的に構成要件に表現されていると理解しております。

○荒木清寛君 そうしますと、私の理解は、現行の武力攻撃切迫事態を更に客観的な指標で絞った、要するに武力攻撃切迫事態のその一部が武力攻撃危機事態であると、こういう整理になるんだ

と思いますけれども、それで間違いないですか。

先ほどから度々答弁させていただいておりますのは、この事態は全体として我が国への武力攻撃と同視できる事態だということを申し上げておりまして、したがって防衛出動された自衛隊については、当然のことながら武力行使をするということとを前提にしております。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。我が国に対して武力攻撃が至っていないという意味では荒木先生のお尋ねのとおりだと思いますが、その切迫の度合いが武力攻撃切迫事態よりもより上であると我々が言っている根拠は、既に我が国防衛に現に従事している外国軍隊が攻撃を受けているという点が、画然と、単なる切迫事態よりは深刻であると考えております。

○荒木清寛君 くだいんですけれども、切迫事態に含まれるのが危機事態なのか、それとも全く別概念でそういう、何といいますか、整理はできないものなのか、図でも描くといんですけれども、重なり合うけれどもそういう包含関係ではないという、そういう意味なのか、教えてください。

維新案の自衛隊法改正案第七十六条第一項第二号の武力攻撃危機事態については、こうしたことは要件として求めておりませんけれども、これはなぜなのか理由をお聞きしたいと思います。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。武力攻撃切迫事態との関係については、特に改正後の自衛隊法七十六条一項において武力攻撃危機事態との適用関係を整理しております。武力攻撃危機事態に至った場合には、同時に武力攻撃切迫事態として認定されることはございません。

大変いいところをお尋ねいただいたんですが、我が党として最初この対案を作るときに、今、荒木先生がおっしゃられたこの「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」の後ろに、今我々の第二要件になっている、我が国への攻撃が、明白な危険があるというのを付加しようというアイデアもあったんです。

そこで、次の質疑に進みますけれども、現行法は、自衛隊が武力攻撃ができますのは、武力攻撃発生事態に限られております。この武力攻撃切迫事態については、防衛出動命令は発令できますけれどもも実力行使はできないわけですし、ましてや、武力攻撃予想事態に至っては当然できないわけですね。

ただ、法律の専門家に聞きましたら、そもそもこの我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される事態というのは、何十年にもわたって我が国が攻撃される事態を指している、それ以外のものを指すことではないというふうに法律の専門家から言われましたので、つまり、分かりやすく言えば、馬から落馬するみたいな条文になつてしまふという指摘を受けましたので、私どもはこの表現を使っていないということでございます。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。そうしますと、現行法では我が国を防衛するために武力行使ができるのは武力攻撃発生事態に限られますけれども、それに至る前の段階で武力行使ができるようにするという改正案の内容であるということではよろしいですか。

○荒木清寛君 ちょっと馬から落馬するという趣旨が私、いま一つ理解がすぐできないんですが。

閣法においてこれが要件とされております。憲法第九条の下で例外的に武力行使を行うことが認められる根拠は、同第十三条の幸福追求権であります。これは、昭和四十七年十月十四日の政府見解がそういう整理をしております。つまり、憲法九条は武力行使を禁止をしているわけですから、十三条と併せて考えることによって例外的に武力行使ができる場合があると。当時は、それは個別的自衛権だという結論であつたわけでありました。

そこで、我々は、この四十七年見解を踏まえる意味で、存立危機事態の要件として、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険、第十三条から由来するこうしたものを要件としたわけでございます。すなわち、この国民の権利が根底から覆されるという要件は、憲法九条と十三条の整合的解釈から導かれる昭和四十七年見解の一つの肝であるというふうに考えたんです。先ほどの馬から落馬ということはいや、興味ではないかと理解したんですけれども、やはりこれはひとつ、政府見解の肝を成す部分でありますので、何らかの形でこれは要件とされた方がよいのではないかと、こういう意見を申し上げておきます。

そこで、外務大臣に一点だけ。
存立危機事態で武力行使をする場合に、国際的に違法性が阻却される根拠は国連憲章第五十一条の集団的自衛権であるという、こういう理解でよろしいですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 存立危機事態において、国際法上違法性を阻却する理由としては国連憲章第五十一条の集団的自衛権があります。また、理屈としては国連憲章に第七章があります。第七章に集団安全保障が定められています。これも、存立危機事態の国際法上違法性を阻却する理由として挙げることはできるかと考えます。
○荒木清寛君 閣法、政府の考えはそういうこと
であります。

そこで、維新の党にお聞きしますが、武力攻撃危機事態において我が国が武力の行使を認められる国際法上の根拠、すなわち違法性阻却事由というのは何に当たりますでしょうか。午前中も質疑がありましたけれども、私からも重ねてお尋ねいたします。

〔理事塚田一郎君退席、委員長着席〕

○委員以外の議員(小野次郎君) お答えいたします。

自衛権の行使でございます。

○荒木清寛君 これは私、国際法上違法性が阻却される理由を聞いておりますので、やはり先ほどは外務大臣は、それは国連憲章第五十一条であり、あるいは第七章の集団安全保障が根拠になる場合もあるというふうに言っているわけですから、やはり維新の党でも、これは、国際法上は国連憲章のこれによって違法性が阻却されるという、そういう説明をしていただかないと、まあ自衛権には違いないとは思いますが、個別的自衛権なのか集団的自衛権なのか集団安全保障なのか、多分それ以外にはないと思うんですけれども、それははっきりと大事な部分ですから明確にしたいだけが必要があると思います。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

現在の国際法上武力の行使が容認されるのは、自衛権行使であるか、あるいは集団安全保障の措置への参加であるかと思っておりますけれども、この法律が想定しているのは我が国の自衛権の行使の方でございます。

○荒木清寛君 国連憲章第五十一条は、自衛権の行使というよりも、集団的又は個別的自衛権という書き方が書いてありますから、どっちかということをやはり明確にしなければいけないと思うんです。

ですから、集団的自衛権なのか個別的自衛権なのか、どちらに当たるんでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

自衛権行使という内訳についてお尋ねでございますが、既に衆議院でも参議院でも質疑が行われておりますが、国連への報告の際には個別的自衛権、集団的自衛権の区別をする必要はなく、現にほとんどの報告についてはそういった区別がないという報告が外務省からも出ております。単に自衛権行使として報告すればよいというふうになっておりますので、この点についても余り問題になることはないんじゃないかと思っております。

○荒木清寛君 外務省に尋ねます。

国際法上、個別的自衛権と集団的自衛権は私は截然と区別されていて、何かそういう一つの固まりではないかと思っておりますけれども、この個別的自衛権と集団的自衛権はどのように区別されるのか、説明してください。

○政府参考人(秋葉剛男君) お答えいたします。

午前中も御答弁申し上げましたが、個別的自衛権、集団的自衛権、この両者は、自国に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において明確に区別される権利として国際法上確立されております。

これを、ICJ、国際司法裁判所の判例に則して申し上げれば、ニカラガ判決におきましては、個別的自衛権の場合、当該国が武力攻撃の被害国となつていことが条件であるとしつつ、集団的自衛権については、自らが武力攻撃の犠牲者であるとする国家による要請がない場合に集団的自衛権の行使を許容するような規則は存在しないとされております。すなわち、集団的自衛権については被攻撃国による要請が必要だとされております。また、オイル・プラットフォーム事件におきましても、個別的自衛権につきましては援用する国に対する武力攻撃が発生していることが必要とされている次第でございます。

このように、これらの判決は個別的自衛権と集団的自衛権を目的が自国防衛か否かという点で区別しているわけではございません。両者は、自国に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において明確に区別されるとの政

府の見解、そういうものと、このICJ、国際司法裁判所の判決が整合的であるということをお願いさせていただきます。

○荒木清寛君 国際法上の理解としても、あるいはICJの判決を見ましても、やはり個別的自衛権と集団的自衛権はそれぞれ別の権利として認識されていると思うんですね。何か一体としてそういう個別的又は集団的自衛権という概念があるわけでないのか。

そこで、維新の党にお尋ねしますが、各国が武力行使をした場合に国連にどう報告しているのか、私もそこまではちょっと調査してきませんでしたが、そうだと思いますけれども、それにしましても、やはり我が国が武力行使をする場合には、それは国際法上の個別的自衛権なのか集団的自衛権なのか、やはりどちらかははっきりしなければ駄目じゃないんですか。自衛権だという一くくりの説明ではちょっとまずいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

午前中にも答えさせていただきましたが、私たちが、昨年七月一日の閣議決定の中で、全て同意できるわけでもないんですが、共鳴というか共感を持っておりますのは、これまでの日本国内で個別的自衛権と集団的自衛権のいわゆる解釈の境界線というのが、もう常に一〇〇%憲法適合性と違憲の境界線であるということはないんだということについては私もそのように、様々な兵器の変化とか国際情勢の変化の中でそのように考えております。

その意味で、自衛権の再定義ということをお私たちがやっているわけではございませんで、今回の法案というものの微頭徹尾自国防衛のみ、ためのものだけでありまして、それについては、例えば秋山法制局長官が平成十六年に答弁した中にも、外国軍隊に対する攻撃であつても個別的自衛権の対象になることもあるという答弁もございまして、

ですから、要は、目的も行為も我が国の自国防

衛のためということであれば、自衛権の行使ということでも十分に評価されるのではないかと、そのように考えています。それは、先ほどの国連への報告がそうした区別がなく自衛権の行使ということで十分足りているということと併せ持ちまして、我々としては、十分にそれで堪えるものだし、何よりもまず憲法適合性があるという評価を憲法学者あるいは法制局長官経験者から得たということが大事であって、政府案のように憲法適合性がないという評価を受ける法案では国民の皆さんに説明ができないのではないかと、そのように思っております。

重ねて申し上げますと、衆議院での審議で我が党の同僚議員から、その国際法上の評価についてはいろいろあるでしょうねという趣旨の答弁をしております。そういうことかという、さつき申し上げたとおり、国際法上の集団的自衛権と個別的自衛権については諸説ございます。他国防衛説というところで、他国防衛を目的とするものが集団的自衛権だという説もあるし、先ほど秋山長官の話をしましたけれども、物理的には他国の軍隊に第一撃があった場合でも、我が国の防衛システムの全くその一体の一部を成しているものが攻撃を受けた場合には、我が国の自衛権行使としてできなかったら、先ほど別の議員の質問にもありましたけれども、自分の国の存立が懸かっているのに、他国の同意や要請がなければ行動が取れないという何か変な理屈に陥ってしまいます。

私たちは、徹頭徹尾、自国防衛で我々の決断、主権的判断によって自衛権の行使を行う、そのことを考えているというのがこの法案に生かされているわけでございます。

○荒木清寛君 次に、海外派遣の一般法制定、閣法でいえば国際平和支援法案関連について維新の党にお尋ねいたします。

維新の党の国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案の第三条によりますと、非戦闘地域での活動とはいえ、現に戦闘行為が行われている国の領域内で

人道復興支援を行うことを一般法で認めるといふ、こういう立て付けになっております。これは現行のPKOの参加五原則に該当しない場合でも人道復興支援活動を認めるという、そういう趣旨であると理解してよろしいでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

この点は私どもとしてもいろいろ議論があつて検討したところでございますが、日本が国際貢献をする際には、実際に活動する方の安全を確保するということは第一でございますけれども、しながら同時に、日本といったら人道復興支援なんだと、この看板を下ろすことはできないと考えまして、その安全確保に様々な配慮をしながら、しかしイラク特措法にも入っております人道復興支援をこの一般法の中にも取り入れたということでございます。

○荒木清寛君 イラク特措法のサマワの支援というのPKO協力法ではできないから特措法を作ったんだというふうな理解をしております。そうしますと、安全配慮規定はあるにせよ、PKO参加五原則が該当しない場合でもこの一般法ではやるんだという、こういう制度になっているんですか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

幾つかの要件を前提とした上でございますけれども、いわゆる敵対行為とか軍事的な行為の後方支援というのではなくて、日本が人道復興支援をするということが停戦合意前であっても可能な状況が確認されれば、そのようなことをまずやるべきではないかなと私どもは考えて、これをメニューの中に残したということでございます。

○荒木清寛君 様々まだ議論はあります。論点はございますけれども、是非、維新の党と与党との政党内閣協議でしっかりと実りがあるような、そうした協議を進めていきたいと思っております。

○室井邦彦君 維新の党の室井邦彦です。よろしくお願いたします。

まず、冒頭質問をさせていただく前に、我々維新の党のこの五つの対案、八月の二十日に五法案を出させていただきまして、今、この九月二日に御答弁、また審議をさせていただいております。その二十日に出した以降、鴻池委員長には、また関係者には、何かと前向きで対応していただきましたことに心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは早速ですが、質問をいたしますが、まず維新の提案者に質問をさせていただきます。法案の提出方式が衆議院の段階と異なっている、この違いがどこにあるのか、これを一点、まずお聞かせをいただきたいことと、また、現時点ではなぜ衆議院に提出した全ての法案を一括して提出をしなかったのか、まずはお答えをいただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(柴田巧君) お答えをいたします。先般、この参議院に提出をいたしました法案ですが、衆議院に前に提出をした法案と内容の点で大きな変化はありません。ただ、安保法制に関する最近の質疑で新たな指摘された問題点に対応するため、幾つかの修正を施しました。衆議院においては、この平和安全整備法案を政府案の提出方法に合せて、現行法を十本改正する一本の束ね法案として提出をし、そのほか国際平和協力支援法案と領域警備法案という二つの新法案を提出しており、都合三つの法案となっていたところであり、都合三つの法案の質疑におきまして、政府が十本の法案を一本に束ねて提出するので、国民の理解も得にくい上、議員が法案ごとに賛否を示すことができないなどの問題点が指摘をされました。

そこで、私どもとしては、参議院におきましては、以下の六つのテーマに沿って法案を分割をしたところであり、まず第一には武力攻撃危機事態に関する法案、第二にPKO法案、第三には

周辺事態法案、第四に在外邦人の保護に関する法案、第五に米軍、オーストラリア軍に対する物品役務提供に関する法案、そして第六に自衛隊員の国外犯処罰に関する法案の六本でございます。これに新法案として国際平和協力支援法案と領域警備法案の二本と合わせて、全部で八本の法案としております。

この平和安全法制全体がどのような分野に分かれ、どのような論点があるのか、国民の皆さんにも分かりやすい形で示しをして、この本院、参議院において充実をした審議が、質疑が行われることを期待をしているところであります。

今申し上げたように、今回は、まず束ね法案四本と新法案を一本提出しましたが、残余の法案につきましても今週中には是非提出をさせていただきますたいと準備をしておるところでございます。

○室井邦彦君 じゃ、引き続き御質問をしたいと思ひますが、国際平和支援法案についてであり、平和のための結集決議以外のいわゆる関連決議まで広く含める政府案に対して、維新案は特に関連決議を除いておりますが、その理由をお示しをいただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(柴田巧君) ありがとうございます。自衛隊の海外活動につきましては、国際法上の正当性が当然必要でございます。

国際連合憲章第二章第七項は、御案内のように内政不干渉原則を掲げており、原則としてどの国も他国の領土に軍隊を派遣することはできません。もちろん、日本はそもそもの憲法上の原則から海外派遣はできないということですが、国際法上その唯一の例外として認められておりますのが国連憲章第七章の強制措置でございます。平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為の存在を決定し勧告を行う権限を有するのは安全保障理事会のみであるというこの国際法上の原則を遵守するため、国連安保理決議の第七章決議に基づく多国

籍軍等が行う活動のみを支援すべきと考えております。

以上の趣旨で、国連総会での決議については、国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、勧告し、要請し又は認めるもの、つまり、国連の正式な授權決議に限るものとしていく所です。したがって、安保理事会又はそれと同等の平和のための結集決議に基づく活動への支援のみを認めることとしていく所であり、これならば国際法上の正当性については問題ないと考えております。

これに対して、国連関連決議も含める政府案には、国際法上の正当性について疑問の余地があるのではないかと考えているところがございます。

○室井邦彦君 それでは、大臣、御質問いたしましたけれども、今の関連の法案であります、国際平和支援法案についてまずはお伺いいたしますけれども、国際平和共同対処事態の活動要件として平和のための結集決議以外のいわゆる関連決議まで広く含めておられるということですが、国際的な正当性をそれで結局確保できる、このようにお考えをされているのか、政府の御意見を、お考えをお聞かせください。

○国務大臣(中谷元君) 維新の党におかれましては、国会に独自案を提案されたことに對して敬意を表したいと思います。

お尋ねの国際平和支援法、三の二の口の決議、これいわゆる関連決議であります、これは、同号のイの決議のように、我が国の支援の対象となる諸外国の軍隊の活動の直接の根拠となるものではないけれども、国際法上、自衛権又は領域国若しくは旗国の同意に基づいて適法に行っている活動について、国連が決議という公式な形で、平和に対する脅威又は平和の破壊であるという認識を示しつつ、当該事態に關連して加盟国に何らかの取組を求めるという明確な要件が課されておりまして、国際的な正当性を認める上で十二分なものであるというところでございます。

例えば、二〇〇一年の同時多発テロ、これに国際平和及び安全に対する脅威であると認め、国際社会に對してテロ行為を防止し抑止するための一層の努力を求めた安保理決議二二六八号があり、かつて我が国は、当該決議が存在している状況において、テロ対策特措法などに基いてインド洋で海上阻止活動を行う諸外国の軍隊に對する洋上補給活動等を行いました。

このように、過去の自衛隊による活動を踏まえても、我が国として支援すべき国連憲章の目的に従った国際社会の活動は、イの決議、すなわち支援対象国となる諸外国の軍隊等の活動の直接の根拠となる決議に基づく活動に限られるものではないと考えているわけでございます。

○室井邦彦君 政府案に對しまして、我々維新の党として、やはり国際法上の正当性についてはそういう意味では多少疑問が残るところでございます。その点を我々しっかりと要望しておきたい、このように思っております。

さらに、その同時多発テロの件で、先ほど少し重複、柴田先生、するかも分かりませんが、その点につきましても一度ちょっと確認をしておきたいんですけれども、関連決議では要件を満たさないと維新案ではしておりますが、この同時多発テロのように、国際社会が協力して対処する事態が発生したときに我が国としてどのように対処すべきなのか、お考えをお聞かせください。

○委員以外の議員(柴田巧君) お答えいたします。

私どもの案では、先ほど申し上げましたが、安全保障理事会又はそれと同等の平和のための結集決議に基づく自衛隊派遣のみを認めることとしております。つまり、国際法的に申し分のない正当性を持つ多国籍軍のみを支援するために恒久法を制定するということです。

したがって、いわゆる関連決議のみでは、今御指摘のあった同時多発テロのようなケースを含め自衛隊は派遣できないということになるわけですが、同時多発テロのようなケースで対応が

必要となることはもちろんあるわけですが、このような場合については、従来どおり、特措法による対応をすべきと考えております。そういう大きな危機に当たっては国会での理解は得やすいものと思っておりますし、ある程度迅速な立法が可能だと思っております。

過去を振り返っても、このテロ特措法のケースでいえば、二〇〇一年九月十一日の同時多発テロの対応において、その年の十月五日には衆議院に提出された特措法案がその年の十月二十九日には参議院本会議で可決をされておりまして、自衛隊による迅速な対応の必要と国際社会の正当性、そして国民の理解のバランスを取るためにも、国連で正式な授權のない決議、関連決議しか得られなかった場合については従来どおりの特措法での対応とすべきであると考えているところでございます。

○室井邦彦君 ありがとうございます。

それでは、次の質問でありますけれども、政府と維新の提案者にお尋ねをいたします。

武力行使との一体化についてありますが、この武力行使との一体化を回避するためには、国際平和対処事態における諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等の実施地域をいわゆる非戦闘地域に限定すべきではないのかということでありまして、最近の新聞報道でも、自衛隊が駐留していたイラク南部のサマワから約三十キロ離れた町で起こったいわゆるルメイサ事件であります、取り上げられております。

二〇〇五年十二月四日、復興支援群長ら幹部たちが、修復した養護施設の祝賀式典に参加しており、会場では反米指導者サドル師派と自衛隊を警護していた豪州軍との銃撃戦が起きました。銃撃戦に続き、ノー・ジャパンなどと抗議しながら群衆が押し寄せてきました。幹部らは建物に閉じ込められ、外で警備に当たっていた隊員も群衆に包囲されました。どの隊員も、一発の警告が全面的な銃撃戦につながる恐怖を覚えたのであります。結局、地元の人々に逃げ道

をつくってもらい、窮地を脱することができました。

このように、非戦闘地域への派遣ですら、いつ銃撃戦になるか分からない状況になります。それ以外の地域への自衛隊の派遣を認めてよいのか、また、政府と維新、どのようにそれぞれの政党がお考えなのか、是非この点を確認とお伺いをしたいと思います。

まず、防衛大臣の方から御答弁をお願いできますか。

○国務大臣(中谷元君) 政府案につきましては、これまでの非戦闘地域、これは、そこで実施されている活動の期間を通じて戦闘行為が行われるということがないと認められる地域であります、これでおきますと、例えば半年間自衛隊が派遣をされるのであれば半年間戦闘がないと見込まれる地域でありまして、実際活動を行う上に、一週間だけ行うという場合も派遣期間が半年間戦闘が行われたことがないということを実施地域を指定する条件として運用してまいりましたが、今回は、現実活動する一週間の間戦闘行為が発生しないと思込まれるのであれば実施地域の指定が可能となるように、活動の具体的なニーズに即して機動的に実施地域を指定することができるよう、つまり後方支援は武力行使に当たらないということ、他国による武力行使と一体化をならないということを担保として、現に戦闘行為が行われている現場でなければ後方支援が実施可能といったしました。

その際、安全性を確保する上におきまして、法律上防衛大臣は自衛隊の部隊等が実際に円滑かつ安全に活動できるように実施地域を指定する旨規定をしております、この規定を受けて、現在戦闘行為が行われていないというだけではなく、自衛隊が現実活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定するといったしておりまして、攻撃を受けない安全な場所での活動を行うことはいわゆる非戦闘地域や後方地域といった要件を設けていた従来と変更はございません。

せん。

このように、現実の活動に際しまして、この点を新たに考えて法律に盛り込んだということでございます。

○委員以外の議員(柴田巧君) ありがとうございます。

今も御説明はありましたが、政府案は、現に戦闘が行われている現場では実施しないとするだけで、非戦闘地域に限定はしていないと言つてもいいと思うんですが、したがって、戦闘の間際まで自衛隊の活動地域が拡大をしかねない。しかし、今、室井先生御指摘をされたように、ルメイサ事件の例があったように、非戦闘地域への派遣であっても銃撃等の危険を伴うのでありまして、ましてや、この政府案のようにそれ以外の地域にも自衛隊を派遣するというになりますと、国又は国に準ずるものとの戦闘に巻き込まれる危険が格段に高まるものと思っております。

したがって、私どもの案におきましては、活動地域をいわゆる非戦闘地域に限定をいたします。すなわち、現に戦闘行為が行われておらず、かつそこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域でのみ活動を実施すべきだとして、ところでござい

○室井邦彦君 政府の方、防衛大臣に一言私の方からお願いをしたいわけでありますが、それは、今のお話を聞いておりますと、私も認識をしておるんですが、この活動地域が拡大すればするほど、リスクが少なくなるんじゃないかと、やはりリスクが増える。これはもう原理原則の話だと思います。

そういう観点から考えますと、やはり政府案は戦闘にもいわゆる巻き込まれる危険性が非常に大きいんじゃないか、このような我々は不安を感じておるところであります。是非その点を十分に御留意をいただきたい、このような要望をしておきたいと思ひます。

続いて質問をいたしますが、この質問も、また

中谷防衛大臣、また維新の提案者にお答えをいただきたいわけですが、この政府案は、国際平和共同対処事態への対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならないとしております。これに対して維新案は、基本計画を添えるだけでなく国会の承認の対象としておるところが違つておるところでありまして、政府案が基本計画まで国会承認をしなくてよいと考える理由について伺いしたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) 政府案につきましては、基本計画そのものを国会承認の対象とはしてはおりませんが、基本計画を決定をし又は変更したときは国会に報告することとしているのに加えまして、政府案に基づく協力支援活動等の対応措置の実施につきましては、基本計画を添えて例外なく国会の事前承認を得ることとなるために、基本計画の内容について国会審議が行われるということになります。

したがって、国民の理解を十分に得つつ民主的統制を確保するとの観点からは、維新案のように基本計画そのものを国会承認の対象とする場合と基本的にはその効果に変わりはないと考えております。

○委員以外の議員(柴田巧君) 私どもの案では、この自衛隊の具体的な活動内容が承認の対象となることによつて、政府が自衛隊の活動内容について詳細な情報を提供して私ども国会議員を説得するよう努力することになるわけです。このことによつて国会での審議の内容をより実質的なものとするために基本計画を国会承認の対象としていくわけでありまして、実施の可否のみならず、実施計画の内容の承認を求めている立法例としては現にドイツの例もございまして、決して非現実的な制度ではないと考えています。

このため、私どもの案では、実施計画を事前の承認に付すと、またこの実施計画の変更についても事前承認が必要で、実施が二年を超える場合は新たな承認が必要となつて、このときの承認の対

象もやはり計画ということですが、ということになるわけですが、さらに、この場合に不承認の議決があつたときは、政府は速やかにこの基本計画での措置を終了させなければならないとしておりまして、分かりやすく簡単に言うと、政府の案よりも私どもの案は国会承認をより厳格化しているということかと思つております。

○室井邦彦君 ありがとうございます。

この国会の審議を形骸化させないように、文民統制のそれが確保につながっていく、我々はこのように確信をしております。是非その点も一言御指摘をしておきたい、このように思ひます。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

続きまして、時間の関係上、引き続き、はしよつてお尋ねをしたいと思ひます。

この国際平和支援法で定められた人道復興支援活動については、紛争が終結すればそのまま人道復興支援活動に移行することになる、このように考えられますが、この人道復興支援活動は、政府案では、国際平和協力法に基づく活動であるから、同法に基づいて、改めて自衛隊を派遣する手続が必要となるのでしょうかという、こういう我々の質問でありますけれども、また一方、政府と維新の提案者それぞれにこの点をお伺いをして、改めて確認をしたいと思ひます。大臣の方から、適宜。

○国務大臣(中谷元君) 政府案におきましては、人道復興支援活動は国際平和支援法ではなくて、参加五原則が満たされている状況であれば改正PKO法、これに基づいて実施をするということになります。

これは、人道復興支援の実施それ自体に関しては国会の事前承認を必要とはしてはおりませんが、政府としては、国連の統括しない国際的な平和協力活動について、活動を行う区域の安全の確保が必要な場合において他国軍隊に安全確保を依存する形で自衛隊の部隊を派遣するということが適

当ではなくて、このような場合には、安全確保の任務を実施するに当たっては、原則として事前に国会の承認を得る必要があると考えています。

したがって、このような場合には、実施計画を閣議決定をし、国会の承認を得た上で活動を実施するというような形におきまして、改正PKO法に基づいて実施をするということを考えております。

○委員以外の議員(柴田巧君) 私どもの案におきましては、この人道復興支援は、改めて言うまでもありませんが、我が国にとつて国際貢献として最もふさわしいものと考えております。したがって、安全かつ円滑に支援活動を行えるようにすべきということは言うまでもありません。

政府案は、この人道復興支援活動は、国際平和協力法で行う整理となつておりますので、復興支援のために改めて別途国際平和協力法に基づいて自衛隊の派遣手続が必要ということになるわけですが、武力紛争時において後方支援と紛争終結後の復興支援は一連の活動でございまして、我が党案におきましては、両者ともいわゆる恒久法に位置付けて、復興支援のために改めて手続を踏む必要はありません。これによつてスムーズに復興支援活動に移行できるということになるわけです。

他方で、停戦合意のない状況下で支援活動が行われる危険性を回避する必要があるのも事実でありまして、そのため、私どもの案におきましては、防衛大臣が、自衛隊の部隊等が人道復興支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合には活動の中断を命じることとしておりまして、実際に活動をしている部隊の長も、人道復興支援活動の実施場所の近傍において、近くにおいて戦闘行為が行われるに至つた場合においては、あるいはその戦闘行為が予測される場合には、活動を一時中止をし又は退避するなどして危険を回避するという安全策も設けているということをお併せて申し上げておきたいと思つております。

○室井邦彦君 ありがとうございます。

いづれにいたしましても、この人道復興支援の

活動こそが国際社会における我が国の評価を高めしめるということになると思います。その面におきましても、人道支援に関しましては、全て大切な法案でありますけれども、特に重きを置きながら進めていただきたい、このようなことを更に要望しておきたいと思っています。

続きまして、また関連でありますけれども、これは維新の提案者にお聞きをしたい、お尋ねをしたいと思っています。

国際平和支援法の維新案では人道復興支援を行うことになっておりますが、特に人道支援を担ってきた国際協力NGOからは、自衛隊がNGOと同様の業務を行えば当然同じ部類と第三者から見られてしまう、思われてしまうということが起きます。そのNGOのリスクが増すとの懸念が聞かれるわけであります。

維新の党は、このような懸念に対してどのような対応を考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っています。

○委員以外の議員(柴田巧君) お答えをいたします。

私どもとしては、自国防衛とは直接関係のない自衛隊の海外活動につきましては国連の指揮下で行うべきだと基本的に考えているわけですが、したがって、この国連平和維持活動はもちろんのこと、それ以外の多国軍型の活動においても、国連安保理の七章決議あるいはそれと同等の国連総会による平和のための結集決議に、先ほども申し上げましたが、基づいてのみ自衛隊を派遣できることとしております。

さらに、この人道的な復興支援活動は実に多様な活動を含んでいるわけですが、民間のNGOと自衛隊がそれぞれの長所を生かして活動していくことが重要だと考えております。

例えば、自衛隊の場合は、行うにふさわしい活動として公共の秩序の維持や給水、交通インフラの工事、通信インフラの設置等の行政サービスに係る事項、あるいはNGOがやっていることで、人員的にも予算的にも大規模かつ集中的な対応が

求められる活動があるかと思っています。

ただ、最後の今申し上げた事例などに関しましては、自衛隊が単独でやるのではなくてNGOの支援に回るのが好ましいとも考えるわけですが、その上で、NGOにもいろいろ自衛隊がそういう活動をするに当たって懸念があるようであれば、自衛隊とNGOの活動を調整する公的な機関などを設けて、両者の関係にそのないように取り組んでいくべきだと考えているところでございます。

○室井邦彦君 先ほども政府に、防衛大臣に申し上げましたけれども、この人道復興支援活動を是非法案に追加をしていただければ、このような我々には思いを持っておりまして、是非その点はお考えをいただきたい、このように思う次第であります。

押し迫ってきましたので、続いて、これは政府と維新提案者にお尋ねをしますが、恒久法である国際平和支援法を作ること、国際平和共同対処事態においては特措法を作らなくても戦中の他国軍に後方支援ができるようになるわけですが、この後方支援活動に当たっては、弾薬の提供や又は戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油はできるのか、政府、維新の提案者それぞれにこの点を更に確認をしておきたいと思っています。

○国務大臣(中谷元君) 国際平和支援法において、協力支援活動として行う物品の提供等として、武器の提供、これは含めないということにしておりまして、その旨も法律上も明記をいたしております。これは、他国の部隊が必要とする武器は通常自ら携行するものと考えられたこと、また、ガイドライン見直しに係る日米間の協議の中でも米側からは武器についての支援のニーズはなかったことを踏まえまして、自衛隊が提供する物品の対象として武器は含めないということにいたしました。

なお、発進準備中の戦闘機に対する給油等につきましては、現に戦闘行為が行われている現場で

なければ実施ができるということにいたしております。

○委員以外の議員(柴田巧君) 私どもは、この弾薬の提供、戦闘作戦行動のための発進準備中の航空機に対する給油、整備というものは、いわゆる武力行使との一体化の懸念が生じるということですのでいたしませんし、それを定めた旧テロ特措法の規定を維持するものと御理解をいただいて結構かと思っています。

○室井邦彦君 最後の質問をいたします。

維新案では、弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備は実施しないとされているが、それでは南スーダンPKOにおいて韓国軍に弾薬を提供したと同様の事例に対応できなくなるのではないかと、それでもよいのか、お聞かせをいただきたい。

○委員以外の議員(柴田巧君) それでは簡潔に答えをさせていただきますと思っています。

先ほども申し上げましたが、この南スーダンのPKOにおいて韓国軍に弾薬を提供した事例というのは、PKO五原則が満たされている状況の下に行われたものでございまして、さらに国連の司令部からの要請に基づいて間接的に提供されたものでありますので、武力行使との一体化の懸念は全くありません。

したがって、今後も同じ条件下で弾薬を提供することは問題ないと考えているところであります。終わります。

○室井邦彦君 ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

さきの八月三十日の日曜日、戦争法案廃案、安倍政権退陣、国会十万人、全国百万人大行動が行われ、私も国会正門前で参加をいたしました。人々の怒りが世代を超えて重なり合い、文字どおり国会は包囲され、埋め尽くされました。

菅官房長官は大きな誤解が生じていることは極めて遺憾などと述べましたが、それが、そ

れこそ大きな誤解であります。深い理解が広がり続けているからこそ巨大な人々が動き出している、このことこそ安倍政権は知るべきであります。今日は、まず資料をお配りをしております。統合幕僚監部の内部文書、ガイドライン及び平和安全法制関連法案を受けた今後の方向性についてです。これは、陸海空自衛隊をつかめる統合幕僚監部が、法案の八月成立を前提にして、国会と国民には説明せず、海外派兵や日米共同作戦計画などについて具体的に検討していることを示す重大問題です。総理は問題があるとは全く考えていないと述べましたが、とんでもありません。

今日まず伺いたいのは、存立危機事態における自衛隊の活動について、統幕のテレビ会議の後に使われたと見られる海上幕僚監部の内部文書、資料の四枚目になりますが、このうち、海上作戦例を示して聞いた私の八月四日の質問でも、先週二十五日の福山議員の質問でも、存立危機武力攻撃を終結させる武力行使とは何か、その必要最小限とは何か、米軍行動関連措置法に言う後方支援の性質や委員長預かりとなつていきます安全確保問題など、政府の答弁が全く定まらないということなんです。

そこで、この資料の三枚目を御覧いただきたいと思っています。主要検討事項として、御覧のように、ガイドラインに示された存立危機事態において協力して行う作戦は、武力攻撃事態に行う作戦として、防衛、警備等計画には記載されている内容であるということ踏まえた上で、検討の進捗に伴い、防衛、警備等計画への記述内容について具体化していく予定である、今後、存立危機事態において自衛隊が実施する事項、武力の行使の範囲及び武器使用について政府検討を踏まえて、省内において検討を深化させる必要がありますと説明をされているわけですね。重要影響事態とか武力攻撃事態の検討事項には、防衛、警備等計画及び共同計画への反映を見据えというふうに書かれておりますが、存立危機事態は書きぶりが違うわけですね。

そこで、大臣に伺いたい。ここに言う武力の行使の範囲を検討するというのは、法案成立後に、大臣がこれまで述べてこられたように、省内において検討を深化させ、統幕が中心となって原案を策定して定めていくと、そういう意味ですか。

○国務大臣(中谷元君) これは、法案が閣議決定をした翌日、私が防衛省の内幕の幹部に対して、これを分析をし、また研究をするようにと指示をしたことに基づくものでございます。

御指摘の記述は、統合幕僚監部におきまして、防衛、警備等の計画や共同計画に関しまして、法案成立後に検討していくべき課題を整理をすべく分析、研究を行ったものであると承知をいたしております。

この防衛、警備等に関する計画及び日米共同計画の内容、その詳細につきましては、緊急事態における我が国又は日米両国の対応に関わるものがありますので、事柄上、性質上お答えを差し控えてさせていただきます。

その上で、御指摘につきまして一般論として申し上げれば、我が国の平和と安全に係る法制が成立をした場合に、当該法制の内容について、必要に応じ防衛、警備等に関する計画や日米共同計画に反映をするよう図るということは、私は当然のことだと考えております。

○仁比聡平君 私が聞いているところにお答えになつていないんです。法制の内容についてという検討ではなくて、武力の行使の範囲を検討するということはどういう意味かという問いなんです。

大臣今もおっしゃいましたけれども、検討事項というのは、法案成立後に原案を策定し結論を出す項目だと説明してこられたでしょう。八月二十七日の統幕長の記者会見でも当の統幕長自身が検討するというのは結論を出すことで、検討課題を整理するのは検討ではないと述べているんですね。つまり、法案成立後に結論を出すというのが検討事項だとおっしゃってきた。となると、武力の行使の範囲は法案が成立した後で結論を出す、

つまり、法案の上ではあるいは法理上は武力の行使の範囲は定まっているというわけではないんですか。

○国務大臣(中谷元君) 武力の行使というところから三要件で考えられてまいりましたが、これからは新三要件ということで、この法律にもそれが明記をされているわけでございます。これはあくまでも法律によって定めるものでございます。

統幕におきましての記述等につきましては、これは法案成立後に研究、検討をしていくべき課題を整理すべく、分析、研究を行ったものであると承知をしております。

○仁比聡平君 いや、大臣、答弁、それ矛盾しているでしょう。だって、主要検討事項というのは、大臣が今もおっしゃるように、法案成立後、結論を得ていく課題なんですよ。その検討事項として武力の行使の範囲と書いてある。これが今おっしゃったような新三要件だと今国会で答弁されておられるような内容なんだしたら、法案成立後、主要検討事項として掲げられるはずがないじゃないですか。

つまり、法理上あるいはこの法案では武力の行使の範囲が定まっているから、法案の成立後検討しなきゃいけないんじゃないんですか。だから、武力攻撃事態などは違つて、政府検討を踏まえて書いているんじゃないんですか。

○国務大臣(中谷元君) 法律によりまして、従来は武力攻撃事態のみでございましたが、新たに存立危機事態、これが加わるわけでございます。それに伴いまして、今後防衛省といたしましても検討していくべき課題がございまして、そのために防衛又は警備計画、警備等の計画や共同計画、これについてはどのように対処するかということの分析、研究を行うものでございます。

○仁比聡平君 防衛、警備等計画にどう記載するかのことは聞いていないでしょう。

結局、安倍政権が幾ら限定された集団的自衛権だと繰り返しても、法案上、法理上、武力の行使

の範囲は無限定であつて、何が自衛の措置に当たるとかは念頭にないとか考えていないとか、政府の判断次第ということ議論すればするほどはつきりするばかりなんですよ。これは、憲法九条をなきものにしようということですよ。

この統幕文書が武力の行使の範囲を法案が成立した後に結論を出すべき検討事項としている、そのことの意味について大臣ははっきり答えてください。

○国務大臣(中谷元君) この範囲と内容は法律で決まっております。

中でやっていることは、結論を出すべき検討を行つておらず、どういふことが必要になるのか、あくまでも課題を整理をしている段階でありまして、課題の頭出し等のことをしていることでございます。

結論を出すべき検討につきましては、法律が成立をした後、行うべきでございます。その点の、結論を出すべきような検討は全く行っていないということでございます。

○仁比聡平君 今の大臣のその答弁というのは、武力の行使の範囲ということと主要検討事項として掲げているこの文書そのものに全く反しているじゃないですか。

委員長、お願いをしたいんですけれども、この統幕文書が武力の行使の範囲を検討課題としている、このことの意味について、改めて文書で委員会に提出をいただくように協議をいただきたいと思ひます。

○委員長(鴻池祥肇君) その件につきましては、後の理事会において諮ることといたします。

○仁比聡平君 続けて、自衛隊法改定案九十五条の二による米艦防護について伺います。

資料の二枚目に、主要検討事項としてアセットの防護が掲げられています。

「平素における米軍等の防護対象及び武器使用権限の整理」、「武器使用に係る手続きの具体化(ROEの策定等)」と示された事項を、下にありますが、「自衛隊員が武器等防護のための武器使用

用が可能となる場面及び武器使用に係る細部事項について具体化し、関連規則並びにROE等の整備を行うことが必要と認識しています。」と説明されているんですね。これは何をどう検討することになるのかと。

アメリカ統合参謀本部の標準交戦規則、SROEは大臣御存じだと思います。これは、米軍部隊の固有の権利と義務として、敵対行動又は公然と示された敵対意図から防衛するためにあらゆる適切な行動を取ることを、さらには敵対勢力を即時追撃し交戦する権利を定めているんですね。これは、米軍内でも、敵対意図に対しては強制力の行使を許容しているということは、SROEには先制的自衛概念が包含されていることを意味すると指摘されているんです。

日米一体に共同行動している場合に、相互にアセットを防護するというのが改定ガイドラインなんです。それから、この統幕文書の言う検討し整備するROEというのは、米軍のSROEと符合するものでなければ相互防護の任務は達せられないのはありませんか。

○国務大臣(中谷元君) まず、アセット防護のROEの整備を行うということでございますけれども、日米の両国のROEの共通化ではないかという御質問でございますが、これは新ガイドラインにも記載をされているとおり、日米両国の部隊がそれぞれ異なる国内法令に基づき行動する以上、自衛隊と米軍が緊密に協力を果たすからといって、それが直ちにROEの共通化につながるわけではございません。

他方、我が国への武力攻撃等に対して自衛隊と米軍が整合の取れた対処を行うことができるように、個々の連携要領等につきましては引き続き検討をする必要がございまして、御指摘の記述というのは、先ほども申し上げましたが、統合幕僚監部において、武器使用に係る手続等に対して法案成立後に検討していくべき課題を整理をすべく分析、研究を行ったものであると承知をいたしております。この法律の施行に際して必要となる事

項の研究、また分析の一環として記述をされているものではないかと考えます。

○仁比聡平君 いや、今の、直ちにROEの共通化にはつながるものではないなんておっしゃいますけど、いつかはつながるのかと。符合させなければ相互防衛にならない。一方で、符合させるなら、自衛隊が米軍の先制的自衛にくみするののかという大問題になる。

ところが、法案成立後に検討すると言うけれども、どんなROEを整備するかは、法案には限定はないし、国会にも明らかにされないでしょう。しかも、法案には、米艦等防護の国会承認や国会報告の定めがありません。結局、警護の要件らしきものといえば、法案九十五条の二の二項が言う外国軍隊等からの要請と防衛大臣が必要と認めるときに限りというだけです。

誰がどこにどのような要請をするのか、また、防衛大臣はどのような手続でその必要性を判断し、誰に対して下令するのか、お答えください。

○国務大臣(中谷元君) これは、日米両国の部隊がそれぞれ異なる国内法令等に基づき行動する以上、自衛隊と米軍が緊密に協力するからといって、それが直ちにROEの共通化につながるわけではない。

我が国におきましては三要件がございます。その法律の施行に際しまして必要となる事項の分析、研究の一環として、自衛隊の武器使用に関して細部事項について具体化をし、関連規則、またROEの策定等を行うことが必要ではないかとの統合幕僚監部としての当然に有し得る課題の認識、これを示したものでございまして、実際にどのような内容にするかということにつきましては、法案が成立した後、検討を始めるということでございます。

○仁比聡平君 条文の二項の要件を聞いているのに、何で関係ないことばかり答弁するんだ。質問時間、これで潰すなんてひどいですよ。

○国務大臣(中谷元君) 米軍がですね、警護の要請を受けた後、防衛大臣が、当該の米軍等の部隊

が自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動を行う米軍等の部隊に該当し、かつ自衛官が警護を行うことが必要と判断した場合には、指揮系統を通じて、当該部隊の部隊、当該部隊の武器等を適切に警護し得る自衛官が警護を命じられるということになります。

○仁比聡平君 はっきり答えられない。大臣、大臣が必要と判断するかどうかはほ唯一の要件なんです。その大臣がそんな答弁で、こんな法案、やれるかと。

昨日、レクを受けたときに、現場の皆さん、こうおっしゃいましたよ。要請は外国軍の司令部から統幕に対してなされる。防衛大臣の必要性判断の手続の詳細を述べることは差し控えるが、防衛大臣の権限として判断し、警護に関する命令を指揮系統に従って部隊司令官に下令する。そのとおりですか。

○国務大臣(中谷元君) これは、防衛大臣が、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動を行う米軍の部隊等に該当して、自衛官が警護を行うことが必要かどうか、これを判断するわけですが、いかなる状況において必要であるのか、これはそれぞれの協議やまたニーズ、状況において判断するわけですが、これは防衛大臣が命ずるわけですが、事と次第によりましては、NSC又は内閣総理大臣などと、官邸と相談をした上で判断をすることになるということでございます。

○仁比聡平君 いや、そんなことがどこに書いてあるんですか。国家安全保障局だとか言うけれども、法制上はあくまで防衛大臣の権限でしょう。一体何を根拠にそんなことをおっしゃっているんですか。

○国務大臣(中谷元君) あくまでも防衛大臣の権限でございますが、事と内容次第におきましては、官邸やまたNSC、これに相談をして実施をする。これは、今でも重要な事項につきましては総理の指示を受けながらやっておりますし、また、官邸に対していろいろな情報を提供して、官邸の

判断をいただきながら対応をしているということでございます。

○仁比聡平君 聞いていることに答えられないじゃないですか。その根拠は何ですか。法制上は防衛大臣の権限となっているじゃないですか。

○国務大臣(中谷元君) 九十五条の二の警護というのは、やはり主として情報収集とか警戒監視、また共同訓練、これは平素から自衛隊が防衛大臣の指揮監督の下に行う活動を米軍等の部隊と連携を行うに際して認められるものであること、また、武器の使用におきましても自衛隊の九十五条と同様に受動的なものでございまして、その性格から防衛大臣が決定をしているということで、常に内閣としての判断を要するものではないわけですが、警護を行うか否かについてより慎重な判断を確保する観点から、警護の要請があった場合における手続の枠組み、また、重要影響事態等による運用等につきましては、NSC、内閣安全保障会議における審議も含めて、内閣の関与を確保した形で進めていく考えでございます。

○仁比聡平君 私の質問時間を消費するばかりのひどい答弁ですよ。私は、その条文上の根拠がどこにあるのかと問うているのに、それにお答えにならない。

あなたが安倍総理に相談をされるというのはそういうことがあるのかもしれませんが、法制上の権限ということについて答えられないわけでしょう。私は、この点について、条文上の根拠について、時間がありませんので、整理をして委員会に報告をいたしたいと思います。委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長(鴻池祥肇君) 後の理事会で諮ります。

○仁比聡平君 元々、九十五条自体が合憲性が繰り返して大問題になってきたわけですよ。もう今日は時間がありませんから何を言えませんが、資料の六枚目に、これまでの統一見解などが示されてきました。けれども、宮崎元内閣法制局長官は衆議院の参考人として、米国の武器などが我が国の防衛力を構成する重要な物的手段だとこの評価に重大な疑問がある、また、事前の回避義務、事後追撃禁止の条件を米軍自体に約束させるという前提でなければ、自衛隊、自衛官による防衛は容易に違憲の武力行使に至るおそれがあると厳しく指摘しているわけですね。

さきに確認したようなSROEを行動原理とする米軍に自衛隊同様の条件を約束させられますか。

○国務大臣(中谷元君) この九十五条の二の武器使用というのは、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の武器の、部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為でございまして、条文上も現に戦闘行為が行われている現場で警護を行わない旨明記をいたしておりますし、武力の行使と一体化しないということを担保するとともに、国又は国に準ずる組織による戦闘行為に対処して武器を使用することがないようにいたしております。したがって、本条によって自衛隊が武力の行使に及んだり、本条による武器の使用を契機に戦闘行為に発展するものでもございません。

運用上も、防衛大臣は警護の要請を受け、その都度、米軍等の部隊の活動の内容、目的、当該活動が行われる状況等を踏まえて警護の必要性について判断することとなっております。現に戦闘行為が行われている現場において自衛官が警護を行うことがないよう慎重に運用をするために判断をしております。

○仁比聡平君 全然答えになっていないです。この場面というのは、エスカレートし、武力の行使に至る危険性があるじゃないか、はらんでいくじゃないかと、そのときに存立危機事態だとか武力攻撃事態だとか、法的根拠だけ切り替えて、結局、平時から軍事まで日米一体で、戦う自衛隊、肩を並べて戦う自衛隊、そんなふうになっていく、明白な憲法九条違反。

角度を変えて伺います。河野統合幕僚長は、昨年の十二月十七日、十八

日に訪米をされました。米統合参謀本部議長や陸海空、海兵隊の幹部あるいは国防省幹部と会談をし、日米同盟の深化などについて意見交換をされたと思いますが、これ、どなたたちと会われたんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 河野統幕長は、昨年十月に就任をいたしました。昨年十二月に訪米をいたしました。米国防省及び米軍幹部と会談、この情勢等について対談をいたしました。

会った人については、ワーク国防副長官、アンブシー統合参謀本部議長、オディエルノ陸軍参謀総長、グリナート海軍作戦部長、スペンサー空軍副参謀長、ダンフォード海兵隊司令官、スウィフト海軍作戦部統幕部長と会談を実施をいたしておりますが、このときにつきましては、ガイドラインの見直しの作業とかそのときの進捗状況など、様々なテーマについて意見交換を行いました。新ガイドラインや平和安全法制の内容を先取りするような会談を行ったという事実はなく、資料で公表する内容を限定したという御指摘は当たらないものでございます。

○仁比聡平君 今大臣がおっしゃった今後の進め方という日程表で、統幕文書で八月法案成立とされていることが、聞かれもしないのに大臣がおっしゃるほど国会無視だと大問題になってきたわけです。

私の手元に、独自に入手をいたしましたこの統幕長訪米時の会談の結果概要を報告する防衛計画部の文書がございます。

河野統幕長は、十二月十七日、オディエルノ米陸軍参謀総長との会談でこう言っています。オディエルノ参謀長から、現在、ガイドラインや安保法制について取り組んでいると思うが予定どおりに進んでいるか、何か問題はありますかと聞かれて、統幕長は、与党の勝利により来年夏までには終了するものと考えていると述べているんですね。

これは何ですか。政府はあれこれ弁明してきたけれども、大臣が分析、研究などを指示したという閣議決定の翌日から遡って、実に昨年十二月、

夏までにと述べているではありませんか。大臣はどんな報告を受けているんですか。

○国務大臣(中谷元君) その御指摘の資料につきましては、私、確認をできておりませんので、この時点で言及は控えさせていただきます。

○仁比聡平君 そんな報告も受けずに、先ほど聞かれもしないのに、先取りしてやっているようなことはなんなん、そんな答弁したんですか。それ、虚偽でしょう。

十二月の……(発言する者あり)
○委員長(鴻池祥肇君) 仁比君、質問を続けてください。

○仁比聡平君 十二月の総選挙の投票日の僅か二、三日後の訪米です。法案の具体的検討も、あるいは与党協議もなされていないはずのそんな時点で、来年夏までにと決まっていたんですか、それとも統幕長は勝手にそんな認識を米軍に示したんですか。どっちですか、大臣。

○国務大臣(中谷元君) 今御質問いただきましたけれども、御質問をいただいている資料がいろいろなものは承知をしております。その点も含めまして、コメントすることはできないということでございます。

○仁比聡平君 大臣、確認しますけれども、この統幕長訪米時における間違った認識がいくつかある、統幕長訪米時における会談の結果概要についてという件名の提出年月日三十六年十二月二十四日付けの報告書、これ、存在するでしょう。

○国務大臣(中谷元君) 突然の御質問でございます。御指示、御提示いただいている資料がいろいろなものか承知しております。防衛省で作成したものか否かも含めましてコメントをすることはできないということでございます。

○仁比聡平君 この内容について私は数々の疑問がある。けれども、そんな御答弁では質問できないじゃないですか。

委員長、これ、事実を確認させていただいて、この文書の存在について確認してもらいたいと思います。

○委員長(鴻池祥肇君) 今の、私への何ですか。何を確認するんですか。

○仁比聡平君 改めて申し上げます。この私が今申し上げている統幕長の訪米に関する報告書、この存在を確認をしていただきたい、今確認をしていただきたい。

○委員長(鴻池祥肇君) 大臣の答弁では、確認できていないという答弁でしょう。そうでしょう。(発言する者あり)
速記を止めてください。

〔速記中止〕
○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こして。

○国務大臣(中谷元君) 御指摘の内容等につきましては、委員会の事前の資料にも入っております。物についても確認できませんので、今すぐにお答えすることは困難でございます。

○仁比聡平君 私の手元にこのように存在をしております。この存在をいつまでになら確認できませんか。

○国務大臣(中谷元君) ただいま御質問をいただいたばかりでありまして、その資料も私、まだ拝見しておりません。またそれを拝見させていただきます上で判断してまいりたいと思います。

○仁比聡平君 委員長、この文書の存在と先ほど申し上げた統幕長の発言の内容の事実の確認について、防衛省から理事会に報告をいただけるように御協議願いたいと思います。

○委員長(鴻池祥肇君) この件に関しまして、後の理事会において協議をいたします。

○仁比聡平君 この中身について、時間がなくなってきたので、重大な一つの問題について伺っておきたいと思っております。

政府が沖縄の在日米軍基地の自衛隊との恒常的な共同使用を検討しているのではないかとという大問題は、沖縄県民には一切知らされず、国会で度々取り上げられてきた問題です。

三月三日の衆議院予算委員会では我が党の穀田議員が、防衛省の二つの内部文書に基づいて、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シユワブを含めて具体的に検討しているのではないかと質問したのに対し、大臣は、「いずれにせよ、代替施設における恒常的な共同使用というのは考えておりません」、総理は、「もちろん報告も受けておりませんし、全く考えておりません」と答弁しているんですね。

ところが、河野統幕長はどうか。辺野古への移転やキャンプ・ハンセン、キャンプ・シユワブでの共同使用が実現すれば、米海兵隊と陸上自衛隊との協力が一層深化すると認識している、これにより沖縄の住民感情も好転するのではないかと、こ

う一連の会談の中で述べているわけです。

自衛隊と米軍のトップ同士では総理や大臣の国会答弁とは関係なく進めているということなのか、それとも、内局や大臣もこうした統幕長の考えを知った上で三月の国会の答弁をしたのか。これ、明らかにすべきですよ。大臣、一体どうなんですか。

○国務大臣(中谷元君) 三月での答弁等につきましては、私が答弁したとおり、共同使用ということについては政府としては考えていないということでございます。

なお、日米間におきましては、恒常的にいろいろな問題等については率直な意見交換は実施をいたしておりますので、また、その内容等につきましてはどのようなものであるかどうか、また確認した上で答弁させていただきます。

○仁比聡平君 時間が来ましたが、委員長に、一つは、先ほど来、私が示しております文書の委員会への提出について理事会の協議をいただきたいということと、それから、御許可いただければ、今ここにありますので、大臣に手渡したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長(鴻池祥肇君) よろしいです。(仁比聡平君資料手交)

○仁比聡平君 戦争法案は断固廃案ということ述べて、私の質問を終わります。

○田中茂君 日本を元気にする会・無所属会の田中茂です。

今日は、安保法制を通してシームレスに世界規模で米軍や友好国軍をサポートできるようになり、日米同盟と日本の国際的立場は強化される、その結果として日本の抑止力が高まると、そう期待しておる次第であります。

そこで、日本の独自の自衛隊の活動、これを、リージョナル、東シナ海、サブリージョナル、南シナ海、グローバル、IIS、中近東方面なんですが、分けた場合、このリージョナルである東シナ海こそ我が国においては死活的国益に関わる地域であると、そう思っております。具体的には、朝鮮半島有事、中国に対する尖閣諸島を含む南西諸島防衛の問題、さらには天然ガス田の海洋プラットホーム建設問題、そして台湾有事等々、大きな喫緊の事例があるわけですが、今日はリージョナルに絞って、また安保条約について若干質問をさせていただきます。

朝鮮半島有事、これは休戦中の朝鮮戦争再開か、又は北朝鮮崩壊に関して、米国は、米軍は、作戦計画、OPLAN五〇二七、OPLAN五〇二九、OPLAN五〇三〇などを作成していると聞いておりますが、その際には、当然ながら北朝鮮による機雷の敷設が考えられます。

そこで、北朝鮮が公海上に機雷封鎖をした後、米国から日本に対して機雷除去の依頼があった場合どう対処するのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(中谷元君) まず、現行法であります、どのような場合に機雷除去を実施するかについては、個別具体的な状況により判断をするということでありまして、一概に申し上げることは困難であります。その上で一般論として申し上げれば、お尋ねの公海上の機雷、これが外国による武力攻撃の一環として敷設されているものではないと認められる場合には、海上自衛隊は自衛隊法第八十四条二の規定に基づき、我が国の船舶の安全確保のために当該機雷を除去することが可能でございます。

一方で、外国により武力攻撃の一環として敷設

された機雷を除去する行為は、敷設国に対する武力の行使、これに当たります。そのため、当該機雷が我が国に対する武力攻撃の一環として敷設されていると認められる場合には、自衛隊法第七十六条に基づく防衛出動の発令を受けて当該機雷を除去することになります。

他方、外国により他国に対する武力攻撃の一環として敷設をされ、かつ我が国に対する武力攻撃の一環とは認められない機雷を除去することは、現行の法律の下ではできません。

○田中茂君 この機雷敷設、ホルムズ海峡で機雷が敷設された場合にはどうするかということ、その場合には存立危機事態ということで集团的自衛権も行使されるかもしれない。これは、先ほども言いましたように、この周辺事態というのが我が国にとっては一番の重要な地域であります。その中で公海上で何らかの形で敷設、そういう存立危機事態という、こういうことはホルムズ海峡以上に関係がしてくると、私はそう思っておりますので、その辺、十分に考えて対応をしていただきたいと、そう思っております。

次に、一九九四年に米国が法的根拠もなく北朝鮮を攻撃しようとしたケースがありますが、それではなく、北朝鮮が韓国に侵攻した場合は重要影響事態を認定するのか。また、現状ではなかなか難しいかもしれませんが、韓国から日本に対して集团的自衛権の要請、同意があった場合、日本は新三要件と合致すれば存立危機事態として集团的自衛権を韓国にも適用するのか。お聞かせいただければと思います。

○国務大臣(中谷元君) 今回、平和安全法制、これは特定の国又は地域を念頭に置いたものではなくて、また、ある事態が重要影響事態又は存立危機事態に当たるとどうにかつきまちは、実際に発生した事態の個別具体的な状況によるために、御質問のような限られた案件だけで判断することはできませんが、あくまでも一般論として申し上げますと、仮にその事態の規模、態様、推移等を総合的に勘案をいたしまして、個別具体的な状況

に即して我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に該当すると判断される場合には、重要影響事態法に基づいて自衛隊は米軍等に対する後方支援を行うことが可能であります。

また、我が国と密接な関係にある他国は、あらかじめ特定されるものではなくて、武力攻撃が発生した段階において個別具体的な状況に即して判断されるものでありまして、その上で新三要件を満たすこととなれば、我が国として限定的な集团的自衛権を行使することが可能となります。

なお、特定の国名に対する御質問でございますが、これにつきましては、あえて特定の国の国名を挙げて判断をするという答弁につきましては差し控えていただきたいと思います。

○田中茂君 朝鮮半島有事というのは極めて可能性が高い。実際問題、休戦状態であるわけですが、そういう中で、仮に何らかの形でそういう紛争があった場合にどう対応するかというのは極めて重要なポイントでありまして、そこで韓国の同意がなければ実際問題その韓国の領土に行けないということになると、これは極めて重要な問題になるのではないかと、そう思っております。

例えば、米国の基地、実際問題、韓国内における米国の基地が何らかの攻撃をされて、そして日本にその要請をした場合、でも、韓国には入れない、韓国の同意がなければ入れないということになると、これは大変な問題になるわけです。

そういう意味では、韓国領土内での軍事的行動及び邦人救出行動について、韓国からの要請、あとは合意というのが極めて重要になると、そう思っております。今後とも、韓国との関係はどういうふうな持っていくのか、これは極めてセンシティブな問題だとは思いますが、是非ともその辺は詰めていただこうようにしておいていただきたいと、そう思っております。

次に、平時において尖閣諸島近海の、近辺の公海上を含めて日本海で、日中間に、つまり中国海軍と日本の海上自衛隊との間に紛争が勃発した場合、お聞

かせただけで済んでしまうのか。

○国務大臣(岸田文雄君) 済みません、今、幾つか条件をおっしゃいました。

いま一度ちゃんと確認しなければなりません。が、この集团的自衛権の行使、我が国の場合には限定された集团的自衛権ではありますが、これは、あくまでも新三要件に該当した場合、個別具体的に状況をしっかりと把握した上でこの新三要件に該当するかどうか、これのみによって判断することになると考えます。

○田中茂君 私が質問したのは、尖閣諸島近辺の公海上で、それを含めて日本海海域で、例えば日中間に、つまり中国海軍と日本の海上自衛隊が何らかの形で紛争が勃発した場合、米軍の集团的自衛権行使は、私は、当然もうその場合には紛争になるわけだからあるとは思いますが、新三要件を含めて、それは必要なんでしょうか。その辺をお聞かせいただけませんか。

○国務大臣(岸田文雄君) 公海上において御指摘のような事態が発生した、その際に集团的自衛権の行使等が考えられるかという御質問であります。

まず、御質問の前提が公海でありますので、日米が共同して対処する日米安全保障条約につきましては日本の施政下にある地域に限定されますので、公海ということになります。それには該当しないということになります。

公海において事態にどう対処するか。これは、まさに我が国として、憲法との関係において新三要件に該当するかどうか、それをしっかりと判断した上で、集团的自衛権を行使する場合に当たると、当たり得るかどうか、しっかりと判断することになると考えます。

○田中茂君 今大臣が施政下ということでは、その点についてちょっとお聞きしますが、尖閣諸島なんです、オバマ大統領を始め米政府、米議会は、尖閣諸島に対しては、日本の施政下にある限り日米安全保障条約第五条が適用されると、これも述べておりますが、非常に頼も

しくも聞こえるんですが、一方、主権をめぐる対立では特定の立場を取らないと、領有権ではあくまで中立の立場を取っています。

そこで、日米安保条約第五条では、日本国の施政下にある武力攻撃があり、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危機に対処するところあるわけでありまして。したがって、一旦、尖閣諸島が中国の民兵や漁民などの実質的な支配下に置かれた場合、米国は介入しないということを意味するのでしょうか。その辺をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、御質問は、日米安全保障条約第五条は日本の施政下にある領域に適用されるという点につきまして、まず、尖閣諸島そのものは歴史上も国際法上も我が国固有の領土であり、現に我が国が有効に支配をしている、よって我が国の施政下にありますので、この日米安全保障条約第五条、これは尖閣諸島にも適用されます。そして、質問の趣旨は、要するに施政下から外れた場合に日米で共同で対処するのかどうか、これが質問のポイントであると承知いたしますが、我が国は、我が国の領海、領空、領土、これはもう断固として守り抜く、これは当然のことです。よって、御質問のように、我が国の施政下の領域が他国に占領され、それを甘受するかの点と前提について、こうした公の場で私がお答えするのは適切ではないと思います。

そういった状況が起こらないように、発生しないように我が国として平素からしっかりと対応をしなければならぬということでありまして、またアメリカとの関係においても、これは一般論として、そして特定の国や個別具体的なシナリオを念頭に置いているわけではありませんが、日米両国はこれまでも島嶼防衛に関する訓練を実施しているわけでありまして、また平素から、武力攻撃に至らない侵害への対処も含めて日米間でしっかりと連携をしているということでもあります。これは全て、こうした御質問のように、我が国の領土が施政下から外れるようなことを起こしては

ならない、こういったことで取り組んでいることでもあります。

このように、断固として我が国の領海及び領空、領土は守り抜く。他国に占領され、施政下にある領域が他国に占領されることを甘受するがごとき前提については、お答えするのは控えたいと存じます。

○田中茂君 施政下を外れるのを甘受するわけではなくて、そうなった場合のことを聞いているのでありまして、当然ながら、我々、自主防衛としてそこを守るという気概は必要だと思います。この自主防衛の気概がなくして次の安保法制というのはできないわけでありまして、ただ、予防としてそういうのは考えておくのは必要だと思っておりますので、今ここでまた質問すると長くなるのでまた次の質問にさせていただきますが、日米安全保障条約について質問させていただきます。

日米安全保障条約第六条には、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」、いわゆる極東条項であります。昭和三十五年、ベトナム戦争が始まる年です。多分ベトナム戦争が念頭にあったんでしよう。極東の範囲として政府は、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域、台湾地域もこれに含まれていると統一見解を出しております。

そこで、確認ですが、このフィリピン以北は南シナ海を含むということでしょうか。また、このフィリピン以北とは、フィリピン全体を含む以北ということなんでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、御指摘のように、極東の範囲につきましては、昭和三十五年の政府統一見解において示されているとおり、大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域である、このようにしています。

そして、御質問は、まず南シナ海が入るのか、それからフィリピンが入るのか、二つだったと思います。

まず、これはフィリピン以北とありますので、これはフィリピンは含まれるというのが従来の我が国政府の考え方でありまして。そして、それ以上は、従来から特定の地名を挙げてこれに当てはめを行うということとは行っておりません。よって、こうした場で南シナ海が入るか入らないか、こういったことを申し上げることは控えるべきであると考えます。その部分については、お答えするのは困難であると考えます。

○田中茂君 今、大臣、それじゃ、これはフィリピン全体を含んだ以北ですね、そういう解釈でよろしいんですね。

○国務大臣(岸田文雄君) フィリピン自体は全体が含まれると認識をしております。

○田中茂君 昔、ベトナム、七〇年安保当時の解釈だと思っております。台湾とフィリピンのパシフィック海峽、それ以北という解釈があったと思うんですけど、そうじゃなくてフィリピン全体を含んだ以北ですね、それでよろしいんですね。

○国務大臣(岸田文雄君) そのとおりでございます。

○田中茂君 次に質問させていただきますが、一九九五年、時の村山首相が安保条約はアジア太平洋の平和と繁栄のコーナーストーンであると述べ、その後、さらに、橋本・クリントン日米安保の再定義、日米安保共同宣言でアジア太平洋という概念が入ってきたわけでありまして。すなわち、アリューシャン列島から湾岸地域に至る平和と繁栄、紛争防止の抑止力、その地域のバランス維持としての米軍の軍事力が機能していることを意味すると考えております。米韓相互防衛条約、米日、フィリピンの相互防衛条約、共に太平洋地域をその適用範囲としております。

そこで質問なんです、今回の重要影響事態法は、極東以外にも米軍とともに活動する自衛隊の範囲が増えるわけでありまして。そこで、日米安保

条約の第六条の改定が必要となるのではないかと思っていますが、その点の見解を、もう時間が来ましたので、手短にお願いたします。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘のように、重要影響事態安全確保法、これは日米安保条約が中核となりますが、それに限られるものではないと思っています。しかしながら、日米安全保障条約そのものについては全く改定する必要はないと考えております。

○田中茂君 時間が来ましたので、質問は終わりにします。

ありがとうございました。

○和田政宗君 次世代の党の和田政宗です。我が党と新党改革、日本を元気にする会は、今回の安保関連法案の修正案を近く提出する予定でありまして、与党と修正協議を続けております。我が党などの修正案は、例外なき国会の事前承認を盛り込んでおります。原則としてではなく例外なくとしたのは、世論調査などを見ても、国民の皆様が今回の安保法案の内容の理解がまだ十分に浸透していないのではないか、不安に思っている方がいるのではないかと、こうした懸念を払拭し、我が国の防衛にとって必要な安保法案を成立させるためにも国会の関与を強めることが必要だと判断したわけなんです。

自民、公明の与党には真摯に修正協議に対応していただいております。参議院の英知を結集して国会の関与を強める修正を行うことが、国民が安心し、納得して安保法制が成立することにつながっていくと思っておりますので、引き続き協議の場などにおきまして修正を求めているというふうな思いをいたします。

さて、このように国民の皆様が安保法制への内容の理解が進まない理由として、政府の説明や広報のやり方が不十分であるという点もあると思います。私は、今回の安保法案など難しい課題については、政府はもっと戦略的に広報や説明を行うべきであると考えております。

そう考えた場合、メディアの記者会見に対応す

る官房長官は、一日に二回記者会見を開くわけ
すけれども、内閣の様々な課題を調整するという
重責もあり、これは忙し過ぎであるというふう
に言えると思います。まさに今記者会見を終えら
れてこの委員会室に戻ってこれたわけですから
も、私は、報道官、これは政府がよろしいとい
ふに思いますけれども、報道官を設けて官房長
官との役割分担を行い、分かりやすい広報や説
明に努めるべきと考えますが、いかがでござい
ますか。

○国務大臣(菅義偉君) 私の負担に配慮いた
しまして、感謝申し上げます。
いずれにしろ、官房長官という役職でありま
すけれども、日々二回の記者会見、さらに、総理
を補佐して内閣全体の総合調整に当たると同時
に危機管理の責任者でもあります。特に昨今は
断絶的な案件が極めて大きくなっております
、そういう意味で政策調整に当たるとは非常に
多くなっていることも事実であります。また、
官房長官が二回の会見を行っている、それと
同時に、海外の例を見ても見ましたけれども、
海外はそうした国は見当たらないということも
事実であります。そしてまた、政務報道官とい
う御意見も頂戴をいたしました。

いずれにしろ、改めて政府の情報発信の在り
方については是非検討していきたいというふう
に思います。
○和田政宗君 私は、やはり分かりやすい、こ
れは法案の賛否は別としてでも、やはり内閣並
びに政府が分かりやすい説明をしていただくとい
うことが国民の理解につながっていくというふう
に思いますので、引き続き是非検討していただ
ければというふうに思います。
そして、ほかの国々の政府の広報戦略を考
えた場合に、何か重要な案件に取り組むときは
、半年前、一年前から綿密に戦略が練られ、広
報されているというふうには私は思っています。
政府のみなならず、例えばギリシア陸軍におい
てはフェイสบック部隊を創設すると発表され
るなど、各国

はメディア対応のみならずインターネットでの
発信や分析も積極的に進めております。

私は、内閣の広報室を含め、各省庁の広報
機能を高めて戦略的に広報や説明、周知がで
きるような仕組みにすべきであると考えますが
、政府はどのように考えているのでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 委員御指摘のと
おり、政府全体で戦略的に広報活動を行って
いくというのには、まさにこの国際化の大き
な流れの中で我が国の目指すべきものを理
解していただく上で極めて重要だという認識
を持っております。

現在、内閣広報室でありますけれども、官
邸主導の下に政府一体となって戦略的に取
組んでおりますけれども、関係各府省庁から
です、会議を開催をし、総合調整を行って
はおります。しかし、国際的に比較をします
と、我が国のこうした広報が比較をして弱
い、発信力がなさ過ぎる、こういう批判も
海外で生活している方からいただいているこ
とも事実でありますので、SNSの活用等も
今行っていますけれども、さらに、実態をし
っかりと把握をして戦略的に政府一丸とな
って広報ができるような、そうした体制も含
めて取り組んでいきたいと思っております。

○和田政宗君 次に、もう一つ、情報の
関連ですけれども、今度は発信ではなく
収集ということでお聞きをしたいと思います
というふうに思っております。

この法案が成立しますと、一層海外での
情報収集というものが重要になってくるとい
うふうに考えております。集というものが
重要になってくるというふうに考えており
ます。また、情報部員を評価し、より良い
キャリアパスを与えて昇進においても評価
すべきであると考えますが、いかがでござ
いますか。

○国務大臣(中谷元君) この法案が成立
しましたら、従来以上に情報の総合的な収
集、分析、これ

は必要でござい

現在、防衛省におきましては、防衛駐在官
派遣予定者が情報業務についての理解を深め
、また情報収集技能を習得、向上できるように
、派遣前の研修の充実、これを図っております。

現在派遣している五十九名の防衛駐在官
のうち情報職種は十名であります。今後、
派遣国における業務の特性も踏まえまして
、情報職種のより積極的な活用を努めて
まいりたいというふうに思っております。ま
た、こういった者の処遇、待遇等につきま
しても、防衛省としては重視をして検討し
てまいりたいと思っております。

○和田政宗君 より高い情報収集能力とい
うものが、やはり我が国の防衛力、抑止力
と言った方がよいと思っております。抑止
力を高めていくというふうに思いますが、
これでも是非積極的に検討していただけれ
ばというふうに思っています。

次に、本委員会でも、原案がミサイルによ
って攻撃されたらどうするかという問題が
取り上げられておりますけれども、そも
そも迎撃に使われるPAC3の数
が足りないのではないかというふう
に私は思っております。現在のPAC3
の保有数については具体的に言及するの
は控えたいというふうに思いますが、様
々な専門家の分析では国内におよそ十八
か所ぐらいにしか展開できないのではない
かと見られております。

これで国内の主要施設を守れるのかどうか
、防衛大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 現在の我が国の
ミサイル防衛につきましては、まず海上自
衛隊のSM3搭載のイージス艦四隻による
上層迎撃、そして航空自衛隊のPAC3
ミサイルによる下層での迎撃を組み合わせ
た多層防衛により実施をすることといた
しております。

このうち、PAC3は、東北、関東、中
京、阪神、北九州、沖縄等に現在十七
個の高射隊分、これが配備をされてお
りまして、状況に応じて適切に地域に機
動的に移動、展開をして、政治、経済
の機能が集中している地域などの拠点防
衛に使用

することとしておりまして、PAC3とSM3
搭載イージス艦、これらを組み合わせる
ことによって我が国全域を防護するとい
うことが可能でござい

現在、防衛大綱に基づいて、即応態
勢、同時対処能力、継続的に対応できる
能力を強化するために様々な対応を行って
おります。PAC3をもっと増やすべき
ではないかということにつきましては、現
在、SM3と組み合わせるこの弾道ミ
サイル対処の体制を構築しているところ
でござい

、PAC3のみで全国を防護する体制を構築するということは非常に
膨大な費用が掛かるということ、非常
にこれは厳しい選択肢であるとい
うふうに認識しております。

○和田政宗君 ありがとうございます。
とはいいいながら、やはりいざ飛ん
できたものを、これは命中精度の問題
というのがあるとは思いますが、そう
いうことが国民の安心にもつながる
というふうに思っております。これは、
情報収集ということを先ほど申し上げ
ましたが、そうい

、今回の安全保障法制も含めて、相手
国が戦争を仕掛けようと思わな
い、我が国はしっかりと自らの手、さ
らには国際連携によって我が国を守
れるということが、戦わずして勝つ
といいますが、国民の命を守るために
重要であろうというふうに思っ
ております。

そこで、防衛力を高めていくという
観点からの中長期防衛力整備計画につ
いてお聞きしたいというふう
に思いますが、この中期防衛力整備計
画、そもそもこれまで当初の予定ど
おりでしょうか。例えば、途中で見直
しが行われる際にも、当初予定額より
減額をされた、装甲車の数が減つたり
、艦船の数が減つたりと、必要な防
衛装備を当初予定どおりには整備でき
ないというところはないかと考えられ
ますが、防衛大臣、いかがでござい
ますか。

○国務大臣(中谷元君) 今の防衛大綱
におきましては統合機動防衛力の整備
という観点で整備をい

たしておりまして、中期防におきましては、こういった方針や役割を踏まえつつ、それぞれの自衛隊の体制、主要装備品の整備水準を着実に計画的に達成するために、五年間の経費の総額と主要装備の整備目標、これを定めております。

この中期防の本文において、確かに情勢において必要に応じて見直しを行うという旨を定めておりますが、これまでの中期防の見直しの時期、内容につきましては様々でありまして、防衛大綱の見直しに伴い五年間の計画期間中に廃止をされた場合もあることから、個別の装備の整備目標の達成状況については一概に申し上げることは困難でございます。

したがって、これまでの中期防についてはこの時点における内外の諸情勢を勘案した上で必要に応じて見直しをされているということでありまして、今後、こういった事情も踏まえた上で、防衛力の役割をしっかりと果たせるように所要の防衛力を整備してきていると考えております。

○和田政宗 君 これは、現場はそれこそ佐藤正久先生もよく御存じだということに認識をしておりますけれども、現場ですとか防衛省としては、当初これだけのものが、中期防、五年間が終われば整備をされ、更に次でこれだけ整備されというような形で積み上がっていくというふうに私は思っているんですけども、それがやはり途中でこの見直しも含めて当初目標から達成されないというようにな形になっていきますと、所要な防衛力整備が実は行われていないまま、また次に繰り越して、結局また次というふうなことになるというふうなふうに思っていますので、私は、やはりしっかりと防衛力を高めるための中期防というものを達成してほしいというふうに思うんですが。

そこでお聞きしますけれども、今期の中期防衛力整備計画の達成の見通しというのは、防衛大臣、どのように考えているでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 中期防については、大綱の最初の五年間を対象として、防衛大綱で示された自衛隊の役割に十分対応すべく、計画中の整備

目標等を示されているわけでございまして、現在計画に倣いまして防衛力の整備を行っている最中でございます。

大綱に示されている防衛におきましての統合機動防衛力の整備、これを具現化をするということや、なことで、装備品の取得等も含めまして、現在中期防の着実な実施に努めているところでございまして、現状におきましてはこの計画に従って引き続き着実な防衛力の整備に努めてまいりたいというところでございます。

○和田政宗 君 これはもう必要なものでありますので、やはりしっかりと達成をしていただければというふうに思います。

国際平和支援法による武器使用権限についてお聞きをしたいというふうに思います。

これは自己保存型のみ可能であるということですが、これも、武装集団やテロ集団が明らかに自衛隊を攻撃しようと迫ってきているときに、これはいつから反撃できるんでしょうか。正当防衛や緊急避難のみ可能と考えた場合に、相手から撃ち込まれないと反撃できないのではないかと考えられます。これでは自衛隊員の命を守れない危険性がありますけれども、政府の見解はどうでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 現在の国際平和支援法上の武器使用、これは、不測の事態に対して自己や自己と共に現場に所在する自衛隊員などの生命、身体防護のためやむを得ない必要がある場合には自衛官は武器を使用することが可能であると。また、武器使用においては、相手に危害を与えることが許容されるのは正当防衛及び緊急避難に該当する場合に限られます。

ただし、相手が実際に攻撃を加えた場合のみならず、例えばこちらに向けて照準を合わせて射撃をしようとしている場合のように、侵害が間近に迫っている場合も正当防衛の要件である急迫不正の侵害が認められる場合に含まれるわけであります。この正当防衛、緊急避難に該当しない場合であっても、自己等の防護のためにやむを得ない

必要がある場合には、警告射撃等、相手に危害を与えない形で武器使用をすることは可能でありまして、このような形で、武器の使用権限によって派遣された自衛隊員の安全を確保しつつ活動を適切に実施することができると考えているわけでございます。

いずれにしても、自衛隊の部隊等の派遣に際しましては、武器使用を含めた隊員の個々の行動基準について教育を行い、隊員がいかなる状況においても落ち着いて適切、安全に行動できるように準備することによって、法令に基づいて適切な武器使用が行われるように徹底してまいりたいと考えております。

○和田政宗 君 ちょっと一つ確認したいんですが、そうすると、相手は恐らく攻撃してくるだろうと、攻撃の意思があるだろうと推測されるときに、まだ銃は構えていないと。そのときに警告射撃をすれば相手は攻撃されたと思って撃ってくるというわけですが、これすなわち相手の弾が届く範囲にならないとこれは反撃できないということなんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) これにつきましては、それぞれの状況等の場合にに応じて対応していくということでありまして、一概にここでできるとかできないとかいうことについては必ずしも正確ではないというふうに認識しております。

○和田政宗 君 時間が参りましたので、この関連の質問などは次回以降に回していきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○中西健治 君 無所属クラブの中西健治です。

まず、邦人輸送中の米輸送艦の防護について伺いたいと思います。

これまで何回か朝鮮半島有事の際のエバキューエーションについて質問をいたしました。私の問題意識というのは、朝鮮有事の際に退避する国民の命を守るにはどうすればよいのかということにあります。たまたま乗った船によって邦人保護に差が生じるのは不条理なのではないかなとい

うふうに思っております。

例として私が出しましたのは、ベトナムの船、第三国の船に邦人が乗った場合には新三要件に該当する蓋然性も低いと。片や、アメリカの艦船に邦人が乗った場合には守られる可能性というのがそれなりにあると。これはたまたま乗った船によって守られるか守られないか、こうした差異が出るのはおかしいのではないかと、こうした問いかけをしていただけてありますけれども、しかしながら、先週の水曜日、大野元裕議員との議論の中で、中谷大臣は、この邦人輸送中の米艦防護事例について、存立危機事態の認定に当たって邦人の乗船は不可欠ではない、こういうふうに答弁されたわけですが、こうしますと、第三国の船に乗り合わせた邦人は保護されないだけども、アメリカの船は邦人が乗っていないでも防護されるということになります。ますます不条理だという思いを強めたわけでありますけれども。

中谷大臣にお伺いしたいと思います。

政府がこの事例で集団的自衛権の行使を認めるのは国民を守るためではないのか、それとも、日本人の乗船の有無にかかわらず米艦を防護するためなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) 国民の命を守るという視点は大事なものでありまして、三要件に該当すれば実施ができるということでありまして、あくまでも我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるような明白な危険がある状況であるという場合におきましてはこの邦人の輸送をしている米艦艇を援護できるということでございます。

○中西健治 君 お答えいただきたいんですが、邦人が乗船していることは不可欠ではない、こういうふうに答弁されているわけじゃありませんか。そうすると、邦人が乗っていない米艦艇を防護するということになります。これは邦人保護ではなくて米艦保護、米艦防護を有事においてやろう、こうしたことのために集団的自衛権の行使を認めるんじゃないんですか。

○国務大臣(中谷元君) あくまでも実施可能な場合は三要件が成立する場合でありまして、せんだつてもお答えをさせていただきましたが、これは総合的に判断をするということでございます。邦人が乗っているケースもあれば、邦人が乗っていないケースもありますが、あくまでも三要件、これに該当するかどうかにおいて判断をするわけでございます。

○中西健治君 邦人が乗っていないケースでも米艦を防護するというのは、これは有事における米艦防護をこの事例でやろうと、そうしたことになりますか。

○国務大臣(中谷元君) あくまでも我が国に対する明白な危険がなければできないということでありまして、もう一度ちよつと整理して具体的に申し上げますが、邦人輸送中の米艦、船舶の防護の事例については、従来から、我が国近隣で武力紛争が発生し、米國も武力攻撃を受けている、攻撃國の言動から我が國にも武力攻撃が行われかねない、このような状況において、取り残されている多数の邦人を我が國に輸送することが急務という場合に、この三要件に該当する場合においては実施できるということを分かりやすく説明をさせていただいているということです。

○中西健治君 邦人輸送中の米艦船については従来からと、こういうふうにな答弁されましたけれども、邦人輸送中でなくともいいという答弁を水曜日になされたから聞いているんじゃないですか。○国務大臣(中谷元君) あくまでも邦人の救出ができるということを事例として言っておられたわけでございます。こういった場合に、我が國に對する武力攻撃の発生がなければこういった米國の船舶を防護することはできないというふうな現実を國民に分かりやすく示すためにこの事例を挙げて説明したわけでありまして、こういった状況等におきまして、現にお尋ねの邦人輸送に關しましては、我が國で近隣で武力攻撃が発生して輸送に従事している米國船舶を防護しなければならぬような状況において、邦人を乗せた米國の船舶

が武力攻撃を受けることが十分想定されるということでございます。

ベトナムの船とかいうことにつきましても、こういう一環としてそういうことも可能であるということにつきましても答弁させていただきました。

○中西健治君 邦人が乗っていることは不可欠ではないと、このように大臣は答弁されたので、この事例は単に有事の際の米艦防護の事例ではないか、こうお聞きしています。お答えください。

○国務大臣(中谷元君) これは我が國を主体に考えております。我が國に對する明白な危険が現にある場合、そして、この事例といたしまして、我が國の邦人を現実に輸送している米艦艇、これに對して、これを防護することは可能であるということであつて、これを防護するわけでございます。

○中西健治君 邦人が乗船することは不可欠ではない、こういうふうにな御答弁されているじゃないですか。乗っている乗っていないのはたまたまということになるわけですか。

この事例は、単に有事の際の米艦防護の事例として整理し直すべきではありませんか。

○国務大臣(中谷元君) あくまでも存立危機の場合の対処におきましては新三要件でございますが、あえて例を挙げるとして、こういったいふんな要件がございまして、総合的に判断するということ、邦人が輸送されているということは判断の要素の一つであるということをお話をさせていただいたということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 中西君。質問してください。

○中西健治君 もう一度質問させていただきます。

邦人が乗っているかどうかは、乗っていること、乗船していることは不可欠ではないと言っているもので、これは邦人救助の事例ではなくて、米艦防護の、有事における米艦防護の事例として挙げられているというふうにな解すべきじゃないですか。

か。

○国務大臣(中谷元君) これは、そもそも、個別的自衛權というか、武力攻撃事態におきましては、そののみでこういったケースにおきましてはできませんよということに例を挙げて説明した図でございます。そこである説明いたしているように、今回、存立危機事態、これを設けまして、これの判断基準といたしましては、もうある説明は申し上げませんが、攻撃國の意思とか能力とか事態の発生場所とか、そういう総合的な要素を判断をして、これに該当するかどうか、それを見るということでございます。

○中西健治君 政府は、これまで野党が言っていることに對して、感情的である、情緒的である、そういった議論をしている、こういうことを言っていますけれども、この安倍総理の去年の閣議決定の後の説明、日本人の親子が乗っている米艦船、この例を出している議論こそまさに情緒的な説明なんじゃないでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) それだけを取り出して言っているわけはございません。政府は、存立危機に該当するという事例につきましては、弾道ミサイル警戒中の米艦艇の防護であり、またホルムズ海峡における機雷の敷設であり、そして邦人輸送中の米艦船舶の防護、いずれの事例においても、判断要素のうち一つだけ取り出して、いずれだけで存立危機事態に該当するか否かを判断するとは説明をしておりません。

あくまでも個別具体的な状況において様々な要素を考慮して総合的に判断をする必要があるということであつて、説明をしておりまして、その上で、我が國の近隣で武力攻撃が発生し、輸送に従事している米國船舶を防護しなければならぬような状況において、邦人を乗せた米國船舶が武力攻撃を受けていることが十分に想定をされるということを考えているわけでございます。

○中西健治君 長々と答弁しないでいただきたいと思いますが、情緒的な議論を排すべきである、こうしたことを政府が言うのであれば、これ、親子が乗っていない図を出して説明し直すべきじゃないですか。

○国務大臣(中谷元君) そもそもあの事例は、こんなこともできないのかということの説明をした事例でございまして、累次説明しているように、存立危機事態に該当するか否かを判断するに当たりましては、様々な要素を考慮して新三要件に基づいて総合的に判断をしていくということでございます。

○中西健治君 情緒的な議論をしているというふうにな思いませんか。この親子の例を出したのは、客観的な例だということに考えられますか。

○国務大臣(中谷元君) これは一つの問題提起でございます。あのときも、やはりこういうことはできないんだということを國民の皆様方にお分かりいただくために示した事例でございます。不適切だと私は思いません。

○中西健治君 不適切だとまでは私は言っておりません。感情に訴える感情的なものではなく、そういった議論が野党によつて行われている、こうしたことを政府が言うので、私も、情緒に訴えるような説得を、説明をしようとしているのは政府じゃありませんかと、こういうことをお聞きしていますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 國民にとつて分かりやすく示した事例でございまして、私は事例として不適切なものであるとは考えておりません。

○中西健治君 そうであるならば、初めからこの米國の艦船に日本人が乗っていることは不可欠ではないじゃないですか。

○国務大臣(中谷元君) それにつきましては十五事例を示しまして、こういうケースはできませんよと、もうこういったことで多数の事例も示しております。ミサイルの警護、防衛についてもそうでありまして、そういった事例はたくさん示しておりますが、國民の皆様方に現状ではこういうこともできませんよということ、よく御理解をして、國民に分かりやすく示したもので、事例とし

では、挙げた事例としては不適切なものであるとは考えておりません。

○中西健治君 自身は、極めて情緒的な議論をしたんじゃないかと、されているんじゃないかというふうに思います。ですの、この親子がいな米艦船の例を政府として出し直して説明をし直すべきであるというふうに思っております。

これにも関連してでありますけれども、八月四日の本委員会において、安倍総理から、日本近隣で紛争が起こることを想定して様々なエバキューエーション計画を既に立てている、その中で、米国の艦船あるいは米軍がチャーターした艦船などが多くの人を日本に輸送していることになっている、こうした答弁がありました。

では、これは外務大臣にお伺いしようと思えます。

このエバキューエーション計画、韓国には、先週も議論しましたけれども、短期滞在者も含めて六万人弱の日本人がいる、滞在しているということでありますが、総理答弁によると既に様々な計画を立てているということでありますが、具体的に何人規模の計画を立てていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 朝鮮半島において、この邦人、在留邦人あるいは邦人の保護や退避が必要になった場合を想定して、平素から各省庁において連携して対応の方策を検討しております。

また、在韓国日本大使館では、緊急事態用の安全マニュアルを作成し、邦人に配付するとともに在韓国日本大使館ホームページに掲載しております。この同マニュアルの中においては、平素から備えについて説明するとともに、緊急事態の際は状況に応じて避難を勧める場合と一時避難所等での待機を勧める場合があることを示した上で、それぞれの場合に応じた行動計画を説明しております。

仮に朝鮮半島で有事が発生した場合には、まず一つとしては、事態が発生した地域の在留邦人の安否確認を速やかに実施するとともに、海外安全

情報の発出により最新情報を提供しつつ、同地域に近づくかのように注意喚起を行う。二つ目として、さらに、事態の推移を注視しつつ、在留邦人等の退避を必要とする事態に至った場合には、まずは民間定期便が利用可能なうちに出国又は安全な地域への移動を勧める。三つ目として、民間定期便での出国が困難となった場合に、個別具体的な状況に応じて政府チャーター機、船舶あるいは自衛隊機等の派遣、そして米軍を始めとする友好国との協力の可能性も検討しつつ、こうした対応を検討しております。

こうした対応を我が国としまして平素から準備をしているという次第であります。

○中西健治君 私が質問したのは、具体的に何人規模の計画を立てているのか、こういう質問をしたのに対して、何分も違う答弁をされるのは、これは私の質問時間を浪費している、消費しているということじゃないかと思えます。

このエバキューエーション計画、今安全マニュアルのことをおっしゃいましたけれども、総理が言及されたエバキューエーション計画、これ、開示していただきたいということをお願いしたところ、開示できないということですが、どうして開示できないんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 私が今説明させていたいただいたような大要につきましては、内容は開示することは可能であると考えております。

○中西健治君 エバキューエーション計画を出していただきたい。

これはなぜ聞かかという、当然この法案の立法事実に関わるところだと思えます。それから、今後、存立危機事態の認定に際して国会承認が必要なんですよ。そのときには当然こういう計画を我々は見なきゃならないということです。ですの、今開示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど申しましたように、先ほども説明したマニュアルについては開示できます。エバキューエーション計画ということに

つきましては、具体的にどの部分を指しておられるのか、いま一度確認した上でお答えをさせていただきますかと思えます。

○中西健治君 確認していただきたいと思えますが、総理がエバキューエーション計画に言及されたので私は聞いています。

大使館の安全マニュアルなどはもう既に見ておりますので、このエバキューエーション計画、総理が言及されたエバキューエーション計画について、理事会の方で、委員長にお願いしたいと思えますが、この委員会に提出するよう是非お取り計らいをいただきたいと思えます。

私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまの件は後の理事会で諮ることいたします。

○又市征治君 社民党の又市です。

今年の四月、日米外務・防衛の2プラス2で、十八年ぶりに日米防衛協力の指針、新ガイドラインが改定合意されました。

それは、九七年のガイドラインを大きく変更して、平時から有事まで切れ目なく日米軍事一体化を進めるために海外での武力行使、集団的自衛権の行使が盛り込まれた言わば憲法違反の取組だ、こう言わざるを得ないと思えます。

安倍首相はこれを受けて、日米首脳会談後に日米同盟はアジア太平洋地域のみならず、世界の平和と安定になくてはならない、このように表明をして、アメリカ議会でもその合意を法制化する安保法案をこの夏までに成立させる、こう約束をしてきました。

政府は、新ガイドラインは条約ではないから国会承認は必要ないという見解のようですけれども、しかし、この中身を見ますと、現行の日米安保条約の内容を大きく変更し、憲法の枠をはみ出して、また現在審議中のこの戦争法案の成立なくして履行はできないというのはいささか当然のことです。それから、本来国会の承認を求めべきだ、私はそのように思いますが、この点について外務大臣から

ら御説明をいただきたいと思えます。

○国務大臣(岸田文雄君) 一九九七年以来、新しいガイドラインを合意したわけですが、このガイドラインは、基本的な構造というところで見た場合には従来のガイドラインとこれは変わっておりません。従来から、内容として、日米安全保障条約と、そしてその関連取決めに基づく、そこに根拠を置く内容が含まれると同時に、その一方で、直接はこうした安全保障条約、そして関連取決めに根拠を置かない内容を含んでいる、こうした構成になっております。これにつきましては、この一九九七年のガイドラインとこれは変わっておりません。

そして、なおかつ新ガイドラインの中においては、このガイドラインは、立法上も予算上もあるいは行政上も、これは新たな義務を生じるものではないということ、あるいは日米安全保障条約、そしてその関連取決めに、この権利義務についても変更しないこと、あるいはその時々憲法や国内法に従うということ、これが明記をされています。こうした内容であり、そして国会の承認としていないということにつきましては、九七年のガイドラインのみならず、一九七八年のガイドラインにおいても同様の手続を取っております。

こういったことから、国会との議論においてそこは生じていないと考えております。

○又市征治君 問題は、新ガイドラインが事実上安保条約を大きく改定をし、現行安保条約以上の義務を日本に課している中身じゃないですか。そして、国内法の整備までアメリカに約束をしてきた。こういうことですから、外交や防衛政策を規制する任務を持った国会を軽視するものだ、こういうふうな指摘をしておかきやならぬと思えます。

そこで、この新ガイドラインには、自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力し、米軍に戦闘捜索・救難活動に対して支援を行うという項目があります。米軍の戦闘捜索・救難活動とは、敵対的又は不確実な状況から

孤立した要員を救出する活動ですから、当然戦闘地域も入るということになるでしょう。

そこで、重要影響事態法の第七条でその活動を規定していますが、その五項では、現に戦闘行為が行われている現場では実施しない、こういうことなんです。第六項では例外規定を設けて、既に遭難者が発見され、その救助を開始している場合には捜索・救難活動は継続する、こういうふうになっているわけですね。とすれば、従来の後方地域捜索救助活動に比べ、自衛隊は当然戦闘に巻き込まれる危険性が高まるのではありませんか。

○国務大臣(中谷元君) 重要影響事態法におきまして、防衛大臣は、自衛隊の部隊が実際に円滑かつ安全に捜索救助活動を実施することができるよう安全に実施区域を指定する旨を規定をいたしております。この円滑かつ安全に活動できるという要件は重いものでありまして、今現在戦闘行為が行われていないというだけでなく、部隊等が現実活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することになります。

したがって、実施区域の指定について申し上げれば、後方地域の仕組みの下で指定されるなどして安全が確保されていた従来と安全面では変わりません。また、万が一状況が急変をし、戦闘行為が行われるに至った場合には、原則として一時休止するなどして危険を回避することとなります。

その上で、例外的な場合といたしまして、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、まさに人道上的見地からの活動を継続することができるといふふうになつておりますが、これはあくまでも部隊の安全が確保されている場合に限られるということを法律上明記しております。安全が確保されていない状況下で活動を継続することはありません。

このように、重要影響事態法に基づく捜索救助活動につきましては、従来と同様に安全を十分確保した上で行うことといたしております。戦闘

行為に巻き込まれる可能性、また自衛隊員が戦闘行為を行う可能性が高まるといった御指摘は当たらないものと考えております。

○又市征治君 例外規定が意味するところは、本来現に戦闘行為が行われていない地域で活動すべきところだけれども、遭難者を発見した場合は戦闘が開始されていても救助活動が続けるということでしょう、これ。とすれば、安全確保できるわけはありませんよ。つまり、当該部隊等の安全が確保されている限り、こうおっしゃるが、これはもう建前にすぎないで、実際には自衛隊員が危険にさらされるということとはつきりしているんじゃないませんか。

そこで、時間がありませんから、長い答弁をもう少し短くやつてもらいたいんだが、次に移ります。

そこで、安倍総理は、今回の戦争法案が成立しても専守防衛であることに変わりはないと説明をされておりますが、本来、専守防衛とは、そういう意味では、日本に対する、我が国に対する攻撃の排除ですから、日本の領土、領海、領空、これを越えて武力行使をする能力や装備を持たないということが基本的な考え方だろうと思うんですね。しかし、日本と密接な関係にある国への攻撃をも、それにも対処をするということになれば、当然装備も強化しなきゃならぬということになるんじゃないませんか。

○国務大臣(中谷元君) 基本的には、国民の命と平和な暮らしを守るという主眼、これは変わらないわけでごいまして、基本的に、これによって新しく装備が必要になったり、装備の大増強、これが必要になるということではなくて、自衛隊の装備につきましましては、今回の法整備とは別途、一昨年末に作り出した防衛大綱、中期防、これを閣議決定をして体制の充実強化を図っているところでありまして、現行の計画に従って着実な防衛力の整備を行っていく考えでございます。

○又市征治君 しかし、この法案で限定的とはいえ集団的自衛権の行使ができるようになれば、自

衛隊の行動範囲の制約はなくなるわけでしょう。つまり、一刻も早く地球上どこへでも出動して、どんなところで活動できる能力というものを自衛隊員に身に付けることを求めている、そういうふう理解してこれはよろしいですね、今度の法案は。

だとすれば、自衛隊はそれに即応できる装備、能力を持たなければ絵に描いた餅になるわけでありまして、当然、装備、能力の拡充を伴うのでは

ありませんか。

○国務大臣(中谷元君) これには新三要件が必要になります。我が国の存立が脅かされるというような状況の場合でございますが、この新たな法制によって自衛隊の役割というものはより一層重要にはなつてまいりますけれども、基本的に、これによって全く新しい装備が必要になったり、装備の大増強が必要になるということではございません。

平和安全法制が成立した後、法律に定められた様々な任務を適切に遂行するために必要な各種訓練を実施をして隊員の能力向上に努めてまいりますけれども、あくまでも我が国の平和と安全を守っていくという従来の任務は変わっておりませんので、こういった中で対応を実施していくということでございます。

○又市征治君 聞いておるのは、この法案は、地理的な制限なく一刻も早く出動して、どんなところで活動できる能力というものを自衛隊員が身に付けることを求めているかどうか、このことを聞いているんですね。

だから、地球上どこだろうが、事態に対応する装備や自衛隊員の能力をこの法案は求めているんじゃないですか。そのところをちゃんと答えてください。

○国務大臣(中谷元君) 現在におきましても、今の三要件に基づいて我が国の安全保障、これをしっかりと自衛隊も確保できるように対応いたしております。この三要件等につきましまして必要最小限度ということも書かれているわけでございます

が、新たな法案が通りました。本来、日本をしっかりと守っていくことについては変わりがありません。これによって新たな装備が必要になったり、大増強したり、そういうことは必要でないかと私たちは考えているわけでございます。

○又市征治君 大臣、ちょっと話そらさないでほしいので。

つまり、今度の法案によって地球上どこへでも行ける。地理的な要件はもうなくなったわけでしょう。だから、逆に言うならば、日本の周辺、このいろんな危険な問題はそれはそれで装備としてしっかりと守っていくか。だけれども、もう一方では、地球上どこへでも行けるようにするということになれば、装備や能力はこれよりも高まるんじゃないですか。そのところをしっかりと答えてほしいと、こう言っているんですよ。

○国務大臣(中谷元君) 三要件につきましては、国際的に見ても非常に厳しい要件が課せられているわけでもありませんし、また恒常的に海外に自衛隊が出動して対応することを考えているのではありません。あくまでも我が国の存立危機事態に対応できる、そういう体制を取ることでございます。その点につきましましては、現在の防衛大綱また中期防に基づいた自衛隊の体制の整備の充実強化、こういう中で対応できると考えております。

○又市征治君 いや、本当にこれ、質問に、同じこと何度も、時間を浪費しないでください。まともに全く答えようとしていない。三要件なんて聞いていないんです、今。

そこで、時間がありませんから次に移りますが、政府は、この集団的自衛権の行使に関して、今言われている、何度も言われる新三要件を出してきた。そして、その適用事例として北朝鮮からの弾道ミサイルを阻止するアメリカのイージス艦への攻撃などというものを挙げてきたわけですね。しかし、旧三要件の我が国に対する武力攻撃が発生した場合と比較して、新三要件自体が実に曖昧な内容ですから、日本が行使する必要最低限度の

実力行使の内容もまた極めて曖昧でよく理解ができない。

そこで、この旧三要件と新三要件の下での必要最小限度の実力行使、この内容というのは同じなのか、同じあるいは同じでない場合の根拠というものをお示しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) 新三要件で言う第三要件です、これに言う必要最小限度というのは、武力の行使をする場合の対処の手段、態様、程度の問題を述べたものでありまして、これは我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防御するための必要最小限度でなければならぬ旨を述べたものでございます。そこで、第三要件に言う必要最小限度というのは、特に、いわゆる海外派兵は一般に許されないということも含めまして、旧三要件でも新三要件でも変わらないということでございます。

○又市征治君 目的が同じであつても目的達成の手段が異なるわけですから、同じであるわけがないでしょう。日本自身の防衛と他国防衛が同程度の実力行使で済みますという、そんな根拠はないんじゃないですか。これ、どういうふうに説明なさるんですか。

○国務大臣(中谷元君) まず、我が国に対する武力攻撃が発生してなくても、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が客観的に存在している以上、我が国の存立を全うし、国民を守るための必要最小限度についての具体的な限度、これは武力攻撃の規模、態様等に応じて判断することができると考えております。

そこで、累次答弁をいたしておりますが、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣する、いわゆる海外派兵、これは一般に自衛のための必要最小限度を超えるものでありまして、憲法上許されないと解しておりますが、これは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するための武力を行使するはか適当な手段がない場合においても、対処の手段、態様、程度の問題として、一般に他国の領域において武

力行使に及ぶことは旧三要件の第三要件の自衛のための必要最小限度を超えるものという基本的な考え方を示したものでございます。

このような従来からの考え方は、新三要件の下で行われる自衛の措置、すなわち他国の防衛を目的とするものではなく、あくまで我が国を防御するための必要最小限度の措置にとどまるものとして、武力の行使における対処の手段、態様、程度の問題としてそのままではまるものと考えております。

○又市征治君 最後になりますが、総理は、中期防衛力整備計画の縛りがあるのでこの法案成立によつて防衛費自体が増えることはない、大臣もそう答えてくれました。しかし、この第二次安倍政権誕生からずっと毎年防衛費は増大し続けて、来年度の概算要求でもイージス艦やオスプレイ十二機、戦闘機F35Aを六機購入など、過去最大の五兆九百一十一億円要求されると、こういうことに聞いています。

それに加えて、戦争法案では、武器を使用して治安を維持するなどの活動が当然PKOに加わるので、陸上自衛隊幹部は、性能を高めた防弾チョッキや輸送防護手段がより必要になる、こういうふうに語ったと報道されています。

戦争法案によつて自衛隊員のリスクは上昇しないと防衛大臣はおっしゃるが、任務、課題を増やしておきながら、従来装備ではリスクが高まるどころか、任務、課題を果たせないんじゃないですか。その点どうお考えなのか。万一法案が成立したならば、この防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画というものを当然見直さざるを得なくなるのではないかと思います、その点どのようにお考えですか。

○国務大臣(中谷元君) 現在の大綱、中期防、これはますます厳しさを増している安全保障環境、こういう中で対応をするという観点で考えておりまして、今般の平和安全保障法制の整備の方向性とは軌を一にするものであると認識しておりますし、また、自衛隊の任務には全く変わりがないと

いうことでありまして、今般の法整備によりまして全く新しい装備が必要になったり、また大増強が必要になるということではなくて、防衛大綱、中期防、これを引き続き現行計画に従つて着実な防衛力の整備を行っていくということでござい

ます。

○又市征治君 時間がなくなりました。最後にし

この法案成立によつて、自衛隊員が危険な状態に陥ることはないとか、あるいは他国の戦争に巻き込まれることは絶対ないとか、防衛費自体が増えることはないなどという説明をされますが、その根拠を全く明らかにされない。そればかりか、ますます疑念が深まるばかりだ、だから国民が全く理解できない、こういうことになっているという

ことを強く申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○山本太郎君 生活の党と山本太郎となかまたち共同代表の山本太郎です。

前回に引き続きまして、経済的徴兵制と意に反する自衛隊員募集について質問いたします。

中谷大臣、どうしてこれだけしつこく私がこの経済的徴兵制と意に反する自衛隊員募集ということにこだわるのかという話なんですけれども、今回の戦争法案によつて自衛隊の志願者が減つてしまつて専守防衛さえも危うくなるんじゃないかなというのを私は心配しております。

今回の戦争法案は、自衛隊員のリスクを異常に高めるだけではなく、従来の専守防衛、災害救助の大義のある正義の自衛隊から、ジュネーブ諸条約を始めとする国際人道法違反の常習犯である米軍の戦争犯罪の共犯者になることによつて、自衛隊員が自らも戦争犯罪者になってしまうリスクがある、そう考えれば、この先隊員の確保が難しくなるというのが当然だと思ふんですね。

愛する国の防衛、愛する国民の災害救助には使命感を持てるのに、中身も分らない荷物を運ばせられる。大掛かりな運送屋じゃないんですから。米軍の下請部隊として、自国が攻撃されていない

のにもかかわらず、遠い外国で武力行使や米軍の後方支援などでテロのリスクに直面し、場合によっては米軍の戦争犯罪の共犯者となって汚名を着せられ、新設される国外犯処罰規定によつて処罰されるリスクまで負うことになっては、自衛隊の志願者が減り、その分無理のある強引な自衛隊員の募集、リクルートが横行することになりかねないと思ふんです。私は、自衛官を健全に募集するためには、今回のような戦争法案、もう廃案以外ないと思ふんです。

それでは、前回時間切れで予告だけになってしまいました強引なリクルートについて質問いたします。

沖縄の八重山毎日新聞の記事でございます。パネルお願いします。(資料提示)

皆さんのお手元には資料があると思ひます。このパネル、今年七月二十八日、沖縄の八重山毎日新聞の一面トップ記事、自衛隊沖縄地方協力本部の職員が沖縄県石垣市の中学三年生の自宅を戸別訪問、そして募集活動をしたという内容でございます。

防衛省によりまして、自衛隊は、全国のおほとんど全ての市区町村から、中学三年生と、十七歳から二十三歳までの合計七世代の若者をターゲットとして、住所、氏名、生年月日、性別の個人情報、四情報です、この四情報を収集してDMの郵送、戸別訪問、ポスティング、これらで違法な選挙運動みたいな話になっていきますけど、大丈夫なんですかね、募集活動をとにかくまめにやっているとお話なんです。

中谷大臣、この八重山毎日新聞の記事では、中学校三年生の保護者の方が、どうして個人情報、こんなこと知っているのか、えっ、戸別訪問までやるんですか、そんな疑問の声がたくさん上がっているそうです。これに對しまして、自衛隊の沖縄地方協力本部の石垣出張所の所長さん、このようにおっしゃっています。「戸別訪問は以前から行っている。法令の解釈で認められており、防衛事務次官の通達もある」、このように説明し

たそうです。この防衛事務次官の通達、防衛省から提出を受け、本日の配付資料の中に入っております。

中谷大臣、この事務次官通達というのを幾ら読んでも戸別訪問で書いているとは思っていただけないでしょうか。この通達に書いていないと思うんですけど、これ、どうということなんでしょう。

○国務大臣(中谷元君) 提示をいただきました資料等にありまして、この地方協力本部石垣出張所の所長が八重山毎日新聞の取材に対して防衛事務次官通達のものもあると説明したことは承知しております。報道にありますが事務次官通達につきましては、住民基本台帳の閲覧による募集対象者情報の取得に関連して説明をしたものであり、戸別訪問のことではありません。

防衛省としては、今後とも、自衛官の募集については法令等に基づく適切な実施に努めてまいりたいと思っております。

○山本太郎君 ということは、この石垣市の所長さんは、この通達のことに関してはよく御存じなかったということですね。戸別訪問に関しては、これ、だつて関係ない話でものね、この通達は、住基からその情報をいただくということに関しては許されている通達だけれども、戸別訪問に関しては、だつてこれ、八重山毎日新聞のインタビューにはそう答えているんですよ。戸別訪問の法的根拠は通達に書かれているというようなことを言っているんですよ、資料見ていただいたら分かると思うんですけども、これ、ちゃんと指導した方がいいんじゃないですか、この方。これ、いいんですか、間違いですよね、ただのね。(発言する者あり) はい、分かりました。

先に進みます。
お配りしたもう一つの配付資料、防衛省から提供されました、今年、平成二十七年年度、自衛隊沖縄地方協力本部が沖縄県の各市町村に対し提出した情報提供依頼文書と住民基本台帳の閲覧申請書。大臣、この依頼文書の中で、例えば宮古島市を見てみると、平成九年四月一日から平成十年四月一日までに生まれた一つの年代だけなんです。

ね。名護市に対しては、平成一年四月一日から平成十年四月一日までに生まれた九つの年代の個人情報提供を依頼する。これ自治体によってちよつとばらつきがあるんですけども、こういうことですか。手短かに。ありがとうございます。

○国務大臣(中谷元君) 宮古のケースは、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のために、十八歳に達する平成九年の四月一日から平成十年の四月一日まで出生した者の氏名、生年月日等についての資料請求を依頼しております。

また、名護市に宛てた依頼文書では、同じ目的で、十八歳から二十六歳に達する平成元年四月一日から平成十年四月一日まで出生した者の氏名、生年月日、出生年月日についての資料の提出を依頼しております。

これは、自衛官の募集に際して必要な募集対象者の情報の取得にあつては、各市町村ごとの募集対象者の規模、地域ごとの状況を踏まえて各地方協力本部において依頼の範囲を判断をしております。宮古島市と名護市に対する依頼の範囲が異なつた点についても、このような地域ごとの状況を踏まえて沖縄の地方協力本部が独自に判断をしたものでございます。

これはどういうことかといいますと、非常に人口が過密なところもあれば過疎なところもありまして、やはり過疎のところはより多くの方々にお声を掛けたいというようなことで、特に決まはないわけでありまして、各地方協力本部、それに任せているということでございます。防衛省としては、今後とも、資料の提出の根拠となる法令等を丁寧の説明して、地方協力団体の協力をお願いをして、地域ごとの状況を踏まえて優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○山本太郎君 なるほど。特に深い意味はなく、人口のばらつきだつたりいろいろな諸条件があつてその年代を求めるしかなかったというようなことだということですね。へえ、いろんな情報を御存じなんです。

すけれども、こちらも、例えば那覇市に對しましては平成九年四月一日から平成十年四月一日までと平成七年四月一日から平成八年四月一日までの間に生まれた二つの年代なのに対して、石垣市に對しましては、先ほどの中学生の話です、平成四年四月一日から平成十年四月一日までの六年代と平成十二年四月一日から平成十三年四月一日までの合計七つの年代、住民基本台帳の閲覧を申請しています。

これも各自治体ごとにはばらつきがあるんですけども、理由は先ほどと同じようなことなんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 同じでありまして、自衛官の募集に際して必要な募集対象者の情報の閲覧請求に当たっては、市町村ごとの募集対象者の規模など地域ごとの状況を踏まえて各地方協力本部において閲覧請求の範囲を判断をいたしております。那覇市と石垣市に対する閲覧請求の範囲が異なつた点につきましても、このような地域ごとの状況を踏まえて那覇地方協力本部が独自に判断をしたものでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

防衛大臣、前回の本委員会で憲法十八条についてお話ししたと思うんです。憲法十八条の意に反する苦役について、特に意に反するという部分が重要なんじゃないでしょうかという私の質問に対して、大臣も、「戦後の日本は、自由そして民主主義、これが基本でありまして、この自由主義、民主主義に反しているということで、大事な規定だと思っております。」と答弁されたんです。すばらしいですよ。意に反するということは、自由と民主主義に反することだということを大臣おっしゃってくださったということだと思つてます。

また、大臣は、最近では自衛隊員の募集、倍率は七倍以上なんだよ、将来も優秀な隊員が募集に応じてくれると自信を持って答弁されているんです。これは七月十日ですかね、衆議院の細野議員への答弁だつたと思うんですけども、これ、間違いないですよ。

だつたとしたら、住民台帳を書き写してDM送ったり、招かざる客として戸別訪問までして本人や保護者の意に反する募集活動や個人情報収集、これ必要ないんじゃないですかと思うんですよ。そんなに人いるんだらうって、だつたらわざわざどうしてそこまでやるのって。

大臣、私は、自衛隊員の募集について、本人や保護者の意に反する募集活動や個人情報の収集、行ふべきじゃないと思うんですよ。本人や保護者の意に反するDMの郵送、ポスティング、戸別訪問、これもやめるべきだと思うんです。いかがでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 自衛隊というのは我が国を守るという非常に崇高な任務を帯びた組織でございます。この自衛官の募集というのは、自衛隊の人的基盤を支えるとともに組織の精強性を維持する観点から極めて重要でありまして、地域社会と深いつながりを有する地方公共団体を通じて確実に行うことが不可欠でございます。

この観点から、自衛官募集につきまして、自衛隊法に基づいて自衛隊地方協力本部が実施するほか、法定受託事務として都道府県の知事、市町村の長がその事務を行うこととしております。募集対象の情報につきましては、自衛官の募集に必要があることから、住民基本台帳に基づいて、住民基本台帳の一部の写しを閲覧から請求する、より取得をいたしております。

このように、自衛官の募集やそのために必要な情報の取得を行うことは重要だと考えますが、募集対象者本人等から防衛省に対し個人情報の収集を拒否するなどの申出があつた場合におきましては、その意向を尊重をいたしまして対応することになっております。

○山本太郎君 一々こつちからやめてくださいと言わないとやめられないんですかという話ですよ。

で、今の僕の答えというか、質問に対してはほとんど答えていただいていないんですよ、本当に。(発言する者あり) そう、今も後ろからも掛

かつてきていますよ、もう競争率七倍やったら要らぬやろうと。おっしゃるとおりですよ。七倍なのはどうしてこういうことをやるんですかって。しかも、それをやられた方からやめていただけないかと言わないとやめてもらえないという不条理。

先日防衛省からいただいた資料では、平成二十六年年度に高校卒業年齢に達する人たちに送ったDMの發送関連経費、約二千万円だったそうです。一通当たり五十円から八十円のコストという説明がございました。なるほど、一通五十円なら四十万人に送れる、四十万通送れる、一通八十円なら二十五万通DMを送れるという話なんです。

平成二十六年年度、高校三年生に相当する年齢、十八歳です。十八歳の人口は国立社会保障・人口問題研究所によると百十八万人。四十万通なら全体の約三〇％、二十五万通なら全体の約二一％にしかDMを送っていかない。集めた個人情報、全員分郵送しているわけじゃないということですよ。要は、DMを送る人間を選別していますよという話なんです。

ここから推察できるのは、住所、氏名、性別、生年月日の個人情報四情報、この四情報以外の情報を防衛省はせつせと日頃から収集してDMの送付先を決めている可能性が高いということです。ね、これ。個人情報保護の観点からもちろんだらいいにおいがぶんぶんしますけれども。

大臣、住民基本台帳の個人情報四情報以外から防衛省はいろいろな個人情報を収集しているんですか。している、していないで答えください。時間がございません、お願いします。

○国務大臣(中谷元君) しております。

○山本太郎君 しております、力強いお答え、そうですか。

けれども、自衛隊の直接戸別訪問を受けた方々の中に、非常に驚いたという方がいらつしやる。どのようなことなのか。消防に自分自身は就職希望を出しているんだけど、自衛隊の担当者の説明に来たときに、自衛隊との併願でどうだとい

うことをわざわざ言いに来た。どうしてそんなことまで知っているんですかって、これ。四情報で分かる話ですか、これ。

委員長、私は防衛省に対して、今年度、平成二十七年年度に一体何人分の個人情報を収集し、現在何人分の個人情報を保有しているのか、各年代別にその人数の資料を請求しているんですけど、一向に出そうとしないんです。多分、出てくるのはこの委員会全部終わった後じゃないですか。ずっと出てこないかもしれない。この委員会に速やかに提出するよう、理事会で取り計らい、よろしくお願いいたします。

○委員長(鴻池祥肇君) 後の理事会で協議をいたします。

○山本太郎君 本日にDMの送付先、随分絞られているんだらうと、いろんな情報を収集してという話なんですけれども、大臣、今後これもっと楽に情報収集しようと思つたら、マイナンバー使うんじゃないですか。いかがでしょう。

○国務大臣(中谷元君) マイナンバーにつきましては、国の行政機関や地方公共団体において社会保障、税、災害対策の分野で利用されるものでありまして、自衛官の募集の分野では利用することはできないものと承知をいたしております。自衛官の募集につきましては、現在のところマイナンバー制度を利用する予定はございません。

○山本太郎君 ありがとうございます。

じゃ、もう一度、マイナンバーを利用することは、募集に関して、そしてこの自衛隊の人員を広げるといふ部分でマイナンバーを使うことはないと、もう一度断言していただけますか。

○国務大臣(中谷元君) 自衛隊におきましては、幅広く、募集の相談員とかいろんな自衛隊のOBの方とか協力者を通じて優秀な人材の勧誘、確保に努めておりまして、現在の自衛官の募集活動につきまして、マイナンバー制度ができたからといって変更する予定はございません。

○山本太郎君 もう、欲しい答え全然くれないんですね。分かりました。

じゃ、時間が余つたのでこういう質問をしてみたいと思います。もし自衛官を海外に出して万が一のことがあったときに、今の政治にその覚悟はできていると思いますか、覚悟、お答えください。

○国務大臣(中谷元君) 現在でも、PKO活動や海賊対策でアフリカ、非常に環境の悪い地において隊員が活動をいたしておりますが、私なりに、派遣した以上、隊員の安全等につきましては責任を持って活動をいたしております。それなりの覚悟を持っているつもりでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。その覚悟というのも次回どんどん掘り下げていきたいと思っています。

ありがとうございます。

○荒井広幸君 新党改革の荒井広幸です。

この安保法制と並行して議論すべき点が二点あると思いますので、この点、二つお尋ねをしていきたいと思います。

在日米軍基地の在り方の見直しで、共同使用をするべきだと私はかねがね思っております。在日米軍は、日本政府が米国に対しその使用を許可しているものです。ですから、日本の領土です。当然日本の法令が適用されます。しかし、米軍の行動や公務中の米軍人軍属の行為には日本の法令は適用されないという認識でよいでしょうか。また、その理由はなぜでしょうか。外務省にお尋ねします。

○政府参考人(富田浩司君) お答えをいたします。

まず、御指摘にもございましたけれども、在日米軍の施設・区域は日本の領域でございまして、属地的に我が国の法令が適用されるということとでございます。その上で、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されないということになっております。このことは、日本に駐留する在日米軍についても同様でございます。このため、米軍の行為や米軍を構成する個々の米軍人軍属の公務執行中の行為には我が国の法令は適用されな

いということになるわけでございます。しかしながら、このことは、米軍がその活動に際して我が国の法令を無視してよいことを意味することではございません。在日米軍の構成員等は我が国の法令を尊重する義務を負っておりまして、その旨は地位協定の第十六条に規定されておるところでございます。また、在日米軍は、地位協定上、施設・区域の使用に当たり、公共の安全に妥当な考慮を払って活動する義務を負っている、これが第三条の三項に規定されておるところでございます。

○荒井広幸君 基地内で有害物質の不法投棄があったというような報道もあるわけです。こういったものも含めまして、外務大臣にお尋ねしますが、ある種治外法権状態だと思ふんですが、この状態、認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、在日米軍につきましては、地位協定、日米地位協定第三条に基づいて、施設・区域の管理のために必要な全ての措置をとることができる、このようにされております。しかし一方で、これ、属地的にはこの施設・区域内にも我が国の国内法は適用されるということ、今北米局長から説明がありましたように、我が国の法令を尊重する義務を負っている、このようにされております。

こういった状況ですので、施設・区域が治外法権であるという御指摘は当たらないのではないかと、このように考えます。

○荒井広幸君 そういふ指摘があるということでも申し上げておきました。

では、私は、沖縄の負担を軽減するために、また全国に米軍基地があります。いろいろと要望が出てはいるはずなんです。軽減と言つたらいいんでしょうかね、様々な意味で、治安を含めていろんな意見があります。そうなりますと、私は、北澤防衛大臣もいらつしやいますけれども、また中谷大臣もいらつしやるわけですが、やっぱり共同使用というのが一つの鍵だと思ふんですね。そうしますと、どういうことになるかという、

基地の警護や管理、運営は原則として自衛隊が行うということになるんだと思うんです、共同使用。そういうふうになれば、先ほどありましたけれども、地位協定、これは日米安保条約を基にしておりますが、第六条、そして日米地位協定三条、こういったことでの、アメリカが主導権を取るといいますか、ある種、先ほど言いましたように治外法権的なことになってしまいうわけですから、共同使用したという観点から、これ日米安保条約ですから、そもそもが、今議論しているものと並行して、この安全保障上の、安保法制の問題と並行してこれは議論すべきことだと思っているんです。共同使用について、大臣はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(中谷元君) 日本の防衛、またアジア太平洋の地域の平和と安全に寄与する抑止力として日米同盟が十分に機能するためには在日米軍のプレゼンスが確保されているということが必要でありまして、このため、我が国と米国は、日米安保条約に米国の日本防衛義務、これを規定する一方で、我が国の施設・区域の使用を米国に認めているわけでございます。

この今、安保環境が変化をいたしている中で、委員の御指摘のように、在日米軍が言わば自衛隊の施設、これを借りるような形にすることは、日米安保体制の中核的な要素である在日米軍の駐留の在り方を根本的に見直すことにはかならず、見直しの結果、緊急事態における機動的な対応に支障が生じることが懸念をされます。そのようなことから、現在、米国との間では、在日米軍駐留を委員御指摘のような方向で見直すという協議は行っておりません。

他方で、在日米軍施設・区域がその機能を十分に発揮するためには地元の理解と協力が欠かせないということから、訓練の移転など、各地域の実情に応じた負担の軽減に努めるとともに、平成十八年に策定された日米の、在日米軍の再編ロードマップ、これに基づいて米軍施設・区域の統合、返還などを着実に進めているというのが現状でございます。

でございます。

○荒井広幸君 共同使用、いい方向だと思うんですが、そういうことは考えていないと。根本的に見直すことになる、日米安保を。そして、緊急事態に対応できない。何かこの安保法制と似たような緊急という言葉、出てくるんですね。

しかし、本当にこれでいいんですかね。これだけ大きな安全保障法制を見直す議論をしているときに、お忙しいところ官房長官来ていただきました。恐縮ですが、沖縄との協議も今始めているわけですね、移設についても。やはり私は、政府はこの安保法制の審議と同時に、いいチャンスだと思うんです。アメリカに対して、在日米軍基地の在り方の見直しで共同使用すると、これを提案して議論するべきじゃないかと思っているんですが、官房長官の御意見、承ります。

○国務大臣(菅義偉君) ただいま防衛大臣から答弁がありましたように、抑止力にどういう形で極めて機動的に対応できるかということ、ここ、まず極めて大事な点だということに思います。

いずれにしても、そういう中において、日米の共同使用する場合の管理権というんですかね、そういうことはやはり十分に日米同盟の機能が果たすかどうかということ踏まえた上で検討されるべきことだろうというふうに思います。

○荒井広幸君 消極的ですね。

これはやっぱり十分検討してもらって、沖縄含め日本にあります日米軍基地の問題解決の一つとして。そして私は、よほどの機密情報か何かあるのかなと思うんですけれども、共同訓練というのはもう結構やっていくわけですよ。私は、それは物によって違うとかいろいろ話になって、それはもう専門家の領域だとか軍事の領域だなどというふうなことで、どうなんでしょう。か、もう片付けられない時代だと思っんです。共同使用を是非検討していただいて、沖縄等々の基地負担、これを軽減していただきたいと思っんです。

そこで、私はこの間、六月十三日に、これ伊良

部大橋というのが一月にできたんですね。大変長く掛かりました。おおむね九年掛かったんですね。宮古島に飛行機で行って、そして伊良部島に行くと、その橋が架かっているんですけど、すごく立派なものです。海もきれいです。

その先にありますのが下地島なんですね。この下地島は、民間の飛行機の訓練飛行場としてこれができる上がついているんです。しかし、今、民間飛行機訓練はこの下地島空港ではほとんど使っていないんです。なぜかという、シミュレーターで、もうコンピュータ上で民間飛行機のパイロット育成をして、最後は例えばアメリカで集中的に実物に乗ってそうした訓練をしていくということなんです。ですから、当初の民間訓練場というものが今ほとんど機能しておりません。しかも、この空港は三千メートルを有しております、沖縄県のもので。沖縄県のものなんです。

こういうことで、今回、私が提案したいのは、普天間飛行場移設問題の原点は何だったかということから私はこれを視察をさせていただいたんですが、一言で言えば普天間飛行場の危険性を除去するためだ。いっばい住民の方がいるんですから、万が一はあったわけですね。そして、一九九五年、これが米兵による女子暴行事件を端を発したわけですよ。そういうものも全部絡まってきた。そこで、この今、辺野古ということになってきているわけですが、改めて危険性の除去という原点に立つたら、この下地島というのを、沖縄県の持ち物です、どういふふうに考えたらいいかと私は研究をするべきだと、沖縄県も。ただ単に県外移設、その時間の間どうするんですか、沖縄の県民の皆さんの危険をと、こういうこともあるんです。

そこで、お尋ねをいたしたいと思っんです。

防衛大臣、四回の協議をされました。そして、九月九日までですか、一か月間この辺野古への移設工事は中断する。私は、もうこれはいい、適切な判断だと思っんです。四回も行いましたが、このときは大臣行っっていらっしやらないかもしれま

せんが、平行線と聞いておりますが、防衛大臣の認識はいかがですか。じゃ、官房長官。

○国務大臣(菅義偉君) 私自身が二回沖縄に出向きまして、翁長知事と会談をいたしました。また、沖縄の基地の様々な関係者の方との会談をしておりますので、私の方から御説明をさせていただきますというふうに思います。

まず、原点は、今委員御指摘のありましたように、普天間飛行場の危険除去、そして閉鎖です。これは、沖縄県知事の当時要請で、日米の間でこの合意を得たわけです。そして、その移設先として辺野古が、当時の県知事と市長の了解をいただいて閣議決定をした、そういう経緯があります。

しかし、残念ながら、当時、日米合意から十九年たつて、いまだに極めて危険な状況にあることは事実であります。小学校が金網一枚を隔ててすぐ滑走路があると。

ただ、この間に、私たちの政権の中で、昨年にKC130十五機、これを全て岩国に移設をしました。そしてまた、緊急着陸の航空機受入れ、これも九州でやることになっております。あとオスプレイでありますけれども、オスプレイもできる限り国内で運用したいということに思っっております。

下地島の問題でありますけれども、この協議の中で具体的に、これは県が今管理していることになっていきますので、具体的には出ておりません。

それで、私と知事の会談の中で、この危険除去と閉鎖については、これは一致はしておりますけれども、ただ、この問題の原点が、私どもは十九年前の日米合意で危険除去、知事はまさに戦後米軍に接収されたときが原点だと、そういうことには距離がありますので、なかなかそこは縮めることができないのはこれは事実でありますけれども、いずれにしても、残された限り、一か月の工事中断の中で冷静に話し合おうということでありました。

角を突き合わせるような状況でなくて、話し合える状況には今なつてきておりますので、国の思

8月11日(火) 小西洋之議員(民主) 要求

⑤

(藤田幸久委員資料)

全世界の国民に平和的生存権を確認している憲法前文、その解釈上の指針、また、憲法第9条というのはこの憲法の前文が具体化した規定であるというのが政府の見解である最高裁の判決の考え方にもかかわらず、なぜ核兵器の輸送や提供が憲法における法理としてできることになっているのかについて

平成27年8月18日
内閣官房

1. 憲法の基本原則の一つである「平和主義」とは、
○憲法前文第1段における「日本国民は、・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分
○憲法前文第2段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」の部分及び
○「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分
がその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第9条がその理念を具体化した規定であると解している。
2. その上で、我が国は、戦後一貫して、平和国家として歩み、憲法の基本原則の一つである平和主義の理念の下で、我が国及び国際社会の平和及び安全のために最善を尽くしてきており、今後の平和安全法制において我が国が実施することとなる活動も、我が国及び国際社会の平和及び安全のために実施するものである。
3. 政府としては非核三原則を堅持する方針であり、核兵器を保有せず、今後とも保有することはない、核兵器を他国に提供することはない。また、非核三原則を堅持する我が国は、その趣旨、精神に沿ったものとして、「核兵器を輸送しない」との考えであり、さらに、核兵器を輸送するために必要な知見等も有しておらず、現在国会で審議中の平和安全法制に基づき、支援対象国からの要請を受けてその核兵器を自衛隊が輸送することはない。
4. 我が国が非核三原則を堅持していることは世界各国に知られており、また、核兵器については、その高度な秘密性や安全確保の観点から、支援対象国が我が国に対し核兵器の輸送を要請することはない。米国の間でも、米国が我が国に核兵器の輸送を要請することはない旨確認している。

ホルムズ海峡機雷封鎖に関する主な経緯

【アラブエネジャード攻撃】

2012.09 米国主催国際掃海訓練（ペルシヤ湾）に海上自衛隊が参加
外務省、「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」を作成

【ロウハニ攻撃】

2013.11.10 日・イラン外相共同声明
※海上安全保障と航海の安全を確保することの重要性を強調、ペルシヤ湾も含め国際公海として海洋における平和と安定の重要性について一致

2014.05.27 政府が「15事例」を与党協議会に提示
※15事例にホルムズ海峡含める

2015.05.15 平和安全法制国会提出

2015.06.08 駐日イラン大使が外務省を訪問し、中東アフリカ局長と会談
※イランはホルムズ海峡を機雷封鎖せず

2015.06.15 第10回日本・イラン局長協議
※イランはホルムズ海峡を機雷封鎖せず

2015.07.10 安倍総理が衆議院平和安全法制特別委員会で、イランによる機雷封鎖とイランの掃海に言及（藤田委員に対して）

2015.07.23 駐日イラン大使が記者会見
※イランはホルムズ海峡を機雷封鎖せず

平成27年9月2日 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 藤田幸久
出典：平成27年8月18日参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会提出資料 藤田幸久 参務所作成資料

七年七月十日

五〇

思案のほかに、事実上戦闘行為が終結したというように判断できるものはありませんか。もう一通言いますか。

○福田委員 先ほど申し上げました、実質的な停戦合意、そして正式な停戦合意、この二つがあります。その段階で機雷の除去が武力の行使として認定されるかどうか、この機雷は、先ほど言いました道義的として認定されるかどうか、ここにかかってくると思います。

しかし、現実問題、この時点でこれを認定された場合だと判断するの、これは大変難しいというのが現実でありますので、武力の行使として認定されたとしても国際法上過度にならない、こういったことのために、各国もこうした安保理決議をしっかりと採用して、国際法上説明できる、こういった体制を整えたというのが過去の例であります。

我が国も、そういった過去の例をしっかりと振り返りながら、我が国として、現実、何をしなければならぬのか、国民の命や暮らしを守るために何をしなければならぬのか、こうした体制をつくる際に、しっかりと法整備をつくっていくかなければならぬと考えています。

○福田委員 道義と判断するのは難しい、他の国は武力行使としてやっているというところから、簡単に言う、やはり本質的に、敵国にやらせれば停戦の意思表明以外に、第三者である日本が事実上戦闘行為が終結したというのが判断できるものかというのではないかと、このことなんでしょう、本質的に、そこはつきりしていると思っています。

中谷さん、ついでに聞いておきますけれども、一九九一年四月二十三日の参議院外務委員会、防衛の参議院外務委員会は、機雷を撤去した国はその相手国をいばやっつけようという機雷を撤去しているわけで、その機雷を撤去する行為はそれに対する敵対行為とみなされるということに相なるのかと是非しています。

この答弁は依然として生きている、否定されませんね、簡単に。

○中谷委員 武力行使の一環だと認識しております。

○福田委員 先ほどお示した、〇二一年の国際掃海訓練に関する外務省の資料、これですけれども、参議院、ちよと聞いてほしいんですけど、これも、これは「対イラン関係の留意点」という、関連がありまして、イランによる掃海訓練への参加は、イラン側からの強い反応を惹起し得るもの」とも書かれています。

このように、機雷撤去の訓練への参加でさえ、イランからの強い反応を惹起し得るもの、これが現実と判断するの、これは大変難しいというのとが懸念されているわけですから、ましてや機雷下の掃海訓練となれば、イラン側からの無用な反発を招きかねないと思っておりますが、いかがですか。

○参議院外務委員会 これはまさに、先ほどお示し申し上げておりますように、いわばイランが機雷を撤去した段階において、地域には米軍の艦隊等々もござります。例えばここで交戦状態になつていくなかには、これは当然機雷も行方不明になります。このときに掃海をすれば、これは当然、いわば機雷撤去の行為として武力攻撃を受ける可能性というのは排除できないであらう、このように思います。

私たちが行うのは、事実上の停戦合意がなされているわけでありまして、事実上、交戦は行われていない。しかし、これは国際法的には停戦が行われていないものでありますから、国際法上はこれを撤去することは武力行使に当たると見られる。イランとしては、これはいわばイランが停戦に向かつて進んでいくという中において、日本の艦を、機雷を撤去してしまつた機雷を撤去している日本の艦にその攻撃は、これはおぼろげななかろうという状況を確認する中において、我々はホルムズ海峡、イランの、掃海を行うこと、どうなっております。

平成 27 年 9 月 2 日我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 藤田幸久
我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議事第十九号（平成 27 年 7 月 10 日）より藤田幸久事務所作成資料

2

イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）

取扱厳重注意

外務省資料

●ホルムズ海峡をめぐる動き

国際社会からの制裁強化の動きや、イスラエルの武力行使にかかる発言などを受け、イランは一時（昨年末から本年2月頃まで）ホルムズ海峡「封鎖」を警告。

- ✓我が国から、挑発的言動を慎むよう働きかけ。
- ✓1月、米国はホルムズ海峡「封鎖」は 米国のレッドラインを越えるものと警告。
- ✓3月以降は、イランもホルムズ海峡封鎖について言及しなくなっている。

イランには一時的に同海峡を「封鎖」ないし通航を妨害する能力はあるが、外国の軍事対応がある「封鎖」は長期間維持できないと見られる。また、経済的に得策でもない。イラン原油輸出は同海峡経由で行われており、海峡「封鎖」はイラン自らの経済活動を封殺するもの（イランの外貨収入の7割以上が原油輸出）であり、ホルムズ海峡「封鎖」は、イランにとっても重大な決断を要するもの。

●イランの核問題

4月14日、約1年3か月ぶりにEU3+3とイランの協議が再開。5月23日及び24日、同協議がバグダッドにて実施され、本格的な交渉がスタート。双方に意見の相違はあるものの、協議継続で合意（6月（18日及び19日）にモスクワにて実施）。EU3+3は、イスラエルによる対イラン武力行使の機運を高めないよう、イランへの「圧力」を維持しつつ、慎重に「対話」を継続中。次回協議は7月1日からの原油制裁発動の直前の鍵となる会合。今夏以降の情勢については、6月の協議を見極める必要。

●米中央軍主催国際掃海訓練への参加（対イラン関係の留意点）

2011年9月の米英共催多国間掃海訓練参加の際、イラン側から目立った反応はみられなかったが、現下の厳しい日・イラン関係（米国防権法を受けた我が国のイラン産原油輸入量削減、経済関係の縮小、二国間対話の減少等）に鑑みれば、イランにとっての敵国である米主催によるペルシャ湾での掃海訓練への参加は、イラン側からの強い反応を惹起し得るもの。イラン側から我が方に対しても申入れがあった場合には、我が方考え方を説明し適切に対応する。

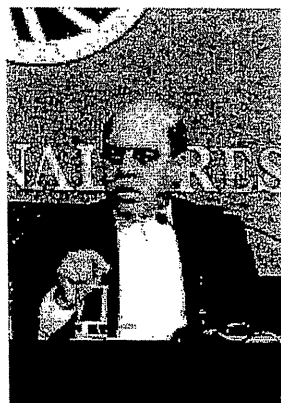
駐日イラン大使:ホルムズ機雷敷設例示に「全く根拠ない」 毎日新聞 2015年07月23日 20時09分 (最終更新 07月23日 20時17分)

安保法案審議で安倍首相の集団的自衛権行使の事例で

イランのナザルアハリ駐日大使は23日、東京都内の日本記者クラブで記者会見し、衆議院を通過した安全保障関連法案の審議で安倍晋三首相が集団的自衛権を行使できる事例としてホルムズ海峡の機雷掃海を例示したことに対し、「イランを想定しているなら、全く根拠のないこと」と述べ、イランが機雷を敷設するなどして同海峡を封鎖する可能性を否定した。

ナザルアハリ大使は「イランは有数の原油輸出国。(核開発疑惑を巡る)制裁で輸出額が半減し、これから輸出を増やそうとしているのに、なぜ海峡を封鎖する必要があるのか」と強調。2013年11月に岸田文雄外相とイランのザリフ外相が共同声明で確認したペルシャ湾での「航行の自由」に触れ、「日本との関係で航路の安全を確保することはイランの責務だ」と述べた。

また、イランの核問題の解決に向けて主要6カ国(米英仏露中独)とイランが最終合意した「包括的共同行動計画」を受け、イランでのビジネス参入を狙って積極的な動きを見せる欧米やトルコ、中国や韓国などに比べて「日本の民間セクターは出遅れている」と指摘。そのうえで「イランは日本と同じ地震多発国。自然災害への知見を備えた日本には原子力発電所の保全や安全対策の面での貢献を期待している」と述べた。【高橋宗男】



記者会見するナザルアハリ駐日イラン大使＝東京都千代田区の日本記者クラブで
2015年7月23日、高橋宗男撮影

平成27年9月2日我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 藤田幸久
毎日新聞2015年7月24日朝刊より 藤田幸久事務所作成資料

4

(前川清成委員資料)

①

徴兵制に関する石破茂地方創生担当大臣の発言

日本の国において、徴兵制は憲法違反だと言ってはばからない人がいますが、そんな議論は世界じゅうどこにもないのだろうと私は思っています。徴兵制をとらないは別として、徴兵制は憲法違反、なぜですかと聞くと、意に反した奴隷的苦役だからだと。国を守ることが意に反した奴隷的苦役だというような国は、私は、国家の名に値をしないのだろうと思っています。

(石破茂委員・当時)

平成27年9月2日
参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 前川清成
出典:平成14年5月23日衆議院憲法調査会基本的人権の保障に関する調査小委員会会議録より前川清成事務所作成

②

Article XVII. No person shall be held in enslavement, serfdom or bondage of any kind. Involuntary servitude, except as a punishment for crime, is prohibited.

日本国憲法第18条後段

又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

平成27年9月2日
参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 前 川 清 成
出典：マッカーサー草案より前川清成事務所作成

③

AMENDMENT XIII

SECTION 1. Neither slavery nor involuntary servitude, except as a punishment for crime whereof the party shall have been duly convicted, shall exist within the United States, or any place subject to their jurisdiction.

修正第13

第1条 奴隷または任意でない苦役は、当事者が適式に有罪の宣告を受けた犯罪の処罰としての外は、合衆国またはその管轄権に従属する地域内において存在することを許さない。

平成27年9月2日
参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 前 川 清 成
出典：アメリカ合衆国憲法修正13条より前川清成事務所作成

④

結論として、我々は人民の偉大な代表機関が宣言した戦争に起因して生じる、国家の防衛に寄与するという市民の権利と名誉という崇高にして高貴な義務の遂行を、第一三修正の禁止に違反する意に反する苦役であり、政府による強制とするいかなる理由も想像できず、我々は、その主張は、単にその文言について論破されているという結論に至らざるを得ない。

平成27年9月2日
参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 前川 清 成
出典：Arver v. United States, 245 U.S.366(1918) (日本法学79巻3号)より前川清成事務所作成

(仁比聡平委員資料)

ガバインズ及び平和安全法制に基づく主要検討事項	
IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保 ~ Seamlessly Ensuring Japan's Peace and Security ~	
A 平時からの協力増進	【平素】
情報収集、警戒監視及び偵察	
○ 東シナ海等における共同ISRのより一層の推進	
○ 南シナ海に対する関与のあり方について検討	
アセットの防護	
○ 平素における米軍等の防護対象及び武器使用権限の整理	
○ 武器使用に係る手続きの具体化(ROEの策定等)	

- 次に第IV章「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」について説明します。第IV章は、「平素」、「重要影響事態」、「武力攻撃事態等」、「存立危機事態」の4つに区分されます。
- まず「平素」であるAI平時からの協力増進につきましても、2つの主要な検討があると認識しており、1つは「情報収集、警戒監視及び偵察」、2つ目は「アセットの防護」です。
- 「情報収集、警戒監視及び偵察」につきましては、東シナ海、日本海等に関しては、各情報収集システムを活用し、共同ISRのより一層の推進に努めます。南シナ海については、今後、WG等を活用し、関与のあり方について検討していきます。
- 次に、「アセットの防護」につきましては、今までは我が国の防衛に資するアセットの防護は武力攻撃事態のみ可能でしたが、新たな法制では、平素においてもアセットの防護が可能となる可能性があります。自衛隊員が武器等防護のための武器使用が可能となる場面及び武器使用に係る細部事項について具体化し、関連規則並びにROE等の整備を行うことが必要と認識しています。

(1分20秒)

【参考資料】

新設予定の自衛隊法第95条の2の適用により、訓練・演習中を含め我が国の防衛に資する活動に従事している場合における他国の軍隊を含む米軍等を防護することが可能となる。

- 重要影響事態に際して行われる輸送・補給等の活動
- 我が国の防衛に資する情報収集・警戒監視活動
- 我が国を防護するために必要な能力向上のための共同訓練

資料②

出典：防衛省提出資料

2015年9月2日

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

日本共産党 仁比 聡平

ガイドライン及び平和安全法制に基づく主要検討事項

IV. 日本の平和及び安全の初め目のない確保
～ Seamlessly Ensuring Japan's Peace and Security ～

D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対応行動

【存立危機事態】

防衛、警備等計画

武力攻撃事態

+

存立危機事態

下図に示す作戦等において日米間で協力

(武力攻撃事態において行う作戦として、防衛、警備等計画には記載されている
内容であり、必要があれば修正)

- <協力して行う作戦の例>
- プレートの防護
 - 捜索・救難
 - 海上作戦(機雷掃海等)
 - 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦
 - 後方支援

○ 次に、「存立危機事態」であるD「日本以外の国に対する武力攻撃への対応行動」
について説明します。

○ 武力攻撃事態等に加え、新たに「存立危機事態」が対応すべき事態として
追加されることとなります。

○ ガイドラインに示された存立危機事態において協力して行う作戦は、
武力攻撃事態を行う作戦として、防衛、警備等計画には記載されている内容であり、
協力して行う作戦の例としては、「プレートの防護」、「捜索・救難」、
「海上作戦(機雷掃海等)」、「弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦」、
「後方支援」があります。

○ 検討の進捗に伴い、防衛、警備等計画への記述内容について具体化していく予定です。

○ 今後、「存立危機事態」において自衛隊が実施する事項、武力の行使の範囲
及び武器使用について政府検討を踏まえつつ、骨内において検討を深化させる
必要があります。

(1分)

資料③

出典：防衛省提出資料

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
日本共産党 仁比 聡平

合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護について

1 合衆国軍隊等の部隊が自衛隊と連携して行う「我が国の防衛に資する活動」
について

(1) アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織(以
下「合衆国軍隊等」という。)の部隊が自衛隊と連携して行う「我が国の
防衛に資する活動」(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場
で行われるものを除く。以下同じ。)に該当し得る活動としては、例えば、
以下の活動が考えられる。

- ① 合衆国軍隊等の部隊が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全
を確保するための措置に関する法律第1条に規定する我が国の平和及び
安全に重要な影響を与える事態(以下「重要影響事態」という。)に際し
て行う人員及び物資の輸送、補給等の活動
- ② アメリカ合衆国の軍隊の部隊が行う我が国の防衛に資する情報収集活
動又は警戒監視活動(弾道ミサイル等に関するものを含む。)
- ③ 合衆国軍隊等の部隊が行う我が国の防衛に資する情報収集活動
が行う我が国の防衛に資する情報収集活動又は警戒監視活動
させるための共同訓練(このような共同訓練は、高度な戦術技能、一定
以上の相互運用性及び戦術等に関する情報を共有し得る関係が前提とな
る。)
- (2) 警護の対象となる合衆国軍隊等の部隊は、自衛隊と連携して「我が国の
防衛に資する活動」に従事する部隊であるから、「その他の外国」の部隊
は、防衛分野において我が国と緊密な協力関係にある外国の部隊におのず
から展げられるものと考えている。
- (3) 自衛隊と連携して「我が国の防衛に資する活動」に現に従事している合
衆国軍隊等の部隊の武器等については、これらが破壊・奪取された場合に
は、当該活動や、事態等が拡大した場合における我が国の防衛力を構成する重
要な物的手段に相当するものと評価することができると考えている。

2 適用に係る判断について

合衆国軍隊等から警護の要請があった場合は、防衛大臣が、当該合衆国軍
隊等の部隊が自衛隊と連携して従事する活動が「我が国の防衛に資する活動」
に該当するか及び自衛官が警護を行うことが必要かについて、判断を行うこ
ととなる。

合衆国軍隊等からの警護の要請があった場合における手続等に係る運用
上の枠組みや重要影響事態における適用に係る基本的事項等については、国
家安全保障会議の審議を含め、内閣の関与を確保した形で事前に方針を策定
することを考えている。

資料⑤

出典：防衛省提出資料

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
日本共産党 仁比 聡平

(山本太郎委員資料)

中学3年生に戸別訪問で自衛官募集!!

八重山毎日新聞
Yaeyama Mainichi

第129号
2015(平成27)年
7月28日(火曜)
第1版
第1面
第10頁

自衛官募集で戸別訪問

沖縄協力本部石垣出張所



「法令解釈上認められている」 保護者から疑問の声

【石垣市】自衛隊は、中学生に戸別訪問で自衛官を募集している。保護者からは「法令解釈上認められている」という声も聞かれる。自衛隊は、中学生に戸別訪問で自衛官を募集している。保護者からは「法令解釈上認められている」という声も聞かれる。自衛隊は、中学生に戸別訪問で自衛官を募集している。保護者からは「法令解釈上認められている」という声も聞かれる。

自衛隊法第96条に規定する武器の使用について（衆・防衛指針特委整理学会提出。
平成11年4月23日）

1 平成3年9月27日の政府見解の趣旨

平成3年9月27日の政府見解は、国際平和協力法第24条に規定する自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防御するための武器の使用を、憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例示として挙げ、その理由として、それが「いわば自己保存のための自然的権利というべきものであることを述べているものであり、憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しない武器の使用を自己保存のための自然的権利に基づきものに限定しているものではない。

2 自衛隊法第95条に規定する武器の使用と武力の行使との関係

自衛隊法第95条に規定する武器の使用も憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例である。

すなわち、自衛隊法第95条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行使の要件は、従来から以下のように解されている。

- (1) 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること。
- (2) 武器等の追迫によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと。
- (3) 武器の使用は、いわゆる警護比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られること。
- (4) 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなる。
- (5) 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。

自衛隊法第95条に基づく武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、あくまで現場にある防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行爲であり、それが我が国領域外で行われたとしても【注】、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

【注】自衛隊法第95条の2は域外適用なし。

出典：防衛省提出資料

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

日本共産党 仁比 聡平

資料⑥

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 生活の党と山本太郎とお互に主たち：山本太郎
＜国立国会図書館蔵書提供「2015年7月28日（火）八重山毎日新聞 一面」より山本太郎事務所作成＞

防人青第5876号
27. 3. 31

陸上幕僚長 殿

事務次官
(公印省略)

自衛官等及び学生等の募集のために必要な募集対象者情報の提供を市町村の長に求める場合における適切な事務の徹底について(通達)

防衛省：自衛隊においては、自衛官及び自衛官候補生(以下「自衛官等」という。)並びに防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊清理工科学校(以下「学生等」という。)の募集のために必要な募集対象者情報(募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。以下同じ。)の提供を市町村の長(特別区の長を含む。以下同じ。)に求める場合における適切な事務の実施に努めてきたところである。

しかし、平成26年10月に一部の自衛隊地方協力本部の長から市町村の長へ宛てた依頼文書において、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の規定に基づいて求めることができない旨、陸上自衛隊清理工科学校の生徒の募集対象者情報に関する資料の提出を求める事案が確認された。

このため、自衛官等及び学生等に関する募集のために必要な募集対象者情報の提供を市町村の長に求める場合における適切な事務を徹底し、国民に防衛省・自衛隊に対する不信の念を抱かせ、ひいてはその威信を失墜させることのないよう、自衛隊地方協力本部その他の募集担当部局に対し、下記の事項について周知徹底を図ることとされたので、その実施に連携のないよう推進された。

記

1. 募集対象者情報の入手方法と根拠法令

自衛隊地方協力本部の長は、自衛官等の募集のために必要な募集対象者情報に関する資料について、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、市町村の長に提出を求めることができる。

2015年9月2日、参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料「防人青第5876号 平成27年3月31日 防衛省事務次官通達」

沖縄地本第374号
27. 3. 31

宮古島市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出について(依頼)

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところですが、これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。御承知のとおり、貴職におかれましては、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項の規定に基づき法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」(平成26年4月17日付防人青第5451号)を防衛大臣から發出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報(以下「募集対象者情報」という。)に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容

出生の年月日が平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者(日本人住民に限る。)の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2. 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の内情かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料(募集対象者情報提供要請文)
2015年9月2日、参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において前面印刷

平成二十七年八月十日

市民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

市民基本台帳法(昭和四十二年法律第81号)第1条の規定に基づき、下記のとおり市民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求者の氏名

請求者の住所

請求者の職業

請求者の年齢

請求者の性別

請求者の婚姻状況

請求者の家族構成

請求者の学歴

請求者の職歴

請求者の収入

請求者の資産

請求者の負債

請求者のその他

請求の事由

請求に係る住民の範囲

資料(市民基本台帳閲覧申請書)
2015年9月2日、参議院及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会
生活の党と日本大衆となつた。日本大衆
何れも選挙権を日本大衆に譲渡するに決めた。

八月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本を海外で戦争する国にする戦争法案反対に関する請願(第三〇七二号)

一、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法措置を行わないことに関する請願(第三〇八〇号)

一、日本を海外で戦争する国にする戦争立法反対に関する請願(第三〇八一号)

一、日本を海外で戦争する国にする戦争法案反対に関する請願(第三〇八二号)

一、安保関連法案(戦争法案)の速やかな廃案に関する請願(第三〇八三号)

一、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行わないことを強く求めることに関する請願(第三〇八四号)

一、集団的自衛権の行使を可能とする武力攻撃事態法など十法の改正案と海外で他国軍を後方支援する国際平和支援法案を成立させないことを強く求めることに関する請願(第三〇八五号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために戦争法案(国際平和支援法、平和安全法制整備法)を廃案にすることに関する請願(第三〇八六号)

一、憲法違反の集団的自衛権行使を可能にする全ての立法や政策に反対することに関する請願(第三〇八七号)

一、戦争法案廃案に関する請願(第三〇八八号)

一、集団的自衛権を容認した閣議決定を撤回し、これに基づく全ての立法や政策に反対することに関する請願(第三〇九六号)

一、安保関連法案(戦争法案)の速やかな廃案に関する請願(第三〇九七号)

一、平和憲法を踏みにじり、海外で戦争をするための安全保障関連法案(戦争法案)の廃案に関する請願(第三一〇〇号)(第三一〇一号)

(第三一〇二号)

一、安保関連法案(戦争法案)の速やかな廃案に関する請願(第三一〇三号)

第三〇七二号 平成二十七年八月十四日受理

日本を海外で戦争する国にする戦争法案反対に関する請願

請願者 高知市 山内鏡子 外九百二十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五八三号と同じである。

第三〇八〇号 平成二十七年八月十七日受理

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法措置を行わないことに関する請願

請願者 東京都国立市 片岡克美 外二百三十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三〇八一号 平成二十七年八月十七日受理

日本を海外で戦争する国にする戦争立法反対に関する請願

請願者 東京都小平市 小林恒 外七百三十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一五八二号と同じである。

第三〇八二号 平成二十七年八月十七日受理

日本を海外で戦争する国にする戦争法案反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市 藤原節子 外五千六百七十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一五八三号と同じである。

第三〇八三号 平成二十七年八月十七日受理

安保関連法案(戦争法案)の速やかな廃案に関する請願

請願者 東京都西東京市 櫻井奈保子 外

二百三十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二四四一号と同じである。

第三〇八四号 平成二十七年八月十七日受理

集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行わないことを強く求めることに関する請願

請願者 東京都三鷹市 大森迪子 外九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二四七四号と同じである。

第三〇八五号 平成二十七年八月十七日受理

集団的自衛権の行使を可能とする武力攻撃事態法など十法の改正案と海外で他国軍を後方支援する国際平和支援法案を成立させないことを強く求めることに関する請願

請願者 東京都小金井市 増子美津枝 外四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二八二八号と同じである。

第三〇八六号 平成二十七年八月十七日受理

子供たちに平和な未来を手渡すために戦争法案（国際平和支援法、平和安全法制整備法）を廃案にすることに関する請願

請願者 埼玉県深谷市 松丸誠一 外二百四十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二八六七号と同じである。

第三〇八七号 平成二十七年八月十七日受理

憲法違反の集団的自衛権行使を可能にする全ての立法や政策に反対することに関する請願

請願者 東京都葛飾区 菊池知子 外七十九名

紹介議員 吉良よし子君

世論の多くは第九条改憲に反対している。どの

世論調査でも第九条改憲反対は多数であり、最近では集団的自衛権行使容認反対は過半数を占めている。にもかかわらず安倍政権は、しやにむに集団的自衛権行使ができるように突き進み、閣議決定や立法で憲法第九条を空文化し、日本をアメリカと共に世界のどこでも武力行使ができる戦争する国にしようとしている。日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれた。特に憲法第九条は、「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定め、国内でも世界でも人々の支持を集めている。憲法第九条を形骸化する集団的自衛権の行使を絶対に許すことはできない。また、明文改憲に反対し、憲法を守り、いかすことを強く求める。

一、憲法違反の集団的自衛権行使を可能にする全ての立法や政策に反対すること。

第三〇八八号 平成二十七年八月十七日受理

戦争法案廃案に関する請願

請願者 沖縄県国頭郡大宜味村 平良啓子 外千四名

紹介議員 糸数 慶子君

安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定（二〇一四年七月）を具体化するための法案を国会に提出した。これは、日本をアメリカの起す戦争にいつでもどこでも参加できるようにする戦争法案である。自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援をする、武器の使用もできるようにする、集団的自衛権を発動しアメリカの先制攻撃にも参戦するなど憲法第九条をないがしにする大問題があり、憲法学者のほとんどが違憲と批判している。また、沖縄では県民の民意を無視して辺野古新基地建設を強行に進めているが、戦争に加担する新基地建設を認めることはできない。ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、「戦争法案」を廃案にすること。

第三〇九六号 平成二十七年八月十八日受理

集団的自衛権を容認した閣議決定を撤回し、これに基づく全ての立法や政策に反対することに関する請願

請願者 千葉県東金市 岡部秀子 外九百九十九名

紹介議員 小西 洋之君

この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。

第三〇九七号 平成二十七年八月十八日受理

安保関連法案（戦争法案）の速やかな廃案に関する請願

請願者 千葉県 須藤七重 外九百九十九名

紹介議員 小西 洋之君

この請願の趣旨は、第二四四一号と同じである。

第三一〇〇号 平成二十七年八月十八日受理

平和憲法を踏みにじり、海外で戦争をするための安全保障関連法案Ⅱ戦争法案の廃案に関する請願

請願者 千葉県松戸市 福井靖子 外二十九名

紹介議員 山本 太郎君

安倍内閣は、自衛隊法や武力攻撃事態法など既存十法を一括して改正する平和安全法制整備法案と自衛隊の海外派兵を随時できるようにする新設の国際平和支援法案を国会に提出し、成立を急いでいる。この二つの安全保障関連法案の内容は米軍などが起こした戦争に自衛隊が地理的限定なく、非戦闘地域に限らず参加するまさしく戦争法案と呼ばれるものであることがますますはっきりしてきた。安倍内閣は必要最小限度の武力行使は許されたとし、武力行使の再三要件を決めたが、時の政権の判断によって幾らでも拡大する可能性があることもはっきりしてきた。若い自衛隊員の戦死を含むリスクが増大することは明らかである。そればかりか、他国の戦争であっても時の政権が我が国の存立危機事態であると判断した場合、地方公共団体も公共機関も自衛隊や米軍など

への協力が義務付けられ、港湾、飛行場、道路、海域、空域、電波について国民の利用を制限し自衛隊と米軍等他国の軍隊の利用を優先することが法案に明記されている。国家総動員体制にも導く法案と言わなければならない。このような戦争法案は憲法違反だと多数の憲法学者も述べている。憲法第九条（戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認）を踏みにじり、国民主権、議会制民主主義もないがしろにする戦争法案を絶対に認めることができない。

一、戦争法案（平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案）を廃案にすること。

第三一〇一号 平成二十七年八月十八日受理

平和憲法を踏みにじり、海外で戦争をするための安全保障関連法案Ⅱ戦争法案の廃案に関する請願

請願者 千葉県松戸市 麻場文男 外十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第三一〇二号 平成二十七年八月十八日受理

平和憲法を踏みにじり、海外で戦争をするための安全保障関連法案Ⅱ戦争法案の廃案に関する請願

請願者 千葉県松戸市 宮不成一 外十八名

紹介議員 小西 洋之君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第三一〇三号 平成二十七年八月十九日受理

安保関連法案（戦争法案）の速やかな廃案に関する請願

請願者 千葉県いすみ市 竹内加代子 外九百九十九名

紹介議員 小西 洋之君

この請願の趣旨は、第二四四一号と同じである。

平成二十七年十月十三日印刷

平成二十七年十月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P